

第 2 編

事業の概要

第2編 事業の概要

第1章	保 健	15
第2章	医療・薬事	27
第3章	福 祉	39
第4章	生活環境	97
第5章	試験・検査・研究	102

第1章 保 健

第1 健康づくり事業

近年、我が国においては、不適切な生活習慣に伴う生活習慣病の増加が大きな問題となっており、また、こうした病気が障がいや要介護状態の原因として「健康で生きられる期間(健康寿命)」の延伸を妨げる要因となっている。

これらの問題を踏まえて平成13年6月に「健康いわて21プラン」を策定し、乳幼児から高齢者まで生涯を通じて栄養、運動、禁煙等の健康的な生活習慣を獲得することを目標とした総合的な健康づくりを進めている。

1 健康いわて21プランの推進

本プランは、県民が自ら健康づくりを実践するための行動指針であるとともに、健康づくり支援者(家庭、地域、学校、企業、医療機関、行政等)が、それぞれの立場から支援を行うための活動指針となるものであるから、全ての県民へプランの周知を図るとともに、個々人に合った健康づくりに取り組める環境づくりが整備されるように事業を実施している。

(1) 岩手県健康いわて21プラン推進協議会の開催

健康いわて21プラン改訂増補版策定と地域・職域保護の連携推進のため、「岩手県健康いわて21プラン推進協議会」(平成13年9月18日設置)を2回開催した。

また、健康いわて21プラン改訂増補版の数値目標等を設定するため、「健康いわて21プラン分析・評価専門委員会」を2回開催した。

(2) いわて健康データウェアハウスの構築

健康いわて21プランの主要指標について、毎年度実態を把握し経年変化を知ることで、健康づくり施策に役立てることを目的に、市町村、県及び市町村教育委員会と小・中・高校、医療保険者等の協力を得て本システムを稼働している。

表1-1 平成20年度いわて健康データウェアハウス参加機関及び情報収集数

情報の種類	参加機関及び情報収集数	参加機関数	情報収集数
妊娠届出時		28市町村	6,186人
1歳6ヶ月児健康診査時		27市町村	74,554人
3歳児健康診査時		28市町村	4,579人
小学校定期健康診査時(1年、4年)		317校	15,770人
中学校定期健康診査時(1年、3年)		141校	16,792人
高等学校定期健康診査時(3年)		55校	7,024人
老人保健基本健康診査時		34市町村+5医療保険者	130,808人

(3) 疾病対策情報解析

健康いわて21プランを始めとする健康づくり施策に役立てるため、上述の「いわて健康データウェアハウス」に加え、「人口動態統計」「地域がん登録」「地域脳卒中登録」「老人保健事業報告」「国保医療費」等の主要情報を一括して閲覧できるシステムを稼働している。

2 健康運動指導者の育成

県民が正しい知識に基づく運動習慣を獲得できるよう、専門的な知識を有する指導者の資格更新のための単位認定講習会を行った(1回148人)。

3 喫煙対策

県民への喫煙と健康に関する知識の普及、未成年者の喫煙防止、受動喫煙の防止、喫煙者の禁煙支援を目標に喫煙対策に取り組んでいる。

(1) 市町村本庁舎等の禁煙、分煙状況調査

市町村本庁舎等の受動喫煙防止対策を把握するため、市町村を対象に禁煙・分煙状況の調査を実施した。

その結果、平成20年6月2日現在、35市町村の本庁舎のうち受動喫煙防止対策が適正な施設は19施設(54.3%)、不十分な施設は16施設(45.7%)であった。

(2) 禁煙・分煙の飲食店・喫茶店登録事業

受動喫煙防止対象施設のうち、飲食店及び喫茶店についてはその営業形態と店舗の構造から、受動喫煙防止に向けた取組みが難しいとされている。

このようなことから、県内で禁煙又は分煙を実施している飲食店及び喫茶店を対象に登録制度を創設し、これら登録店をホームページ等により紹介した。

平成20年度末までの登録店数 166（禁煙店 145、分煙店 21）

(3) 喫煙ストップ大作戦事業

地域における喫煙者に対する禁煙教育と未成年者の喫煙防止対策を推進し、喫煙による健康被害を防止するために、各保健所が中心となって健康づくり教室、学校等施設における敷地内禁煙化の働きかけ、管内市町村及び学校関係者等研修会を実施した。

4 メタボリックシンドローム予防対策

平成20年度に開始された医療制度改革に伴い、これまで老人保健法に基づき保健事業として実施されてきた基本健康診査は、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導に変わり、その実施義務者が市町村から医療保険者に変更となった。生活習慣病の予防は、県民の健康増進を推進する上で重要であることから、医療保険者たる市町村が特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施できるように、国民健康保険法に基づき、事業に要した費用の一部を補助した。

また、円滑かつ効果的な保健指導を実施するため、保健指導従事者の基本研修及び分野別研修を開催するとともに、研修評価委員会開催、保健指導従事者のニーズ調査により研修の効果について検討を行った。

(1) 特定健康診査の実施状況

平成20年度に県が補助を行った市町村国民健康保険の特定健康診査の実施状況は次のとおりである。

表1-2 平成20年度特定健康診断の実施状況

実施人員（人）	県実施率（％）	全国実施率（％）
99,264	37.9	20.9

(2) 特定健診・特定保健指導従事者高度化支援事業

ア 特定健診・特定保健指導従事者研修会

国の研修ガイドラインに基づく一定の研修、フォローアップ研修、「医療保険者の特定健診・特定保健指導支援事業」担当者研修会を実施した。

表1-3 平成20年度特定健診・特定保健指導従事者研修会の実施状況

内 容	実施機関	回 数	延参加人数
① 国の研修ガイドラインに基づく一定の研修	環境保健研究センター	6回（2クール）	274人
② フォローアップ研修	環境保健研究センター	3回	143人
	保健所	9回	255人
③ 「医療保険者の特定健診・特定保健指導支援事業」担当者研修会	保健所	2回	32人

イ 特定健診・特定保健指導サポート事業

「特定健診・特定保健指導」の円滑な実施に向けて、保健所単位に担当者研修、関係者会議、調査、相談等を随時行った。

(2) メタボリックシンドローム1割削減地域運動展開事業

各保健所において、40歳未満のメタボリックシンドローム移行抑止を重点とした地域課題に応じた取組を実施した。

ア 地域委員会の開催

県内の肥満や生活習慣病の現状や動向を確認し、改善方策の具体的検討を行うための委員会を開催した。

イ 指導者研修会の開催

保育所・学校・事業所等の健康づくり担当者を対象に、地域における「メタボリックシンドローム1割削減推進リーダー」育成のための研修会を開催した。

ウ 地域運動展開事業

メタボリックシンドローム予防のための普及啓発、事業所や学校と連携した教室、環境づくり等の具体事業を実施した。

表1-4 平成20年度地域運動展開事業の実施状況

事業名		回数	参加延人数
ア	地域委員会	21回	
イ	指導者研修会	9回	462人
ウ	普及啓発	37回	2,666人
	学校や事業所と連携した教室	26回	1,017人
	環境づくり	栄養成分表示店指導 14店 弁当業者バランス弁当試験販売 9業者 運動普及推進員の養成・育成 雑穀活用朝食メニュー発表会 他	

5 がんの予防、早期発見対策

「がん」による死亡は、総死亡の約3割を占めており、昭和59年に脳卒中に代わって死亡原因の第1位となった。医学の発展に伴い、「がん」の治癒率は飛躍的に向上してきているが、現時点では、「がん」の発生原因が十分に解明されていないため、「がん」の対策としては、「がん」の予防やがん検診受診による早期発見・早期治療が非常に重要であることから、これまで、「がん」についての啓発活動やがん検診受診勧奨に努めてきたところである。

また、「がん」の予防対策を効果的に推進するために、がん患者の発症と経過に関する情報を継続的に収集、分析を行う地域がん登録事業を社団法人岩手県医師会の協力を得て実施している。

(1) がんの普及啓発

「がん」についての啓発やがん検診の受診勧奨を行うために、がん検診普及啓発用リーフレットを作成し、市町村、医療機関、検診機関等を通して、県民に配布した。また、乳がん啓発活動であるピンクリボン運動に参加し、関係機関と協力して、乳がんについての理解促進やがん検診の受診勧奨を行った。

その他、がん検診の受診率向上の企画、検討を行うために、市町村のがん検診担当者、検診機関等を構成員としたがん検診受診率向上対策検討委員会を開催した。

表1-5 市町村が行ったがん検診の受診者数(平成20年度)

がん検診	受診者数	
胃がん検診	94,982人	延べ 451,665人
子宮がん検診	50,097人	
肺がん検診	143,058人	
乳がん検診	42,354人	
大腸がん検診	121,174人	

〔資料〕平成20年度地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

表1-6 市町村が行ったがん検診の実施状況(平成19年度)

	胃がん検診	子宮がん検診	肺がん検診	乳がん検診	大腸がん検診
受診人員(人)	95,980	82,476	144,462	70,894	120,006
県受診率(%)	20.7	23	33.8	26.5	24.6
(全国受診率%)	-11.8	-18.8	-21.6	-14.2	-18.8
がん発見	195	44	92	120	332
(発見率%)	-0.2	-0.09	-0.06	-0.17	-0.28

(注1) がん発見(率)は、県内の市町村事業の健診受診人員に対するがん発見の人数及び割合を示す。

(注2) 子宮がん検診及び乳がん検診については、国の指針により2年に1回の受診が勧奨されていることから、受診人員については、「(平成19年度の受診者数)+(平成18年度の受診者数)-(2年連続受診者数)」で算出している。

〔資料〕平成19年度地域保健・老人保健事業報告(厚生労働省)

(2) 地域がん登録事業

県では、「がん」の予防対策を効果的に推進するために、がん患者の発症と経過に関する情報を継続的に収集、分析を行う地域がん登録事業を、平成2年から社団法人岩手県医師会の協力を得て実施しており、今年度も継続して事業を行った。

表1-7 平成18年地域がん登録事業によるがんの罹患数

罹患数	6,769人
-----	--------

〔資料〕平成18年岩手県地域がん登録事業報告書

表1-8 平成19年地域脳卒中登録事業における脳卒中の登録数

登録数	3,089人
-----	--------

〔資料〕平成19年岩手県地域脳卒中登録事業報告書

本事業では、毎年、報告書を作成し、県内医療機関、市町村等に配布し、「がん」対策に有効に活用されている。また、報告書の概要を県公式ホームページに掲載している。

6 生活習慣病予防

(1) 啓発普及

生活習慣病の予防対策の推進にあたっては、二次・三次予防とともに、生活習慣の改善をめざす一次予防対策に関する知識の啓発普及が重要である。

そのため、健康増進普及月間として（9月1日～30日）、各種キャンペーン活動、保健所及び市町村が実施する健康フェア、健康教育等で生活習慣病予防に関する啓発普及を行っている。

(2) 健康増進法に基づく健康増進事業

平成20年4月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことに伴い、これまで「老人保健法」のもとで行われてきた保健事業の多くは「健康増進法」に基づいて市町村が行う事業として引き継がれ、実施することとなった。

表1-9 平成20年度健康増進事業の実施状況

事業区分		実施状況
健康増進事業	健康手帳の交付	37,320人
	健康教育の実施回数	4,143回
	健康相談の実施回数	6,071回
	健康診査（特定健康診査）	受診人員 1,081人
	機能訓練	延べ人員 122人
	訪問指導	訪問人員 6,067人

〔資料〕平成20年度感染症事業費等国庫負担（補助）金実績報告

第2 栄 養

県民の栄養状態は、平均的には良好に見えるものの、個々の偏りは年々大きくなっている。

この原因として、朝食欠食率の増加、外食利用率の増加、加工食品や特定の食品への依存、過度なダイエット志向など、個々の食生活が健康重視から個々の生活スタイルや嗜好重視に大きく変化しているためと考えられる。

このような中、糖尿病の予備軍及び有病者の増加等、生活習慣病の増加が大きな問題となっている。

これらの問題に対応し、県民が健康で良好な食生活を実現するため、個人の行動変容とともに、それを支援する食生活の環境づくりを含めた総合的な栄養改善施策の展開を図った。

1 特定給食施設等指導

特定給食施設等における栄養管理の適正化は、多くの喫食者への波及効果が大きいことから、これら施設の立入り検査や個別・集団指導等を行った。

表1-10 平成20年度特定給食施設等立入及び指導実績

施設の種類の 指導の種類	延立入検査件数	延個別指導数	延集団指導数 (上段:回数,下段:指導者数)	
			回数	指導者数
特定給食施設 (特定多数人に1回100食以上または 1日250食以上を継続的に提供している施設)	121件	36件	28回	
その他の特定給食施設 (特定多数人に1回50食以上または 1日100食以上を継続的に提供している施設)	113件	45件		932人

2 栄養調査

栄養改善の方途を講ずる基礎資料を得るため、健康増進法に基づき国が毎年11月に実施している国民健康・栄養調査を受託実施した。

表1-11 栄養調査実施地区数及び被調査者数

調査の種類	調査地区数、 被調査者数	
	調査地区数	被調査者数
国民・健康栄養調査	1地区	56人

3 その他の栄養改善事業

行政栄養士の資質の向上を目的とした研修会の開催（全県1回74人参加）を始め、市町村の栄養改善施策支援、食生活改善推進員の養成及び育成支援、外食料理の栄養成分表示支援、専門的栄養指導の必要な者に対する個別及び集団指導、栄養改善に関わるネットワーク構築等を随時行った。

第3 母子保健

岩手県の母子保健は、公衆衛生施策や医療水準の向上による乳児死亡の改善など効果をあげてきた。一方で、出生率の低下、人口の高齢化、核家族化、都市化、女性の社会進出の増加など、社会環境の大きな変化に伴うライフスタイルや価値観の多様化を背景として、思春期の健康問題や子どもの虐待防止など新たな母子保健の課題の解決が急務となってきている。母子保健対策は、県民保健の維持向上のための基礎として極めて重要であり、子どもを健やかに生み育てていくためには母子保健の分野における対策の強化が求められているところである。

本県の乳児死亡率は昭和30年には出生1,000対64.7（全国39.8）で、全国でも最高率であったが、保健医療関係者の努力と保健事業の充実等により改善され、10年後の昭和40年には28.5に半減、昭和55年には9.1と初めて1ケタ台を達成した。

昭和60年には5.0（全国5.5）となり、初めて全国平均を下回り、平成12年には2.3（全国3.2）と最も低い数値を記録した。しかし、平成14年に再び全国平均を上回り、以降は全国値とほぼ同程度で推移しており、平成20年は3.5（全国2.6）となっている。

妊産婦死亡率（妊娠及び分娩に伴う母体の死亡）は、妊産婦に母体管理レベルを表す重要な指標であり、本県においては、全国と同様に減少傾向で推移してきた。平成20年の妊産婦死亡は、岩手県0人、全国で41人となっている。（表1-12参照）

表1-12 母子保健の状況

項目	年次					
	16	17	18	19	20	
乳児死亡率	全 国	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6
	岩手県	2.6	3.2	2.5	2.2	3.5
新生児死亡率	全 国	1.5	1.4	1.3	1.6	1.2
	岩手県	1.1	1.6	1.8	1.2	1.5
早期新生児死亡率	全 国	1.1	1	1	1	0.9
	岩手県	0.8	1.3	1.4	0.7	1.2
周産期死亡率	全 国	5	4.8	4.7	4.5	4.3
	岩手県	6.1	6.5	5	5.1	5.4
妊産婦死亡率	全 国	4.3	5.7	4.8	3.1	3.5
	岩手県	0	0	9.2	0	0
死産率	全 国	30	29.1	27.5	26.2	25.2
	岩手県	38	33.1	31	31.1	26.6

1 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付

妊娠した者は、すみやかに市町村に妊娠の届出をすることとなり、この届出をした者に対して市町村から母子健康手帳が交付されることとなっている。

本県の平成20年度の妊娠届出数は10,145人となっている。

2 乳幼児の健康診査及び各種検査事業

(1) 健康診査及び保健指導

平成9年度より母子保健法の一部改正に伴い、保健指導や妊産婦・乳児の健康診査等事業が市町村に移譲され、県は市町村相互の連絡調整や未熟児の訪問指導、養育医療給付等を行うこととされた。

(2) 先天性代謝異常等検査

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障がいなどの症状をきたすが、早期に発見し早期に適切な治療を行うことにより、心身障がいの発生を防止することが可能である。

先天性代謝異常の検査（フェニルケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシチン尿症、ガラクトース血症）は、昭和53年6月から、医療機関で血液を採取し、衛生研究所において、マス・スクリーニングが行われている。平成13年度からは、（財）岩手県予防医学協会に検査を委託しており、平成19年度（検査実施数11,851件）検査による患児はなかった。

また、昭和55年8月から実施しているクレチン症検査による患児は、平成20年度は3人であり、平成元年度から実施している副腎過形成症検査による患児はなかった。

3 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査

(1) 1歳6か月児健康診査

歩行や言語等、発達の標識が容易に得られる1歳6か月時点において健康診査を実施することにより、運動機能、精神発達の遅滞等障がいをもった幼児を早期に発見し、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他の指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る

ことを目的として、昭和 52 年度から市町村が実施してきている。

平成 20 年度の受診人員は、一般健康診査 10,457 人(受診率 94.1%)、歯科健康診査 10,495 人(受診率 96.7%)であった。

(2) 3 歳児健康診査

幼児期において、身体の発育及び精神の面からも重要な時期である 3 歳児を対象に、総合的な健康診査を行い、その結果に基づいて指導及び措置を行うものであり、平成 9 年度からは、母子保健法の一部改正に伴い、市町村が実施している。

平成 20 年度の受診人員は、一般健康診査 13,050 人(受診率 96.9%)、要精密健康診査対象者は 630 人であり、また、歯科健康診査 10,595 人(受診率 96.3%)であった。

4 児童に対する医療対策

医療対策は、単に児童の疾病、障がいの治療するだけでなく、心身障がいの発生防止、児童の健全な育成を図るために行っている。

(1) 未熟児養育医療給付

未熟児は正常な新生児に比べ、生活力が特に弱く、疾病にもかかりやすいため、死亡する割合も高い。また、障がいを残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、指定養育医療機関に入院させ、養育に必要な医療の給付を行っている。

(2) 身体障がい児育成医療給付

身体に障がいを持っている児童や、現存する疾患を放置すれば障がいを残すと認められる児童に対し、手術等によって比較的短期間に確実な治療効果が期待できる場合、育成医療の給付を行い、児童の健全育成を図っている。

対象となる疾患を障がい区分により例示すれば、次のとおりである。

①肢体不自由によるもの、②視覚障がいによるもの、③聴覚、平衡機能障がいによるもの、④音声、言語、そしゃく機能障がいによるもの、⑤内臓障がいによるもの(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障がいを除く内臓障がいについては、先天性のものに限る。)、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいによるもの。

なお、唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正、腎臓障がいに対する慢性透析療法及び小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法についても対象となる。

(3) 結核児童療育医療給付

結核の療養は長期にわたるため、心身の発育期にある児童の場合、その医療のみならず入院中の教育面及び生活面についても適切な指導が必要であることから、結核に罹患している児童を指定療育医療機関に入院させ、適切な生活指導のもとに医療と教育を併せて行うこととしている。なお平成 5 年以降給付申請はない。

(4) 小児慢性特定疾患治療研究

小児慢性疾患のうち特定の疾患についてはその治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなる。

このため、昭和 43 年度から先天性代謝異常児医療として、フェニルケトン尿症等に対する医療給付が行われており、44 年度からは血友病、46 年度からは小児がんの入院治療、47 年度には慢性腎炎、ネフローゼ及びぜんそくの入院治療に対し、治療研究事業として医療費の援助を行ってきた。

49 年度からは、さらに対象疾患の大巾な拡大が行われ、小児慢性特定疾患治療研究事業として統合され、10 疾患群について、治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行ってきた。

平成 17 年度からは、制度創設以来、事業を取り巻く状況も大きく変化していることから、より安定的な制度とするため、児童福祉法に位置づけられた。この改正により、対象疾患は 11 疾患群(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患)に増え、対象患者の重点化、自己負担の導入等が図られた。平成 20 年度の受給者実人員は 1,200 人となっている。

5 人工妊娠中絶

平成 20 年度人工妊娠申絶件数は、3,023 件で前年より 249 件減少している。

人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子人口千対)は、11.5 で、前年と比較して 0.7 減少している。(表 1-13 参照)

人工妊娠中絶件数を妊娠週別にみると、満 7 週以内が 1,730 件で 57.2%と大半を占め、次いで満 8 週～11 週が 1,152 件(38.1%)、12～15 週が 71 件(2.5%)の順となっている。

表 1-13 年次別にみた人工妊娠中絶件数及び率 (岩手県)

年次	件数	率 (15～49歳) 女子人口千対
16	4,245	15.2
17	3,796	13.8
18	3,650	13.5
19	3,272	12.2
20	3,023	11.5

[資料] 「衛生行政報告例」(厚生労働省)

第 4 歯科保健

う歯及び歯周疾患等の歯科疾患を予防し、県民が健康的な生活を生涯にわたって営むためには、乳幼児期から成人、高齢者及び障がい者にいたる年齢各期に対応した歯科保健対策が必要であることから、口腔衛生の普及啓発、各種健診事業の実施、乳幼児及びその保護者を対象とした歯科相談事業等を実施し、その対策に努めている。

1 歯科保健の現状

本県のう歯有病者率は、平成 20 年度の 1 歳 6 か月児健康診査の結果では 2.8%、3 歳児健康診査では 31.8% と依然高率である。また、平成 16 年度県民生活習慣実態調査の結果では、25 歳から 64 歳の約 8 割の県民が歯周疾患に罹患し、65 歳以上で 20 歯以上ある者の割合は 18%となっている。

2 事業の実施状況

(1) 口腔衛生知識の普及啓発

歯の衛生週間、岩手県よい歯のコンクール(平成 20 年度は、母と子の部門で 2 組、おばあちゃん子の部門で 3 組表彰)、岩手県歯科保健大会等において、県民の歯科保健に対する意識啓発を図った。また、80 歳で 20 本以上の歯を残すことを目標とした 8020(ハチマルニイマル)運動について、イー歯トープ 8020 コンクールを実施している他、PR キャンペーンを行い啓発に努めた。

(2) 地域保健医療推進歯科衛生士研修事業

地域における歯科保健医療の推進に寄与するため、県歯科衛生士会に委託して地域保健医療推進歯科衛生士研修を 2 回開催(受講者数延 171 人)した。

(3) 健康いわて 21 プラン口腔保健領域重点化事業

「健康いわて 21 プラン」口腔保健領域の目標を達成するため、「幼年期及び少年期のむし歯の予防」に対しては「乳幼児齲蝕ゼロ対策事業」及び「フッ化物局所応用法利用推進事業」を、又「青年期以降の歯周病疾患及び歯の喪失の予防」に対しては「口腔保健領域からの禁煙支援事業」を実施した。

ア 乳幼児齲蝕ゼロ対策事業

保育所職員に対する研修、現地指導等のサポート、ハイリスク者に対する支援等の実施(2 保健所)

イ フッ化物局所応用法利用促進事業

ア) フッ化物応用法(洗口、配合歯磨剤、歯面塗布)の利用を推進するため、フッ化物局所応用法の普及啓発を実施(3 保健所)

イ) 保育所・幼稚園、小学校、中学校においてフッ化物洗口の導入を希望又は導入して聞かない施設に対して支援(3 保健所)

ウ 口腔保健領域からの禁煙支援事業

成人の歯周病を予防するために、口腔保健領域から禁煙支援活動の実施(3 保健所)

(4) 口腔保健からの生活習慣病対策検討事業

近年、歯科保健と全身の健康との関連性が報告されていることから、地域保健・医療のなかで歯科保健が全身の健康づくりや各種全身疾患の発症・重症化の防止に取り組むべき点をまとめた専門職向けマニュアル(高血圧及び脂質異常編)を作成した。

(5) 北海道・北東北3県連携地域歯科保健活動強化事業

北海道・青森県・岩手県・秋田県が連携し、地域に根ざした住民に身近な8020運動を広域的に実施するため、すべての人に身近な「食」から「歯と口の健康」へアプローチする取組として、歯育と食育に関する講演会（3回、105名参加）及びシンポジウム（1回、120名参加）の開催と、歯育と食育に関する普及啓発活動（3回、440名参加）を実施した。

(6) 子どもの咀嚼機能育成支援事業

食べ物を噛めない子、噛まない子、飲み込めない子の現状を共有するとともに、歯科保健医療の現場において適切な指導を行うために歯科保健医療従事者向け研修会を実施した。

第5 精神保健福祉

1 精神障がい者数

県内の精神科病院に入院している患者数は、平成21年3月末現在3,857人であり、その内訳は、精神保健福祉法に基づく入院措置18人、医療保護入院727人、任意入院3,111人、となっている。また、自立支援医療（精神通院）受給者は13,704人である。

2 医療及び保護

医療及び保護を必要とする精神障がい者のうち、白傷他害のおそれのある患者については、法に基づき知事の権限で国立病院、県立病院又は知事の指定する精神科病院に入院させる一方、一般患者に対する医療として、精神障がい者が治療上必要と認められた通院患者に対しては、その医療に要する費用の90%（ただし保険給付分を優先する）を県が負担したほか、精神科病院に対する実地指導や入院患者に対する実地審査を実施し、適切な医療及び保護の確保に努めた。

(1) 入院措置

平成19年度における精神障がい者の医療及び保護の申請等届出件数は139件、このうち、精神保健指定医の診察の結果、措置入院した者は18人であった。また、知事が講じた入院措置の対象となった患者の医療費は51,909千円であった。

(2) 通院医療

平成20年度に新規に承認された自立支援医療（精神通院）申請件数は1,934件となり通院医療の促進を図った。

3 精神保健相談及び訪問指導

精神障がい者、家族及び一般人を対象として、各保健所及び精神保健福祉センターにおいて、精神科嘱託医の協力を得ながら、適切な医療の普及、早期治療、再発防止等の促進及び会社適応の援助等についての相談等を行うとともに、精神保健に関する教育及び広報活動を行った。

第6 感染症予防等

平成11年4月から「伝染症予防法」、「性病予防法」及び「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が廃止され、新たに感染症の総合的な対策を推進する「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「法」と略。）が施行された。また、法に基づき、県における感染症対策を定めた「岩手県感染症予防計画」を策定した。

平成19年4月、結核予防法が廃止され、法に統合された。また、最新の医学的知見に基づく感染症の分類が見直された。

予防接種については、平成13年11月に「予防接種法」が改正され、新たにインフルエンザが対象疾病に加えられた。

1 感染症の発生動向（年単位集計）

県内112の指定届出医療機関から報告される感染症（定点把握感染症）や医師から届出のあった感染症（全数把握感染症）の発生動向を把握し、その状況を感染症発生動向調査委員会において解析評価したうえで、その情報を新聞紙上やインターネットホームページ（毎週1回）や県医師会雑誌（毎月1回）に掲載するとともに、医療機関等へ提供している。

(1) 一類感染症

エボラ出血熱等の一類感染症の発生はなかった。

(2) 二類感染症

結核は、患者及び無症状病原体保有者併せて 234 人の発生であった。

(3) 三類感染症

腸管出血性大腸菌感染症は、患者及び無症状病原体保有者併せて 165 人の発生であった。

(4) 四類・五類感染症（全数把握）

報告のあったものは、A型肝炎 1 人、つつが虫病 4 人、ボツリヌス症 1 人、レジオネラ症 17 人、アメーバ赤痢 8 人、ウイルス性肝炎 1 人、クロイツフェルト・ヤコブ病 3 人、劇症型溶血性レンサ球菌感染症 2 人、後天性免疫不全症候群 5 人、梅毒 3 人、破傷風 2 人、風しん 3 人、麻しん 11 人であった。

(5) 五類感染症（定点把握）

インフルエンザ等の五類感染症の発生動向は統計表編 198 ページ

2 感染症患者への医療提供

保健所からの入院勧告若しくは措置により入院した患者なし。

3 原爆被爆者対策

県内における被爆者健康手帳の交付数は平成 21 年 3 月末現在 62 人であり、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき健康診断を実施したほか、県内の医療機関を指定して医療の給付を行っている。

また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、各種手当を支給しており、平成 21 年 3 月末現在の受給者数は、医療特別手当 1 人、健康管理手当 57 人、保健手当 1 人、家族介護手当 2 人となっている。

第 7 結核予防

結核患者罹患率の年次推移は、図 1 に示すとおりこれまで減少傾向にあったが、近年は横ばいとなっている。平成 20 年の結核新登録患者数は 187 人で人口 10 万人当りの罹患率は 13.8 と、前年（165 人、10 万対 12.1）より 22 人増加した。

また、結核死亡者数は、平成 20 年は 7 人と前年（10 人）より 3 人減少した。

平成元年以降の結核罹患率の全国比較の推移は図 2 のとおりである。

1 定期健康診断

平成 20 年度の実施状況は、対象者 276,660 人に対して受診者 175,808 人、受診率 63.5%で前年度の 53.4%より 10.1 ポイント増加した。

2 新登録患者

新登録患者（非定型抗酸菌症を除く）は 187 人で前年より 22 人増加した。

3 登録患者

平成 20 年末の結核登録患者数は 441 人で、前年（416 人）に比べ 25 人増加した。

4 結核対策特別促進事業

(1) 啓発普及活動

結核予防週間（9 月 24 日～30 日）を中心に、広報媒体やキャンペーンにより結核予防に対する意識の高揚を図った。

(2) 結核検診の受診率の向上

結核検診のなかで、特にも受診率の低い施設等を対象に、検診の状況を把握するとともに検診の実施を徹底した。

(3) 結核対策関係者の研修

保健所の医師、保健師等を結核研究所に派遣しその資質の向上を図った。

(4) ハイリスク者（高齢者）予防対策

高齢者施設職員及び医療従事者への指導や研修を実施した。

図1-1 結核届出患者罹患率年次推移（人口10万対）

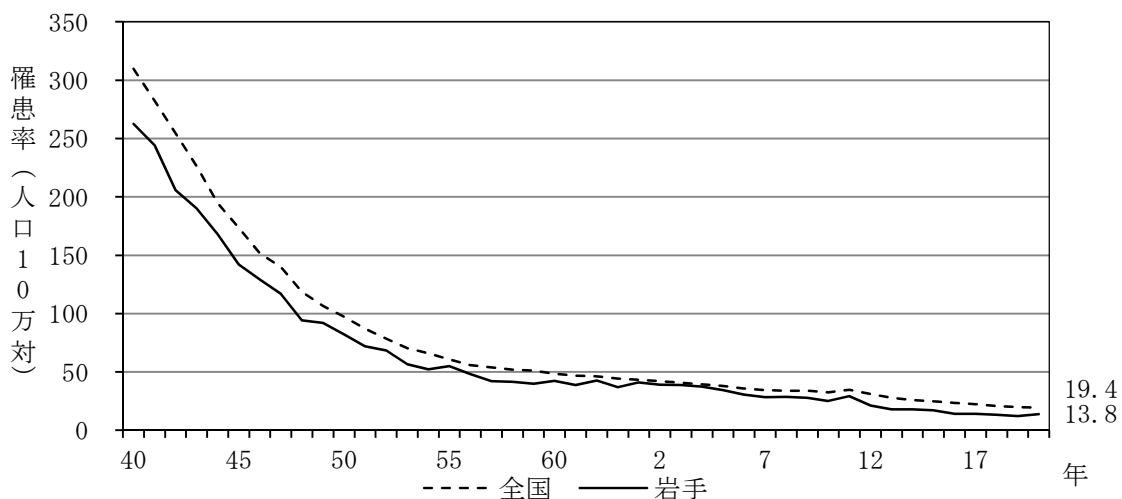
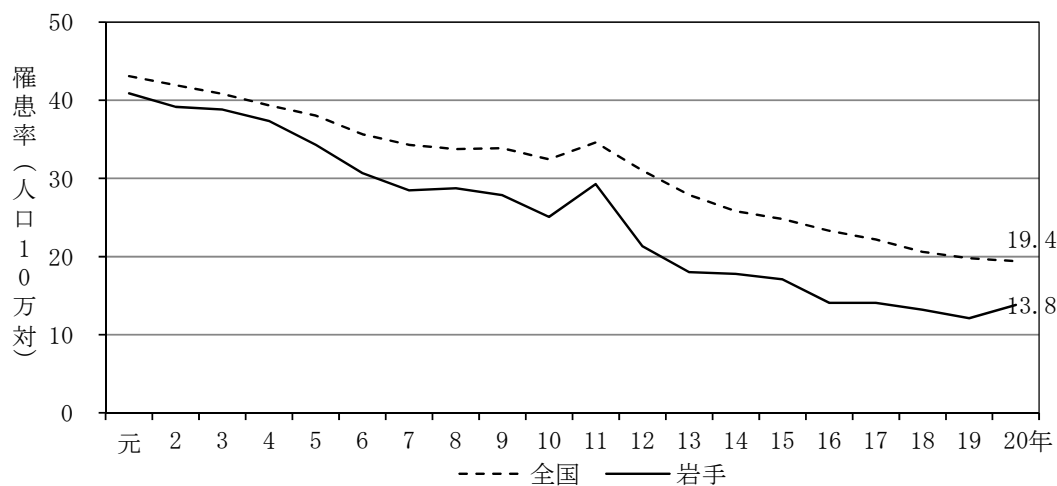


図1-2 年次別結核罹患率（人口10万対）



第8 エイズ対策

全国における平成20年のHIV感染者の報告数は1,126人であった。これは前年の1,082人に比べ44人の増加であった。

また、エイズ患者の報告数は、431人と前年の418人に比べ13人増加している。

岩手県におけるこれまでのHIV感染者、エイズ患者の累計は、それぞれ18人、21人であった。

全国的に、感染の状況は日本人男性が国内で性的接触によるものが増加している。

1 エイズ相談・抗体検査の状況

平成20年に保健所（盛岡市も含む）で行ったエイズ相談件数は343件となっている。また、HIV抗体検査件数は1,010件で、前年に比べ285件の増加となっている。

図 1-3 全国の HIV 感染者及びエイズ患者の年次推移

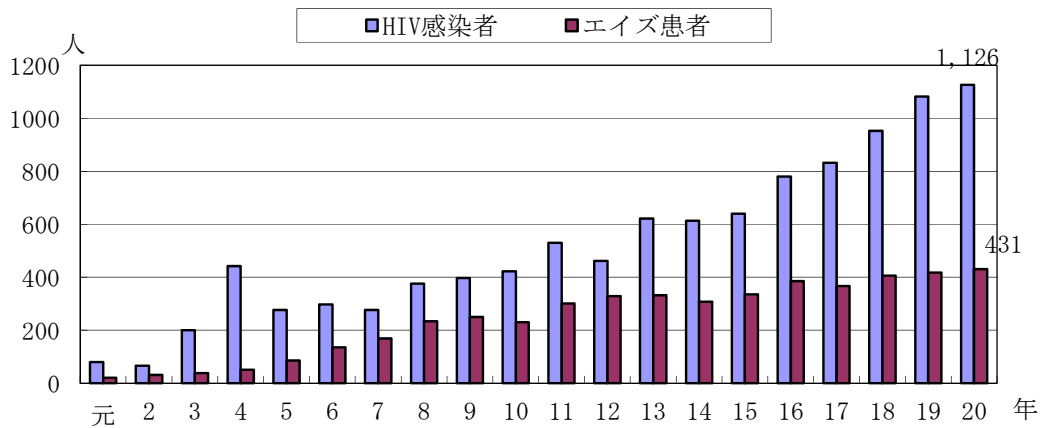
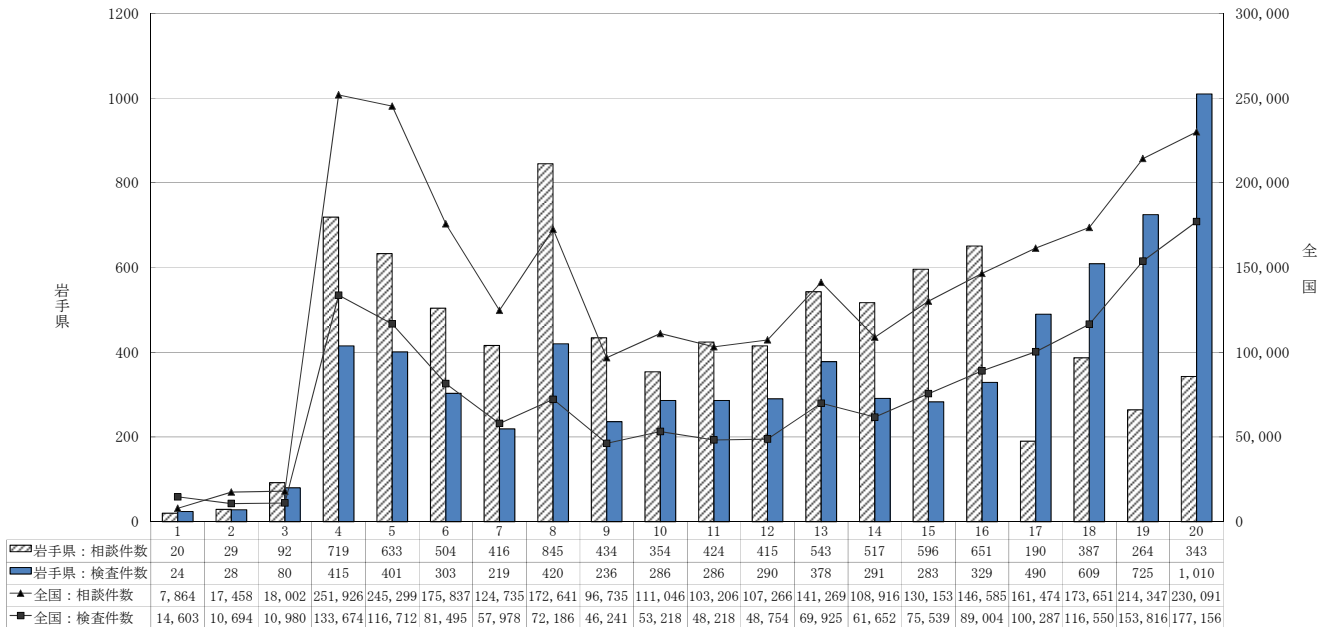


図 1-4 エイズ相談・HIV抗体検査件数



第9 特定疾患等

1 特定疾患対策

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患に係る医療費等の自己負担分の一部給付を行うことにより、患者の経済的負担の軽減を図っている。

なお、対象疾患の追加や医療の進歩等により、対象患者が増加している。平成 20 年度は 45 疾患 7,514 人となっている。

2 遷延性意識障がい者対策

治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額となる遷延性意識障がい者（いわゆる植物人間状態）に対する治療方法の研究を推進するとともに遷延性意識障がい家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分及び介護料等の給付を行っている。

3 ハンセン病

国立ハンセン病療養所に入院している本県出身の患者は平成 20 年度末で東北新生園（宮城県）46 人、松丘保養園（青森県）11 人、栗生楽泉園（群馬県）3 人、多磨全生園（東京都）3 人、計 63 人である。

入所者に対し、知事見舞金や郷土産品等を提供するとともに、普及啓発事業として、ポスターの列車内広告やハスカード広告を実施した。

第2章 医療・薬事

第1 医療施設

1 施設数

(1) 施設の種別別にみた施設数

施設を種別別にみると、病院は98施設（前年100施設）、一般診療所は924施設（前年931施設）と前年と比べて減少している。一般診療所を有床・無床別でみると、有床診療所は168施設（前年186施設）で前年に比べ18施設（9.7%）減少し、無床診療所は756施設（前年745施設）で、前年に比べ11施設（1.5%）増加している。

歯科診療所は606施設（前年604施設）で、前年に比べ2施設（0.3%）増加している。（表2-1）

表2-1 施設の種別別にみた施設数 各年10月1日現在

区分	施設数		構成割合（%）	
	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年
総数	1,628	1,635	100.0%	100.0%
病院	98	100	(100.0%)	(100.0%)
精神病院	15	16	(15.3%)	(16.0%)
一般病院	83	84	(84.7%)	(84.0%)
一般診療所	924	931	(100.0%)	(100.0%)
有床	168	186	(18.2%)	(20.0%)
無床	756	745	(81.8%)	(80.0%)
歯科診療所	606	604	(100.0%)	(100.0%)
有床	-	-		
無床	606	604	(100.0%)	(100.0%)

〔資料〕平成20年度医療施設（動態）調査

(2) 開設者別にみた施設数

施設を開設者別にみると、病院では「医療法人」が48施設（病院数の49.0%）で最も多く、次いで「県」が24施設（同24.5%）となっている。

一般診療所では、「個人」が488施設（一般診療所の52.8%）で最も多いが、前年に比べ5施設（1.0%）減少した。また、「医療法人」が220施設（一般診療所の23.8%）で、前年に比べ2施設（0.9%）減少している。

歯科診療所では「個人」が543施設（歯科診療所の89.6%）であり、前年同数となっている。（表2-2）

表2-2 開設者別にみた施設数 各年10月1日現在

区分	病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年
総数	98 (100.0%)	100 (100.0%)	924 (100.0%)	931 (100.0%)	606 (100.0%)	604 (100.0%)
国	4 (4.1%)	4 (4.0%)	5 (0.5%)	6 (0.6%)	-	-
公的医療機関	35 (35.7%)	37 (37.0%)	65 (7.0%)	66 (7.1%)	13 (2.1%)	12 (2.0%)
県（再掲）	24	25	10	9	-	-
市町村（再掲）	8	9	49	51	13	12
その他（再掲）	3	3	5	6	-	-
社会保険関係団体	-	-	3 (0.3%)	3 (0.3%)	-	-
医療法人	48 (49.0%)	48 (48.0%)	220 (23.8%)	222 (23.8%)	49 (8.1%)	48 (7.9%)
個人	1 (1.0%)	1 (1.0%)	488 (52.8%)	493 (53.0%)	543 (89.6%)	543 (89.9%)
その他	10 (10.2%)	10 (10.0%)	143 (15.5%)	141 (15.1%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)

（注）（ ）書きは構成割合（%）

(3) 二次医療圏（保健医療圏）別にみた人口10万対施設

人口10万人に対する病院数をみると、病院は7.2施設（前年7.3施設）である。これを二次医療圏別にみると、盛岡8.7施設（同8.6施設）、釜石10.6施設（同10.4施設）などが多く、気仙4.2施設（同5.5施設）、二戸4.8施設（同4.7施設）などが少なくなっている。（図2-1）

人口10万人に対する一般診療所数は、68.3施設（前年68.3施設）で、前年同数となっている。これを二次医療圏別にみると、盛岡78.7施設（同80.0施設）、岩手中部71.0施設（同69.8施設）などが多く、釜石47.9施設（同47.0施設）、久慈45.3施設（44.7施設）などが少なくなっている。

（図2-2）

同様に歯科診療所数をみると、44.8施設（前年44.3施設）で、前年に比べ0.5施設増加している。これを二次医療圏別にみると、盛岡55.6施設（同54.9施設）、釜石40.8施設（同40.0施設）などが多く、宮古36.9施設（同35.2施設）、久慈34.4施設（同35.5施設）などが少なくなっている。（図2-3）

図2-1 二次医療圏別にみた人口10万対病院数（平成20年10月1日現在）

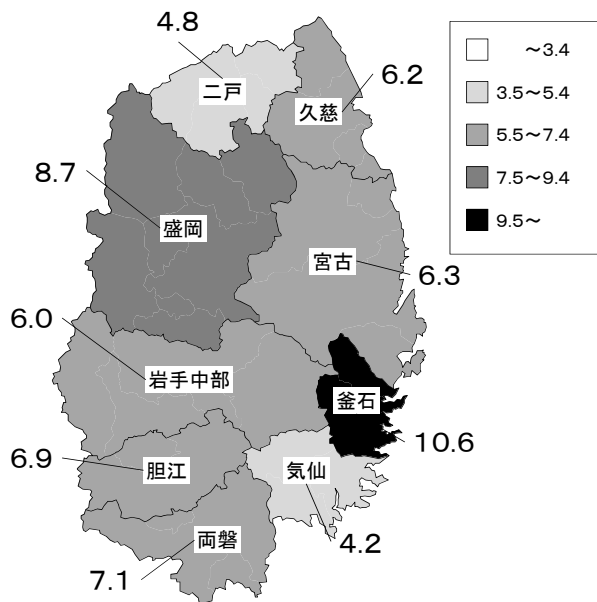


図2-2 二次医療圏別にみた人口10万対一般診療所数（平成20年10月1日現在）

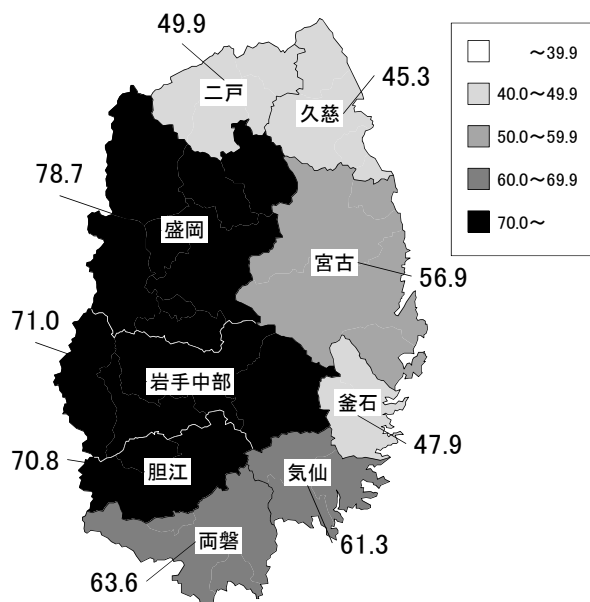
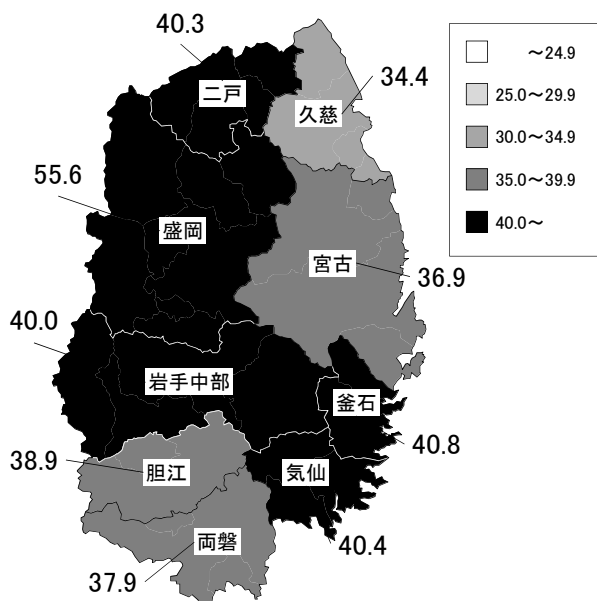


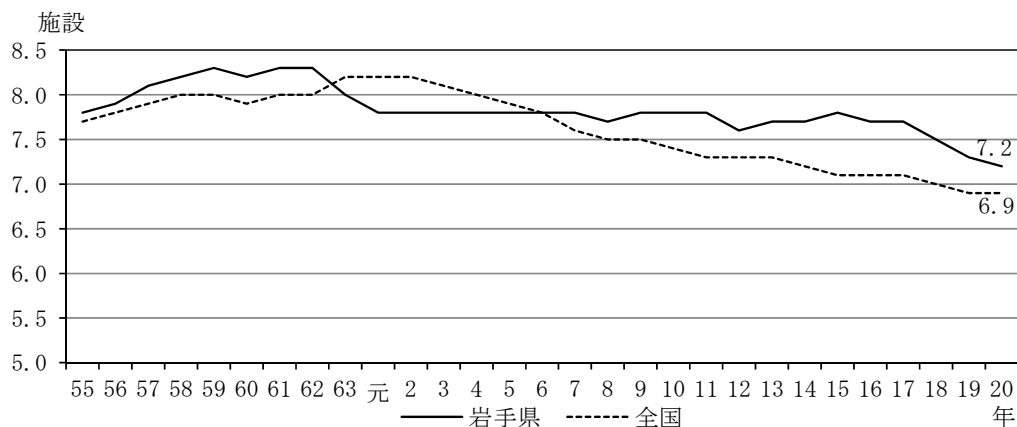
図2-3 二次医療圏別にみた人口10万対歯科診療所数（平成20年10月1日現在）



人口10万人に対する施設数を全国と比較すると、病院は、本県7.2施設に対して全国6.9施設となっており、本県は全国を上回っている。(図2-4)

一方、一般診療所は本県68.3施設に対し全国77.6施設、歯科診療所は本県44.8施設に対し全国53.1施設となっており、一般診療所、歯科診療所とも全国を下回っている。

図2-4 人口10万対病院年次推移



2 病 床 数

(1) 施設の種別別にみた病床数

病床種別別にみると、病院の病床数は19,129床(前年19,359床)で前年に比べ230床(1.2%)減少している。そのうち、一般病床は11,163床(前年11,305床)で、前年に比べ142床(1.3%)の減少であり、精神病床は4,782床(前年度4,796床)で、前年に比べ14床(0.3%)の減少となっている。1病院当たりの平均病床数をみると、195.2床(前年193.6床)で前年と比べ1.6床減少している。また、一般診療所の病床数は2,288床(前年2,553床)で、前年に比べ265床(10.4%)減少している。(表2-3)

表2-3 施設の種別別にみた病床数 各年10月1日現在

区 分	病 床 数		構 成 割 合 (%)	
	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年
総 数	21,417	21,912	100.0%	100.0%
病 院	19,129	19,359	89.3%	88.3%
精神病床	4,782	4,796	(25.0%)	(24.8%)
感染症病床	40	38	(0.2%)	(0.2%)
結核病床	171	216	(0.8%)	(1.0%)
療養病床	2,973	3,004	(15.5%)	(15.5%)
一般病床	11,163	11,305	(58.4%)	(58.4%)
一 般 診 療 所	2,288	2,553	10.7%	11.7%
歯 科 診 療 所	-	-	-	-
1病院当たり平均病床数	195.2	193.6		
有床の一般診療所の 1施設当たり平均病床数	13.6	13.7		

(2) 開設者別にみた病床数

病床数を開設者別にみると、病院では、「医療法人」が7,878床(病院病床数の41.2%)で最も多く、次いで「県」が5,836床(病院病床数の30.5%)となっている。

一般診療所では、「個人」が1,068床で一般診療所病床数の46.7%と大半を占めている。(表2-4)

表 2-4 開設者別にみた病床数

各年10月1日現在

区 分	病 院		一般診療所		歯科診療所	
	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年	平成20年	平成19年
総 数	19,129 (100.0%)	19,539 (100.0%)	2,288 (100.0%)	2,553 (100.0%)	-	-
国	1,016 (5.3%)	1,030 (5.3%)	29 (1.3%)	29 (1.1%)	-	-
公的医療機関	7,643 (40.0%)	7,856 (40.2%)	296 (12.9%)	239 (9.4%)	-	-
県（再掲）	5,836	5,999	95	57	-	-
市町村（再掲）	926	970	201	182	-	-
その他（再掲）	881	887	-	-	-	-
社会保険関係団体	-	-	-	-	-	-
医 療 法 人	7,878 (41.2%)	7,881 (40.3%)	895 (39.1%)	1,019 (39.9%)	-	-
個 人	183 (1.0%)	183 (0.9%)	1,068 (46.7%)	1,247 (48.8%)	-	-
そ の 他	2,409 (12.6%)	2,409 (12.3%)	-	19 (0.7%)	-	-

(注) () 書きは構成割合 (%)

(3) 二次医療圏（健医療圏）別にみた人口10万対病床数

人口10万人に対する病床数をみると、病院では1,415床（前年1,420床）で、前年に比べ5床減少している。このうち一般病床は825床（同829床）で、前年に比べ4床減少している。これを二次医療圏別にみると、釜石1,316床、盛岡959床などが多く、宮古559床、久慈622床などが少なくなっている。（図2-5）
一般診療所は、169床（前年187床）で、前年に比べ18床減少している。

病院の人口10万対病床数を全国と比較すると、本県の1,414.5床に対して、全国は1,260.4床で本県の方が155床多くなっている。（図2-6）

図 2-5 二次医療圏（保健医療圏）別にみた人口10万対病院の一般病床数

（平成20年10月1日現在）

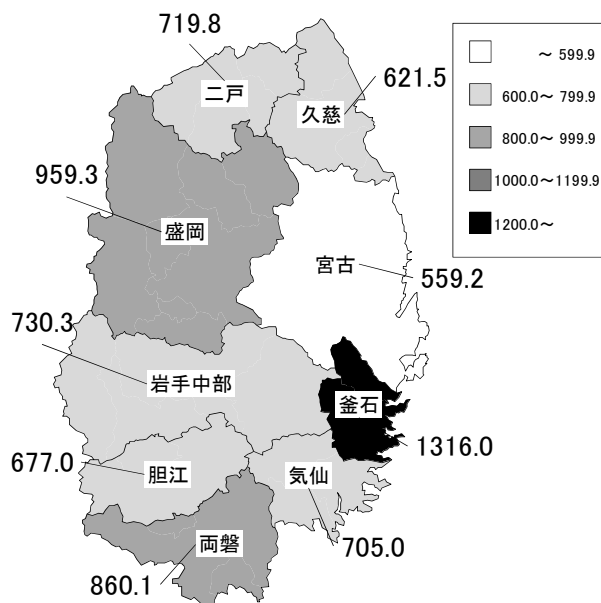
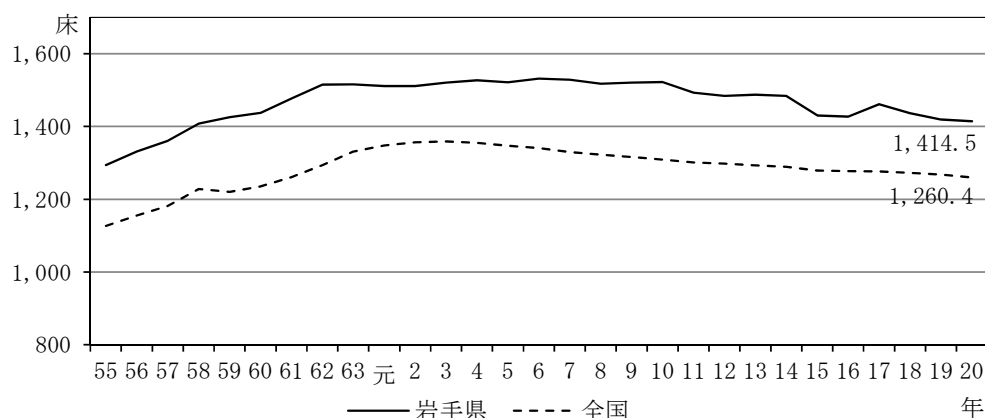


図2-6 病院の人口10万対病床数年次推移



第2 医療関係者

医療関係者に関する調査は隔年で実施されており、直近では平成20年に実施された。

1 医師（平成20年末現在）

平成20年末現在で県内に在住する医師数は2,594人で、平成18年に比べ25人（1.0%）増加している。

人口10万人に対する医師数は191.9人（全国224.5人）で平成18年より5.0人の増加となっている。（図2-7）

地域別（保健医療圏別）に人口10万対医師数をみると、医育機関のある盛岡が285.5人で最も多く、胆江が156.9で次いで多く、盛岡以外8地区は県平均（191.9人）以下となっている。その中でも特に東北本線沿線以外の地域が低く、最も低い久慈が118.8人、次いで宮古の120.0人、気仙の134.7人などである。（図2-8）

医療施設において従事する医師数は2,410人で、これを業務の種類別にみると病院（医育機関附属の病院を除く）、診療所の勤務者が1,261人（医師総数の48.6%）、病院、診療所の開設者又は法人の代表者が717人（27.6%）、医育機関附属病院の勤務者が432人（16.7%）となっている。また、従事している診療科別の主なものをみると、内科487人（医療施設従事医師総数の20.2%）、外科203人（8.4%）、整形外科163人（6.8%）の順となっている。

2 歯科医師（平成20年末現在）

県内に在住する歯科医師数は1,026人で平成18年に比べ25人（2.5%）増加している。

人口10万に対する歯科医師数は、75.9人で平成18年より3.1人の増加となっている。

地域別（保健医療圏別）に人口10万対歯科医師数をみると歯科医育機関のある盛岡が最も多く、人口10万に対する歯科医師数は115.6120.0人となっている。次いで胆江61.1人、釜石57.1人、岩手中部52.3人の地域が高率となっている。一方、低率地域は気仙43.1人、宮古46.3人などとなっている。（図2-9）

医療施設において従事する歯科医師数は978人で、これを業務の種類別にみると診療所の開設者又は法人の代表者が最も多く584人（歯科医師総数の56.9%）、次いで医育機関附属病院の勤務者が186人（18.1%）、診療所の勤務者が182人（17.7%）などとなっている。

3 薬剤師（平成20年末現在）

県内に在住する薬剤師数は2,117人で、平成18年より92人増加している。人口10万に対する薬剤師数は156.6人で平成18年より9.3人増加している。

薬局、医療施設において従事する薬剤師数は1,724人で薬剤師総数の81.4%を占めている。これを業務の種類別にみると薬局の勤務者1,040人（薬剤師総数の49.1%）、次いで病院、診療所において調剤に従事する者が449人（21.2%）、薬局の開設者又は法人の代表者218人（10.3%）などとなっている。

地域別（保健医療圏別）の人口10万対薬剤師数は図2-10のとおりである。

4 保健師、助産師、看護師、准看護師（平成20年末現在）

平成20年末の就業看護職員数（実人員）は、16,024人であり、平成18年末の15,918人より106人増加している。内訳は、保健師622人、助産師323人、看護師11,541人、准看護師3,538人である。保健医療圏別人口10万対就業者数は、それぞれ図2-11、図2-12のとおりである。

图 2-7 医师、歯科医师年次推移 (全国比较・人口 10 万对)

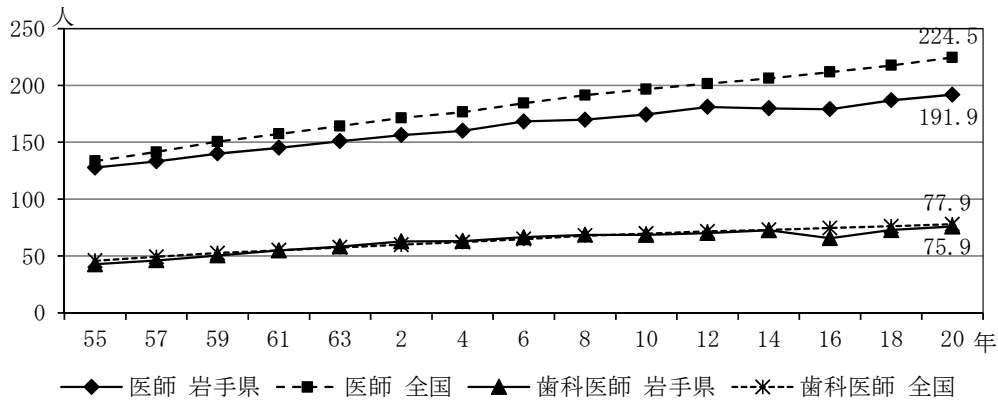


图 2-8 保健医療圏別医師分布图 (从业地・人口 10 万对)

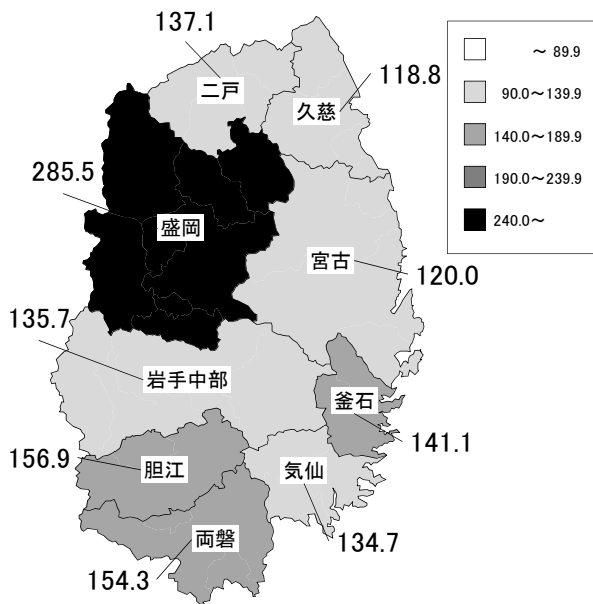


图 2-9 保健医療圏別歯科医师分布图 (从业地・人口 10 万对)

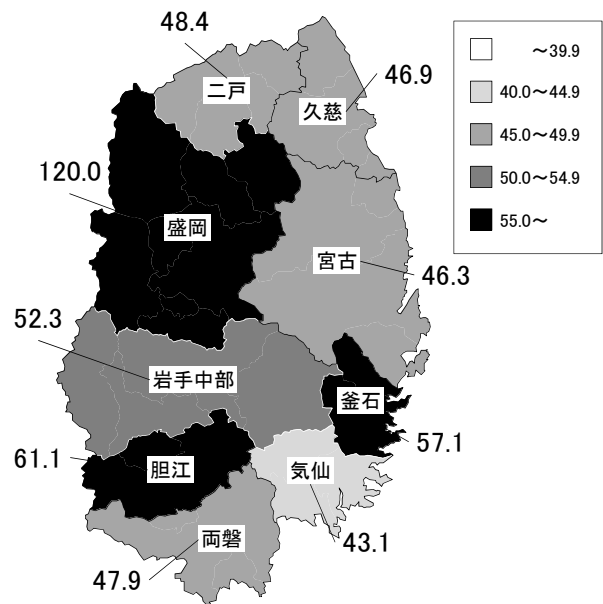


图 2-10 保健医療圏別薬剤师分布图 (从业地・人口 10 万对)

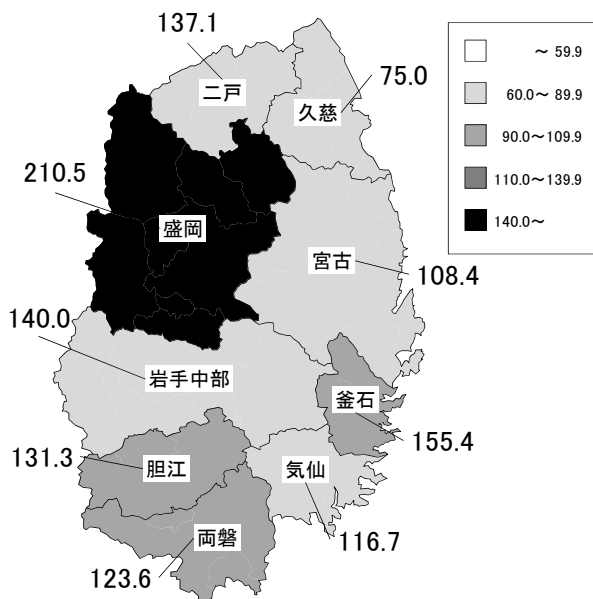


图 2-11 保健医療圏別保健师分布图 (从业地・人口 10 万对)

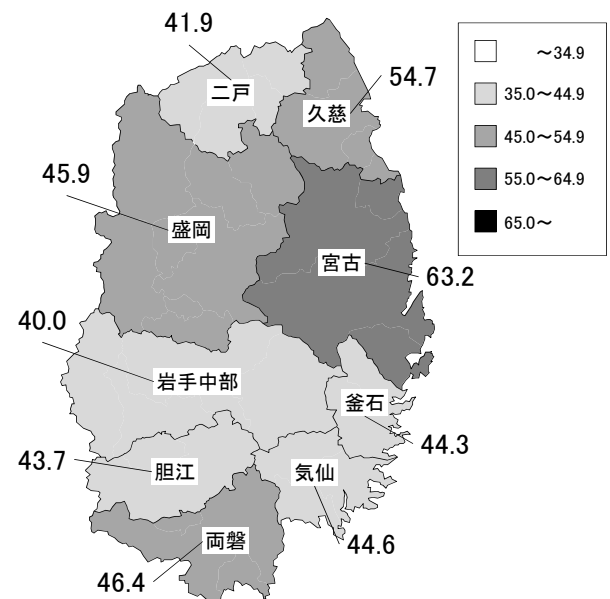
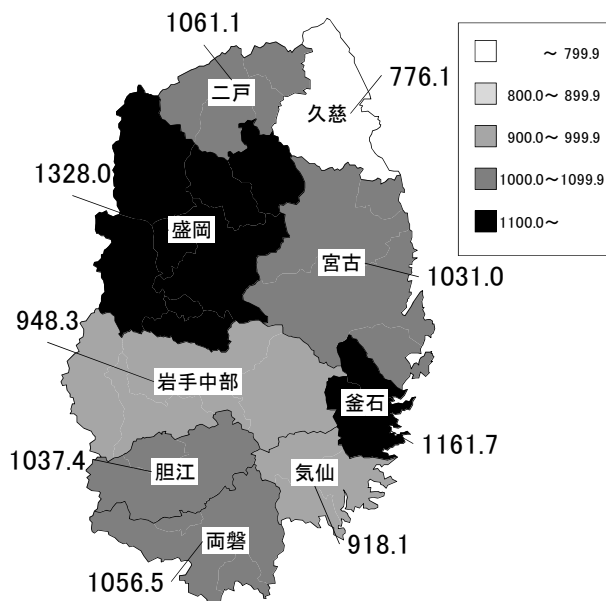


図 2-12 保健医療圏別看護師・准看護師分布図（従業地・人口 10 万対）



5 医療従事者の養成

(1) 医師、歯科医師養成

昭和 44 年から岩手医科大学の奨学生制度に助成を行い医師の養成を図ってきたが、さらに 47 年度からは、歯科医師養成を併せて実施し、これまで医師 158 人、歯科医師 45 人を養成した。卒業後は、県内の公的病院や診療所などに勤務し、本県の医療確保に貢献している。

また、47 年にへき地等の地域社会における医療の確保向上を目的として発足した自治医科大学へは、本県から毎年 2～3 人ずつ入学し、これまで 93 人養成しており、53 年度以降 78 人が卒業し、国保診療所等で地域医療に従事している。

さらに、昭和 57 年度から、医師不足地域の市町村（医師数が人口 10 万対県平均以下）が医師の確保を図るため、市町村医師養成事業を実施し、これまで医師 36 人を養成した。卒業後は、公的病院に勤務するほか、大学院等で研鑽を積んでいる。

なお、市町村医師養成事業については、県と市町村の共同事業とするものとして事業内容の見直しを行い、平成 16 年度以降 39 人、〔平成 20 年度は 8 名〕を事業対象（奨学生）とし、これまで医師 2 人が 20 年度から臨床研修を開始したところである。（表 2-5）

表 2-5 医師・歯科医師奨学生の状況（平成 20 年 4 月現在）

区 分	奨学生の状況				
	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
自治医科大学 医学部	2	3	3	2	2
市町村医師養成 医学部	8	4	8	6	12

(2) 看護職員の養成

看護職員の県内定着を目的として、看護職員修学資金貸付（県単事業）を実施している。平成 20 年度の貸付者数は、保健師課程 0 人、助産師課程 0 人、看護師課程 55 人、准看護師課程 15 人、大学院 0 人、計 70 人である。（表 2-6）

表 2-6 看護職員の養成状況（平成 20 年 4 月現在）

種 別	養成施設数	学年定員	平成 20 年度	平成 19 年度
		(人)	入学生数 (人)	卒業生数 (人)
大学	1	90	91	85
保健師	1 (1)	20	34	27
助産師	1 (1)	15	18	18
看護師	3 年課程	7	274	268
	2 年課程	4 (1)	140	137
看護師 5 年一貫教育	1	40	46	34
准看護師課程	3	110	104	75
合 計	18	689	650	644

（注）養成施設数の（ ）内は他課程との併設再掲分である。

(3) 医師過少地域医師確保対策資金貸付

昭和47年度から、医師数が人口10万対県平均の半数以下の医師過少市町村に、医師の定着を促進して同市町村における医療の確保を図るため、施設整備の貸付原資を岩手県医師信用組合に預託した。(表2-7)

なお、平成8年度から新規貸付を廃止した。

(4) 看護職員確保対策

岩手県ナースセンター((社)岩手県看護協会)に未就業看護師等の就業促進事業及び訪問看護の実施に必要な支援事業等を委託し実施している。(表2-8)

(5) 看護職員の資質の向上

就業看護職員の資質の向上を図るため、(社)岩手県看護協会に6研修を委託し、平成20年度の参加人数の合計は実419人(延2,793人)であった。

表2-8 未就業看護職員登録状況及び就業状況

年度	求職者数(人)	求人数(人)	求職就業相談者数(人)	就業者数(人)			
				総数	病院	診療所	その他
20	1,484	5,950	3,142	206	60	24	122

(登録者の職種内訳 保健師203人 助産師31人 看護師1,046人 准看護師204人)

表2-7 貸付状況

年度	市町村名	医療機関数	預託金額千円	補助市町村及び補助金額
47	金ヶ崎町	1	10,000	金ヶ崎町150万円
48	滝沢村	1	10,000	
51	滝沢村、西根町	2	20,000	
52	松尾村、矢巾町	2	20,000	
53	岩手町、玉山村	2	20,000	
55	滝沢村	1	10,000	
57	雫石町、岩泉町	2	20,000	
58	江釣子村、一戸町	2	20,000	
60	東和町、山田町	2	20,000	
61	山形村	1	10,000	
62	雫石町	1	10,000	
63	矢巾町	1	10,000	
元	山田町	1	10,000	

第3 医学的リハビリテーション

人口の高齢化に伴う疾病構造の変化等を背景として、脳血管疾患、心臓疾患等の機能障がいに伴う患者の増加による県民のリハビリテーションに対する需要が増大している。また、交通災害の後遺症に対しても同様な状況となっている。

リハビリ医療の整備については、地域の中核的な病院におけるリハビリ部門の整備促進や、岩手リハビリテーション学院の開校及び理学療法士、作業療法士の修学資金貸付制度等による計画的な養成、確保が図られてきたことにより、病院で従事する理学療法士は336人、作業療法士は262人(平成20年10月1日現在)と年々増加の傾向にある。

県では、本格的な高齢社会の進展に向けて、リハビリに対する諸課題を総合的に対処するための中核的な役割を担う施設として、高度な医療を提供するとともに、リハビリ医療に関する研究及び研修を行い、さらには地域におけるリハビリ活動の推進を支援するいわてリハビリテーションセンター(病床数100床)を平成5年10月に岩手郡雫石町七ッ森地内に開設している。

第4 救急医療対策

救急医療対策は、昭和30年代の後半から昭和40年代への急激な自動車の普及に伴って増加した交通事故及び産業災害等の負傷者の救済対策を中心に始まり、主として事故による救急患者の診療にあたる救急告示施設の制度が設けられた。昭和62年1月に、救急患者一般を対象とするものにその性格を改め、かつ3年毎の更新制となった。県内における救急告示施設は57施設(平成20年10月1日現在)である。(付表7参照)

休日、夜間における初期救急医療体制として、各郡市医師会による在宅当番医制を実施し、また、休日夜間急患センターが4施設(平成20年10月1日現在)整備されている。

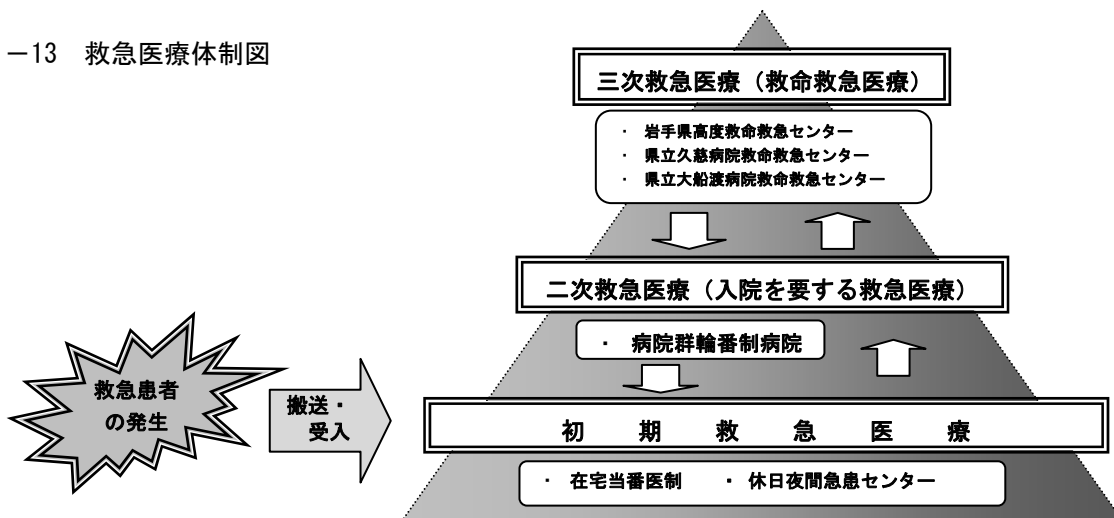
第二次救急医療体制としては、保健医療圏単位に病院群輪番制が整備されており、平成20年度末現在で、8地区39病院が参加している。

第三次救急医療体制としては、昭和55年11月から岩手医科大学附属病院に岩手県高度救命救急センター(平成14年2月1日名称変更)が付設されており、また、平成10年3月から県立久慈病院に、平成10年8月から

県立大船渡病院にそれぞれ救命救急センターを付設し、重篤救急患者の医療の確保を図っている。

これら救急医療体制の円滑な運用を図る救急医療情報システムが昭和 57 年 2 月 1 日から運営されているが、端末機の老朽化等に伴い、平成 16 年 4 月から新システムに更新した。平成 20 年度におけるこのシステムの利用件数は、消防本部から 997 件、医療機関から 23,280 件となっている。

図 2-13 救急医療体制図



第 5 医療資源に恵まれない地域の医療

山村等の物理的条件、過疎などによって、医療の確保が困難な地域、いわゆる無医地区、無歯科医地区は、平成 21 年 10 月末現在の調査では、無医地区が 24 地区で人口は約 5,200 人、無歯科医地区は 29 地区で人口は約 6,300 人となっている。

これらの地区に対し、現在まで次のような対策を行ってきた。

- 1 患者輸送車による医療施設までの患者の搬送
- 2 岩手県医師会等の協力による内科系の一般診療（平成 14 年度から実施していない）
- 3 歯科巡回診療（昭和 62 年度から実施していない）
- 4 へき地診療所に対する医師の派遣
- 5 へき地診療所の設置運営に対する助成（平成 20 年度から該当なし）
- 6 へき地医療拠点病院がへき地診療所への医師派遣を行う場合に要する経費に対する助成

（表 2-9、表 2-10）

今後においては、これまでの対策を推進するとともに、道路網の整備等による生活圏の広域化などへき地を取り巻く情勢の変化に対応して、広域的な対策を計画的に実施する。また、地域中核病院を体系的に整備してへき地医療の確保を図る。

表 2-9 平成22年度へき地医療拠点病院診療所運営費補助対象施設

名 称	所在地	開設者
済生会岩泉病院	岩泉町	済生会

表 2-10 へき地医療拠点病院 医師派遣状況

年 度	へき地医療拠点病院名	派遣診療所及び派遣日数(日)			
		安家診療所	大川診療所	有芸診療所	釜津田診療所
平成16年度	済生会岩泉病院	50	48	24	48
17	〃	48	50	25	50
18	〃	49	50	16	50
19	〃	25	26	13	25
20	〃	23	26	12	24

第6 腎不全対策

本県の慢性腎不全患者は、2,759人(平成19年9月1日現在)であり、前年同期に比べて4.8%増加している。腎不全対策については、昭和44年以降、人工腎臓不足地域における透析医療を確保することに重点を置き、人工透析装置の整備を図っているところである。

第7 病院の患者数及び従事者数

1 患者数

(1) 1日平均在院患者数

本県における在院患者延数は5,556,593人(前年5,623,359人)、1日平均在院患者数は15,182人(前年15,406人)で、前年に比べ224人(1.5%)減少している。

1日平均在院患者数を病院の種類別にみると、一般病院では11,524人(前年11,685人)で、前年に比べ161人(1.4%)減少し、精神病院では3,658人(前年3,721人)で、63人(1.7%)減少している。

また、病床の種類別にみると、一般病床では8,379人(前年8,446人)で、前年に比べ67人(0.8%)、精神病床では4,185人(前年4,307人)で、前年に比べ122人(2.8%)減少している。(表2-11)

表2-11 病床一病院の種類別にみた1日平均在院患者数

区分	平成20年		平成19年	
	在院患者延数	1日平均	在院患者延数	1日平均
総数	5,556,593(100.0)	15,182	5,623,359(100.0)	15,406
精神病床	1,531,865(27.6)	4,185	1,572,195(28.0)	4,307
感染症病床	-(-)	-	-(-)	-
結核病床	13,035(0.2)	36	13,146(0.2)	36
療養病床	945,153(17.0)	2,582	955,401(17.0)	2,618
一般病床	3,066,540(55.2)	8,379	3,082,617(54.8)	8,446
(再掲)				
精神病院	1,338,730(24.1)	3,658	1,358,204(24.2)	3,721
一般病院	4,217,863(75.9)	11,524	4,265,155(75.8)	11,685

(注) ()は構成割合

(2) 新入院患者数及び退院患者数

新入院患者数は150,640人(前年153,745人)で、前年に比べ3,105人(2.0%)減少している。これを病院の種類別にみると、一般病院では147,443人(前年150,618人)で、前年に比べ3,175人(2.1%)減少し、精神病院では3,197人(前年3,127人)で前年に比べ70人(2.2%)増加している。(表2-12)

退院患者数は150,977人(前年153,821人)で、前年に比べ2,844人(1.8%)減少している。これを病院の種類別にみると、一般病院では147,698人(前年150,722人)で、前年に比べ3,024人(2.0%)減少し、精神病院では3,279人(前年3,099人)で、前年に比べ180人(5.8%)増加している。(表2-13)

表2-12 病床一病院の種類別にみた新入院患者数

区分	平成20年	平成19年
	新入院患者延数	新入院患者延数
総数	150,640(100.0)	153,745(100.0)
精神病床	4,804(3.2)	4,759(3.1)
感染症病床	-(-)	-(-)
結核病床	257(0.2)	466(0.2)
療養病床	2,202(1.5)	2,328(1.5)
一般病床	143,377(95.2)	146,192(95.1)
(再掲)		
精神病院	3,197(2.1)	3,127(2.0)
一般病院	147,443(97.9)	150,618(98.0)

(注) ()は構成割合

表2-13 病床一病院の種類別にみた退院患者数

区分	平成20年	平成19年
	退院患者延数	退院患者延数
総数	150,977(100.0)	153,821(100.0)
精神病床	5,001(3.3)	4,872(3.2)
感染症病床	-(-)	-(-)
結核病床	262(0.2)	468(0.3)
療養病床	4,361(2.9)	4,573(3.0)
一般病床	141,353(93.6)	143,908(93.6)
(再掲)		
精神病院	3,279(2.2)	3,099(2.0)
一般病院	147,698(97.8)	150,722(98.0)

(注) ()は構成割合

(3) 平均在院日数

入院患者の平均在院日数は、36.8日(前年36.6日)、0.2日長くなっている。これを病床の種類別にみると、療養病床が184.8日(前年174.1日)で、前年に比べ10.7日長くなり、一般病床が21.5日(前年21.3日)で、前年に比べ0.2日長くなった。精神病床では312.5日(前年326.5日)で、前年に比べ14.0日短くなっている。(表2-14)

表2-14 病床一病院の種類別にみた平均在院日数

区 分	平均在院日数		
	平成20年	平成19年	増 減
総 数	36.8	36.6	0.2
精神病床	312.5	326.5	△14.0
感染症病床	-	-	-
結核病床	50.2	28.1	22.1
療養病床	184.8	174.1	10.7
一般病床	21.5	21.3	0.2
(再掲)			
精神病院	413.4	436.3	△22.9
一般病院	28.6	28.3	0.3

(4) 1日平均外来患者数

1日平均外来患者数は14,862人(前年15,882人)で、前年に比べ1,020人(6.4%)減少している。これを病院の種類別にみると、一般病院では14,123人(前年15,158人)で前年に比べ1,035人(6.8%)減少し、精神病院では738人(前年725人)で前年に比べ13人(1.8%)増加している。(表2-15)

表2-15 病院の種類別にみた1日平均外来患者数

区 分	平成20年		平成19年	
	外来患者延数	1日平均	外来患者延数	1日平均
総 数	5,439,415(100.0)	14,862	5,797,104(100.0)	15,882
精神病院	270,242(5.0)	738	264,546(4.6)	725
一般病院	5,169,173(95.0)	14,123	5,532,558(65.4)	15,158

(注) ()は構成割合

2 従事者数

病院における従事者数は18,958.6人(前年18,677.5人)で、前年に比べ281.1人(1.5%)増加している。

従事者を100床当たりでみると、総数では99.1人(前年96.5人)となっている。これを業務の種類別にみると、医師(常勤)は7.9人(前年7.8人)、医師(非常勤)1.9人(同1.7人)、薬剤師2.1人(同2.1人)、看護師42.2人(同41.1人)などとなっている。(表2-16)

表2-16 病院の主な従事者数及び100床当たり従事者数(平成20年10月1日現在)

区 分	全 病 院	
	従事者数	100床当たり
総 数	18,958.6	99.1
医師(常勤)	1,519	7.9
医師(非常勤)	369.4	1.9
歯科医師(常勤)	228	1.2
歯科医師(非常勤)	16.6	0.1
薬 剤 師	395.2	2.1
看 護 師	8,073.7	42.2
准 看 護 師	1,291.2	6.7
看護業務補助者	1,559.9	8.2
診療放射線技師	379.1	2.0
臨床検査技師	488.2	2.6

第8 薬 事

1 薬局、医薬品販売業

薬局数は598施設で前年より16施設増加し、卸売一般販売業者数は105業者で前年より10施設減少、一般販売業者数は65業者で2業者減少、薬種商販売業者数は213業者で5業者減少、特例販売業者数は65業者で1業者減少、配置販売業者数は167業者で前年より4業者減少した。

医薬分業については、昭和49年10月の診療報酬及び調剤報酬改正に伴い、年々保険薬局は増加し、昭和62年をピークに横ばいとなったが、平成5年以降は再び増加している。平成20年末の保険薬局数は557で県内の薬局の93.1%が指定を受けている。処方せん枚数は、近年の医薬分業推進の気運を受け、薬局側の処方せん受け入れ体制の整備とともに、年々増加傾向にあり、平成20年は8,280,880枚となっているが、1薬局当たりの年間取扱枚数は、平成14年をピークとして減少傾向にあり、平成20年は15,001.6枚であった。

2 薬事監視

医薬品等の取扱業者について、その品質の確保と取扱いの適正を図るため、許可届出等のある5,290施設(厚生労働大臣許可施設を除く。)の監視対象のうち、2,357施設に対し立入り検査を実施したが、違反発見施設数は3施設であった。

業態別にみると監視施設に対する違反の割合は、第2種医薬品製造販売業が50.0%、一般販売業が3.2%となっている。

医薬品等の一斉取締によって取去した医薬品12検体について品質検査を行った結果、全て基準に適合していた。

3 毒物及び劇物監視

毒物及び劇物販売業並びに届出を要する事業所の施設数は 927 施設（厚生労働大臣登録施設及び特定毒物研究者を除く。）で前年より 8 施設増加した。一方、これら毒物、劇物による事故を未然に防止するため、毒劇物販売業者等に対し立入り検査を実施し、その適正な保管管理等、取扱い上の指導を行った。立入検査件数 670 件のうち違反件数は 3 件となっている。

4 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤

(1) 麻薬等取締り

麻薬等取扱施設数は 980 施設で前年より 8 施設増加した。

立入検査件数 553 件で違反件数は 4 件となっている。

また、麻薬及び向精神薬取締法違反の検挙者は 0 人であった。

(2) 麻薬中毒者

過去に麻薬中毒であった者 1 人に対し観察指導を行った。また、がん等の疾病で末期症状により医療機関において麻薬を連用し中毒と診断された者の届出件数は 0 件である。

(3) あへん及び大麻取締り

免許を受けずに観賞用として栽培する事犯や購入した大麻・自生している大麻を吸引する事犯が依然として跡をたない現状にある。これらの不正栽培を防止するため、本年も 6 月 2 日から 8 月 15 日までを「不正大麻、けし撲滅運動月間」と定め、啓蒙用ポスター、チラシ等を市町村等に配布し、不正栽培防止に努めた。野生大麻、けしの抜去状況は表 2-17 のとおりである。なお、大麻取締法違反で 8 人が検挙された。

表 2-17 野生大麻、けしの抜去状況

(単位：本)

区分	16	17年	18年	19年	20年
大麻	16,330	13,197	23,645	8,099	23,465
けし	7,066	4,762	5,569	1,037	10,868

(4) 覚せい剤取締り

本県における覚せい剤事犯は 40 件 30 人と、前年に比べ件数・人員ともには減少した。うち少年は 0 人であった。

5 麻薬取扱者

麻薬取扱者数は 2,617 人、大麻取扱者は 4 人で、その内訳は表 2-18 のとおりである。

表 2-18 麻薬及び大麻取扱者状況

区分	麻薬製造業	麻薬卸売業	麻薬小売業	麻薬研究者	麻薬管理者	麻薬施用者	大麻研究者	大麻栽培者
件数	1	28	416	29	156	1,988	3	1

6 岩手県薬物乱用対策推進本部

10 月に薬物乱用対策推進本部会議（本部長副知事、本部員 18 名）を開催し、薬物乱用防止対策について協議するとともに一般県民を対象とした麻薬、覚せい剤等の薬物乱用防止対策を図った。

第 9 献 血

1 献血推進協議会及び献血組織の状況

1 月に献血推進協議会を開催し、献血計画、献血思想の普及及び献血制度の広報活動並びに献血組織育成について協議を行った。また、計画献血を推進するための組織として、県内 34 市町村のうち 28 市町村で市町村献血推進協議会が設置されている。

2 献血者の表彰

愛の血液助け合い運動の一環として 7 月 30 日、献血推進協力者 8 団体に対し知事及び日本赤十字社岩手県支部長から感謝状を贈呈した。また、厚生労働大臣からの表彰状は 1 団体、感謝状は 2 団体に贈呈された。

3 献血状況

献血推進事業は、県民の理解と市町村等関係者の連携により推進しており、本年も表 2-19 のとおりの状況となった。平成 20 年度は県内の医療機関に対し血液センターは 184,165 単位（200ml 換算）を供給している。今後も、血液製剤の安定供給のため、さらに積極的に献血の推進を図る必要がある。

表 2-19 献血状況 (200ml換算)

年 度	献血目標	実績本数	目標達成率	
16	全血	72,200	64,869	85.7
	成分	19,800	17,466	88.2
17	全血	68,000	62,125	91.4
	成分	19,000	18,473	97.2
18	全血	65,000	58,879	90.6
	成分	18,000	14,614	81.2
19	全血	64,000	63,605	99.4
	成分	16,500	14,822	89.8
20	全血	65,000	67,540	103.9
	成分	16,500	16,940	102.7

第3章 福 祉

第1 地域福祉等

1 概 要

高齢化の急速な進行等の中で、すべての県民が、住み慣れた家庭や地域において、家族や隣人との温かいふれあいを保ちながら、健康で生きがいのある生活を実現できるようにするためには、人間性の尊重を基本とし、住民がお互いに助け合い、支え合いながら、住民参加による福祉コミュニティづくりを目指した地域福祉の推進を図っていくことが重要である。

このため、県の地域福祉推進の基本的な考え方や方向性を示すとともに、市町村の地域福祉の推進を図ることを目的とした「岩手県地域福祉支援計画」を平成21年3月に策定した。

また、ボランティア振興事業により、地域の福祉ニーズに対応したボランティア活動の促進や県民の福祉意識の定着に努めたほか、福祉人材バンクによる、福祉サービス事業者への就労促進のための啓発、広報活動、情報提供、研修、登録、あっせん等を推進するとともに、日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が不十分な高齢者や障がい者などへの金銭管理や福祉サービスの利用援助を行った。

なお、社会福祉法人の果たす役割の重要性に鑑み、法人の適正な運営を確保するため、指導監査を実施した。

2 推進体制の整備

(1) 岩手県地域福祉支援計画の策定

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう住民参加による福祉コミュニティ作りを推進するため、県の地域福祉推進の理念、基本方針を示すとともに、市町村の地域福祉の推進を支援する「岩手県地域福祉支援計画」を策定した。

また、策定にあたっては、計画策定委員会を設置するとともに、地域の福祉課題や地域協働による福祉活動の取組みなどの状況を把握するため、行政、地域住民、福祉関係団体等の参加による県民意見交換会を開催するとともに、パブリックコメントを実施した。

1) 岩手県地域福祉支援計画策定委員会

① 策定委員 のべ22名

② 開催回数 8回

2) 県民意見交換会（“福祉でまちづくり”タウンミーティング）

① 開催地域 7地域（盛岡、北上、一関、大船渡、宮古、久慈、二戸）

② 参加人数 412人

3) パブリックコメント

① 意見募集期間 平成21年1月29日から2月28日

② 寄せられた意見数 13件

(2) 福祉意識の定着

1) 福祉教育の推進

児童・生徒のうちから社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕・社会連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の福祉意識の啓発を図ることを目的として、学校と地域内の諸団体が協働して児童・生徒を含む地域全体に福祉教育を行う「地域で育む福祉教育推進モデル事業」を実施することとし、県内4市社協（北上市社協・奥州市社協・大船渡市社協・宮古市社協）を指定している。

2) 福祉大会、スポーツ大会等

福祉関係者と多くの県民の参加による各種の福祉大会、スポーツ大会等の主要な福祉関係行事の実施状況は表3-1-1のとおりであり、年々充実した内容となっている。

表3-1-1 主要な福祉関係行事の実施状況

名 称	月 日	開催地	参加(入場)人員
障がい者スポーツ大会	6月7日	盛岡市	2,720人
身体障がい者福祉大会	7月18日	一関市	910
長寿社会健康と福祉のまつり(文化フェア)	6/17～7/5	盛岡市	1,000
老人クラブ大会	10月22日	盛岡市	1,000
県民長寿体育祭	8/17～10/4	盛岡市他	3,524
戦没者追悼式	9月10日	盛岡市	1,000
手をつなぐ育成会岩手県大会	11月30日	大船渡市	918
県障がい者文化芸術祭	11/1～11/9	盛岡市	2,910
「岩手の塔」現地慰霊祭	11月5日	沖繩県	40
社会福祉大会	10月10日	盛岡市	1,500
ブロック別更生保護研究大会	10月	県内3ブロック	1,300

(3) 人材の養成・確保

1) 社会福祉研修

社会福祉従事者の資質の向上を図るため、行政職員研修4コース、社会福祉従事者研修9コース、計13コースのほか、特別研修として、3箇所地域開催研修を実施した。

2) 社会福祉士及び介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士は、高齢化社会や増大かつ多様化している福祉ニーズに適切に対応するため、老人、障がい者等に対する福祉に関する相談や介護について、専門的能力を有する人材を養成、確保し、在宅介護の充実強化を図ることを目的として制定された国家資格制度で、いずれも資格を有する者が各登録簿に登録してなることができる。

県内の介護福祉士養成施設は表3-1-2のとおり5カ所となっている。

3) 福祉人材センター

福祉人材センターは、福祉人材の育成、福祉職場への就業の支援を行うとともに、社会福祉事業経営者からの相談に応じるなど、必要な援助を行うことにより、福祉人材の確保及び社会福祉事業の適正運営に資することを目的に設置し、県社会福祉協議会に委託している。

〔主な事業〕

- ① 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- ② 福祉に関する啓発・広報事業
- ③ 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究
- ④ 社会福祉事業経営者に対する福祉人材確保についての相談その他の援助
- ⑤ 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会の実施
- ⑥ 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施

表3-1-2 介護福祉士養成施設

施設名	所在地	設置者	コース	定員	電話番号
盛岡社会福祉専門学校 介護福祉科	盛岡市菜園 2-4-19	(学)コアトレース	2年	42	019(623)6173
専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科	北上市鍛冶町 1-3-1	(学)北上学園	2年	50	0197(61)2131
盛岡医療福祉専門学校 介護福祉科	盛岡市大沢川原 3-5-18	(学)龍澤学館	2年	80	019(624)8600
岩手県立大学社会福祉学部 福祉臨床学科介護福祉士資格課程	滝沢村滝沢字菓子 152-52	(公立)岩手県立大学	4年	20	019(694)2000
北日本医療福祉専門学校 介護福祉科	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	(財)北日本カレッジ	2年	80	019(621)2106

表3-1-3 福祉人材センター等の職業紹介状況

項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
求人登録数	1,581	1,730	1,828	1,579	1,828
求職登録数	3,595	3,315	2,877	1,380	1,531
紹介件数A	1,502	1,226	858	519	629
就職件数B	541	554	467	171	243
就職率B/A	36.0	45.2	54.4	32.9	38.6

(注) 平成19年度までは、福祉人材バンク（花巻、奥州、一関）の件数が含まれる。

(4) 福祉情報の充実

1) 広聴広報活動

多くの県民が社会福祉に対する理解と関心を深め、県民の福祉活動への自主的な参加を促進することが不可欠であるとの観点から、平成10年度から保健福祉情報のホームページを開設するとともに県が発行する広報紙やテレビ等を通じて、広く県民に対して社会福祉の現状等の啓発に努めた。

ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?ik=3&nd=60>

2) 出版、報道活動

20年度の福祉関係資料の発行状況は、表3-1-4のとおりである。

また、地元紙等において、各種福祉大会、スポーツ大会等の福祉関係の記事が連日報道されるなど、県民の社会福祉に対する関心の高まりがみられた。

表3-1-4 福祉関係資料の発行状況 (20年度)

資料名	発行機関	発行間隔	部数	主要配布先
岩手県の生活保護	県	年刊	200	関係行政機関、福祉団体等
生活保護世帯処遇事例集	〃	〃	140	
さあ今日から始めよう	〃	〃	3,000	一般市民
「福祉いわて」	社会福祉研修所	〃	15,000	関係行政機関、社会福祉施設、福祉団体等
「シルバーウイング」	県長寿社会振興財団	年4回	各10,000	関係行政機関、金融機関、医療機関等
いわて福祉だよりパートナー	県社協	月刊	5,000	関係行政機関、社会福祉施設、民生委員、福祉団体等
福祉教育実践事例集	〃	年刊	200	関係行政機関、福祉団体等
あすなる	県社協・保育協	年1回	600	関係行政機関、保育所、児童館、福祉団体等
ボランティア体験inいわてガイドブック	県社協	年刊	2,000	関係機関、福祉団体等
岩手遺族通信	県遺族連合会	隔月	15,000	遺族会各支部、会員
情報国保連	県国保連	旬刊	1,200	県、市町村、全連合会

(5) 社会福祉施設の運営の充実

社会福祉施設は計画的な整備に伴い年々増加している。

1) 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金

社会福祉法人等が施設整備等のために独立行政法人福祉医療機構から新規に借入れした過去5年間の借入実績は、表3-1-5のとおりである。

表3-1-5 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付資金の借入状況

施設種別	16		17		18		19		20	
	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)	(件数)	金額(千円)
児童福祉施設	1	21,000	2	61,900	5	157,600	3	105,200	1	60,000
老人福祉施設	6	1,333,800	10	3,037,100	6	1,783,400	3	754,000	3	1,234,800
身体障がい者更生援護施設	1	50,000	1	260,700	-	-	-	-	-	-
知的障がい者援護施設	1	60,000	1	25,800	-	-	-	-	-	-
婦人保護施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精神障がい者社会復帰施設	1	23,000	1	15,100	-	-	-	-	-	-
総合福祉センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障がい福祉サービス	-	-	-	-	1	62,300	-	-	-	-
計	10	1,487,800	15	3,400,600	12	2,003,300	6	859,200	4	1,294,800

2) 社会福祉施設整備資金利息補助

社会福祉施設整備資金の利息補助は、社会福祉施設整備の進展は見られるものの、近年の貸付利率が低い状況にあることから減少しており、平成19年度から新規借入に係る補助は廃止している。平成20年度における補助実績は次のとおりであり、過去5年間の状況は表3-1-6のとおりである。

表3-1-6 社会福祉施設整備資金利息補助の状況

年度	助成対象			助成額
	法人数	施設数	件数	
16	92	114	118	52,476
17	85	107	110	44,523
18	81	95	95	36,865
19	68	84	84	28,541
20	63	76	76	21,486

独立行政法人福祉医療機構資金借入分

63法人 76施設(76件) 21,485,478円

3) 社会福祉施設職員等退職手当共済

民間社会福祉施設は、公立施設とともに社会福祉事業の一翼を担うものであり、民間施設職員の待遇改善の一環として、昭和36年に社会福祉施設職員退職手当共済制度が設けられた。平成4年からは社会福祉法人が、市町村から委託を受けて行っている特定社会福祉事業に従事する職員も加入することができることとなった。

また、この制度は、賦課方式が採用されているために県補助金は退職手当給付需要に連動するしくみになっている。県内の加入施設等の状況は表3-1-7のとおりである。

表3-1-7 社会福祉施設職員等退職手当共済の加入及び県補助金の状況

(単位：か所、人)

年度	加入状況		県補助金 (千円)	退職手当給付	
	施設	職員		件数	金額 (千円)
16	606	9,894	409,216	706	917,146
17	621	10,326	440,198	846	1,361,855
18	662	10,735	525,302	898	1,491,842
19	739	10,367	481,962	1,102	1,574,750
20	767	10,201	453,537	933	1,156,207

4) 社会福祉法人

社会福祉法人は平成20年4月1日現在で、社会福祉施設の経営や社会福祉事業を行うこととして認可された法人(社会福祉事業団等除く)が208、社会福祉協議会(県社協含む)が35、その他(共同募金会、社会福祉事業団等)が3、計246となっている(盛岡市所管46法人を除く)。

また、法人の指導監査については、平成11年度から地方振興局に指導監査権限を移譲し、地域に密着した指導・監督が行えるよう体制の整備を図っている。

法人監査の実施状況は表3-1-8のとおりである。

表3-1-8 法人監査の実施状況

(平成20年度)

区分	監査対象 法人	実施 法人	実施率 (%)
保 育 所	6	3	50
児 童 福 祉 施 設	18	8	44.4
知的障がい者施設	75	38	50.7
老人福祉施設等	10	6	60
身障更生援護施設	1	0	0
精神障がい者 社会復帰施設	12	7	58.3
障害者自立支援	38	29	76.3
社会福祉協議会等	246	146	59.3
計			

(注) 社会福祉協議会等とは、県社協(1)、社会福祉事業団(2)、県共同募金会(1)、市町村社協(34)、である。

5) 福祉サービス苦情解決事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、平成12年、県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置した。

また、各事業者段階でも、それぞれ苦情受付窓口を設置し、福祉サービスに関する苦情処理体制の整備を図っている。

運営適正化委員会における苦情等の受付状況は、表3-1-9のとおりである。

表3-1-9 運営適正化委員会における苦情受付状況

(20.4.1~21.3.31)

種別	相談者						合計
	利用者	家族	代理人	職員	その他		
高 齢 者	0	7	0	2	0	9	
障がい者	4	2	0	0	0	6	
児 童	0	1	0	0	0	1	
そ の 他	1	0	0	0	0	1	
合 計	5	10	0	2	0	17	

3 民間福祉活動の活発化

(1) 民間福祉活動の活発化

1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等が参加し、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修、社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言等を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。

2) 岩手県社会福祉協議会

岩手県社会福祉協議会は、県内の社会福祉事業に関する広域的な調査、総合的企画及び実施、連絡調整、助成、普及及び宣伝等各種の事業を実施している。

また、社会福祉法が平成12年6月に施行され社会福祉事業従事者の養成・研修、経営に関する指導・助言等を新たに実施することとされた。

会員組織となっており、主として市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、社会福祉団体が会員となっている。

県社会福祉協議会の活動に要する経費は、会員会費のほか、県から表3-1-10のとおり補助金を交付している。

表3-1-10 岩手県社会福祉協議会に対する補助金の状況

事業名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
運営費補助(県単)	76,465	72,971	69,561	58,455	55,532
生活福祉資金貸付事業推進費補助	33,401	34,671	32,536	32,424	18,027
県ボランティアセンター事業	16,100	15,590	13,684	8,428	7,440
日常生活自立支援事業費補助	77,867	77,492	82,014	79,411	77,427
計	203,833	200,724	197,795	178,718	158,426

(注) 補助金は、事務費が含まれているもののみ。

3) 市町村社会福祉協議会

県内全市町村に社会福祉協議会が設置されており、全ての市町村社会福祉協議会が法人格を取得している。社会福祉協議会の推進指導體制を整備強化し、民間福祉活動の充実と発展を図るため、昭和41年度から平成10年度まで、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員の設置費に対して補助してきたが、平成11年度から一般財源化された。

(2) 地域福祉団体の活発化

1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)は、平成21年3月31日現在県内に3,689人(主任児童委員360人を含む)が配置され、生活困窮者のほか、老人・児童・心身障がい者等で援護を要する者の相談と支援に当たっている。

県ではその活動費に対して平成20年度は1人当たり52,000円の補助をした。また、各市町村には民生児童委員協議会が組織されており、自主的な福祉活動を進める一方、自らの研修に当たっているが、県においても、毎年度全委員を対象に地方振興局毎に指導訓練を行っているほか、同協議会会長・副会長の研修会等を実施している。

民生委員・児童委員の活動状況(活動件数、活動日数、訪問回数)の推移は、表3-1-11のとおりであり、委員1人当たりの件数は年間213件(1ヵ月17.8件)で、相談支援が18.7%を占めている。また、相談支援の内容は図3-1-1のとおりであり、内容別では日常的な支援、在宅福祉、子どもの地域生活の順となっており、分野別では高齢者、子ども、障がい者の順となっている。(図3-1-2)(市町村別件数は統計表編314ページ参照のこと。)

表3-1-11 民生委員・児童委員活動状況

年度	活動件数							活動日数	訪問回数	民生委員・児童委員1人当たり		
	相談支援	調査	証明事務	施設・団体・公的機関との連絡	諸会合行事への参加	その他	計			相談支援	活動日数	訪問回数
16	178,898	86,966	14,214	90,407	119,154	175,665	665,304	482,518	570,984	48	129.4	153.1
17	164,617	88,992	12,385	94,252	115,314	179,838	655,398	489,236	589,161	44.2	131.4	158.3
18	163,765	91,110	11,940	96,220	114,142	194,486	671,663	498,462	615,905	44	133.9	165.5
19	158,251	112,228	11,234	99,703	118,068	209,825	709,309	512,690	642,972	42.9	139	167
20	147,019	111,457	11,064	102,511	117,823	297,722	787,596	508,074	689,667	39.9	137.7	187

(注) 主任児童委員を含むものである。

図3-1-1 民生委員、児童委員活動状況
(内容別)

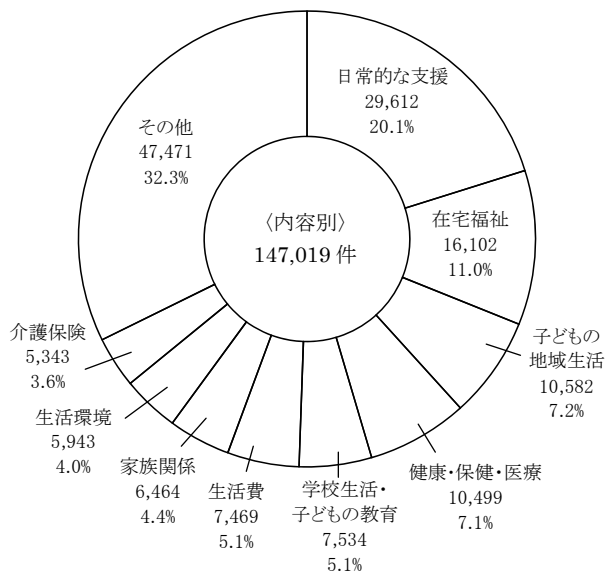
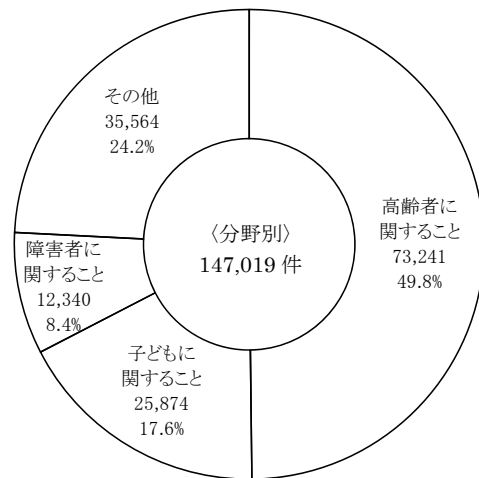


図3-1-2 民生委員、児童委員活動状況
(分野別)



2) ボランティア振興事業

ボランティア活動の推進を図るため・従前の社会奉仕活動指導センターを発展拡充し、平成6年度から岩手県社会福祉協議会を実施主体とし、国庫補助事業として実施している。

岩手県社会福祉協議会に設置された県ボランティアセンター事業に要する経費として、県社会福祉協議会に7,440千円補助している。

〔主な事業〕

- ① 福祉教育推進事業（「地域で育む福祉教育推進モデル事業」、「地域で育む福祉教育推進セミナー」、ボランティア体験 in いわたの実施）
- ② 勤労者・企業の社会貢献活動の促進（「勤労者・企業の社会貢献推進セミナー」の開催、ボランティア出前講座の実施）
- ③ 養成研修事業（「シニアボランティア研修会」、「災害ボランティアボランティアコーディネーター研修会」、「ボランティア・NPOリーダー研修会」の開催）
- ④ 広報・啓発事業（ホームページを活用したボランティア情報の周知）

3) 社会福祉経営サポート事業

社会福祉事業の適正かつ安定的な経営とサービスの質の向上等をめざして、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、社会福祉事業運営全般の資質向上に資すること目的とする事業である。

岩手県社会福祉協議会が事業実施主体となり実施するもので、平成20年度は6,509千円の助成を行った。（専任経営指導員常勤1名・兼任非常勤2名）

主な事業

- ① 福祉施設経営指導連絡協議会の開催
- ② 経営相談の実施
- ③ 各種研修会の実施

表3-1-12 経営相談指導事業

(20年度実施状況)

経営相談内容	件数
入所者処遇に関すること。	0件
施設運営に関すること	11件
職員処遇に関すること	3件
会計・税務に関すること。	6件
人材確保に関すること。	0件
施設整備に関すること。	0件
その他社会福祉施設の運営に関すること。	9件
計	29件

4) 共同募金

共同募金は、昭和22年に制度創設以来、「赤い羽根」の名で募金活動が行われており、平成20年度の共同募金の実績は、表3-1-13のとおりである。

また、配分は募金額に預金利息、繰越金等を加えて行われたが、その状況は表3-1-14のとおりである。

表3-1-13 募金額と配分額 (単位:千円)

年 度	募 金 額	配 分 額
16	253,724	199,128
17	247,622	186,740
18	243,467	180,386
19	239,924	184,662
20	232,904	191,109

表3-1-14 共同募金配分状況 (単位:千円)

配 分 内 訳	配分額	配分比率
1 施設整備配分	12,310	6.4%
2 地域福祉活動費	137,355	71.9%
(1) 県社協	(11,000)	(5.8%)
(2) 市町村社協	(126,355)	(66.1%)
3 福祉のまちづくり支援事業	5,782	3.0%
4 心臓蘇生機器設置支援事業費	4,105	2.1%
5 安全・安心の地域づくり支援事業	4,543	2.4%
6 「岩手・宮城内陸地震」 災害ボランティア活動支援資金	3,500	1.8%
7 災害等準備金積立金	10,000	5.2%
8 災害見舞金	2,000	1.0%
9 配分予備金	11,514	6.0%
計	191,109	

5) 岩手県福祉基金

岩手県福祉基金は、県民や会社、団体から浄財を募り、県や市町村からも助成を得て基金を積み立てた一般基金があり、基金財産から生ずる果実を財源として民間社会福祉活動や福祉団体に安定した資金の援助と励ましの手をさしのべることを目的としており、平成20年度の助成状況は表3-1-15のとおりである。

平成20年度末の造成状況は、表3-1-16のとおりであり、一般基金11億2,454万円が造成されている。

(3) 活動拠点の整備

[福祉センター]

児童から老人に至る地域住民の福祉の向上を図るため、福祉センターが県内28カ所17市町に設置され、ボランティア活動、各種相談活動、老人等の教養・レクリエーション活動等に幅広く利用されている。

表3-1-15 基金助成状況 (単位:千円)

助 成 対 象 事 業	件数	助成額
社会福祉施設の整備	4	2,447
社会福祉従事者研修事業への助成	1	500
社会福祉団体への助成	36	18,695
社会福祉意識の啓発、顕彰事業等	6	3,004
計	47	24,646

表3-1-16 基金造成状況 (単位:千円)

寄付・補助者別	昭和52～平成19年度	20年度
一般寄付金	338,950(5,539件)	1,212(70件)
県	400,000(8)	-(-)
市町村	200,000(496)	-(-)
民間社会福祉 事業団振興基金	85,680(1)	-(-)
指定団体	50,000(1)	-(-)
繰入金	51,345(13)	-(-)
計	1,125,975(6,058件)	1,212(70件)
寄付・補助者別	合 計	
一般寄付金	340,162(5,609件)	
県	400,000(8)	
市町村	200,000(496)	
民間社会福祉 事業団振興基金	85,680(1)	
指定団体	50,000(1)	
繰入金	51,345(13)	
計	1,127,188(6,128件)	

4 ひとにやさしいまちづくり推進事業

少子・高齢化が進行する中、平成7年7月に「ひとにやさしいまちづくり条例」を公布し、不特定多数が出入りする「公共的施設」の定義を定め、高齢者や障がい者、子どもを連れた方なども利用しやすいよう、「公共的施設整備基準」を策定することで、バリアフリー設備の整備を推進してきた。

また、県、市町村、民間事業者、県民の役割を整理し、それぞれの立場で、意識を持って一体となり取り組むものとし、そのための行動指針として「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し、各種の取組みを進めてきた。

平成19年12月には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）の制定など、情勢の変化に対応するため、「ひとにやさしいまちづくり条例」の全面的な改正を行い、ユニバーサルデザインの考え方に立った、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を一層推進するものとした。

その後、平成21年3月には、「ユニバーサルデザイン」の考え方を生かした、すべてのひとにやさしいまちづくりの実現を目指すための指針として、ひとにやさしいまちづくり条例第9条の規定に基づき新しいひとにやさしいまちづくり推進指針を策定した。

なお、同指針は、関係事業や目標数値を掲げた推進計画としての性格を併せ持つものである。

平成20年度における主な事業の実績は次のとおり。

ア 市町村ユニバーサルデザイン推進事業の実施

市町村でのユニバーサルデザインの浸透を図るため、7市町村で職員研修会を実施した。

イ ひとにやさしいまちづくり条例改正及びひとにやさしいまちづくり推進指針の改定検討

ひとにやさしいまちづくり条例の改正を行うとともに、ひとにやさしいまちづくり推進指針の改定を検討する委員会を設置し、改定案作成検討を行い、2月議会で承認を得て年度末に新しい指針を発行した。

ウ 県立施設ユニバーサルデザイン化推進事業の実施

道の駅しわにオストメイト対応設備を整備した。

表3-1-17 推進資金融資状況

(単位:千円)

年度	件数	金額
12	3	17,900
13	2	35,000
14	1	10,000
15	1	8,800
16	0	0
17	0	0
18	0	0
19	0	0
20	0	0

第2 高齢者福祉

1 概要

本県の高齢者人口の推移をみると、表3-2-1のとおり総人口に占める65歳以上の人口は、昭和45年に7.3%達してから一貫して全国の平均値を上回り、平成20年には26.3%になるなど、急速に高齢化が進行している。

近年における高齢者問題は、このような高齢者人口の増加に加え、都市化、核家族化、扶養意識の変化、更には家庭介護機能の減退等によって複雑・多様化しており、これに伴い高齢者の福祉ニーズも増大しつつある。

このため、元気な高齢者に対しては、知識、経験を社会に生かす条件を整備し、生きがいを高め、生きるよろこびが得られる総合的な施策を積極的に展開するとともに、寝たきり老人やひとり暮らし老人等いわゆる社会的に弱い立場にある高齢者については、きめ細かな福祉対策等の推進に努めている。

平成20年度においては、高齢者の社会貢献活動を促進するため、高齢者社会貢献活動サポートセンターを設置し、高齢者団体の活動支援、スポーツの普及、啓発やひとり暮らし老人に対する医療費の助成事業等保健医療対策、老人クラブへの助成等各種生きがい対策を実施した。また、在宅の要介護高齢者等の自立した生活を

表3-2-1 高齢者人口の推移 (単位:千人)

年	岩手県			全国		
	総人口	65歳以上	総人口比(%)	総人口	65歳以上	総人口比(%)
S45	1,371	100	7.3	103,720	7,393	7.1
50	1,368	118	8.5	111,940	8,865	7.9
55	1,422	143	10.1	117,060	10,647	9.1
60	1,434	170	11.9	121,049	12,468	10.3
H2	1,417	206	14.5	123,611	14,895	12.0
7	1,420	255	18.0	125,570	18,261	14.5
12	1,416	304	21.5	126,926	22,005	17.3
17	1,385	340	24.5	127,768	25,672	20.1
18	1,375	346	25.1	127,770	26,604	20.8
19	1,364	351	25.8	127,771	27,464	21.5
20	1,352	355	26.3	127,692	28,216	22.1

支援するため、地域支援事業、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業を実施したほか、介護実習や福祉機器の展示を通じて、地域住民への高齢者の介護知識、介護技術の普及を図るため、(地域)介護実習・普及センターの運営を行った。また、地域包括支援センターや高齢者総合相談センター(シルバー110番)において、高齢者の各種心配ごと、悩みごとに対する相談に応ずる等の在宅福祉対策の拡充を図ったほか、介護保険制度の円滑な推進のため、市町村・事業者に対する指導をはじめ、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等に対する研修等の充実に努めた。社会福祉施設等については、特別養護老人ホーム、ケアハウスの整備を促進した。老人福祉対策の実施状況は統計表編316ページのとおりである。

2 健康と生きがいづくりの推進

(1) 健康の保持増進

1) 明るい長寿社会づくり推進事業

高齢者が健康で生きがいをもって生活するとともに、社会参加活動が積極的に展開されるよう、県又は財団法人岩手県長寿社会振興財団が実施主体となり、スポーツ・健康づくり関連イベントの開催、高齢者の各種創作活動の支援、高齢者の社会活動促進に関する普及啓発等の事業を行った。

[事業の実施状況]

① 岩手県長寿社会健康と福祉のまつり(実施主体:(財)岩手県長寿社会振興財団)

文化フェア参加者 延べ1,000人 岩手県民長寿体育祭参加者 延べ3,524人

② 第21回全国健康福祉祭かごしま大会へ岩手県選手団の派遣(実施主体:同上)

平成20年10月25日～10月28日 派遣選手、役員等 計145人

③ 高齢者社会貢献活動サポートセンターの設置

・高齢者の社会参加活動の推進方策の検討 ・相談室窓口設置 相談件数 231件

・県内10カ所で意見交換会 延116団体参加

2) ひとり暮らし老人医療費助成

高齢者が必要とする医療を容易に受けられるよう医療保険による医療費自己負担分を公費で肩代りしている制度である。本県では昭和46年10月から国の制度に先がけて実施し、国においても、一定の所得制限を課して昭和48年1月から公費負担制度を実施したものであるが、昭和58年2月老人保健法の施行に伴い、県の制度は老人保健法で医療助成の対象とならない65～69歳のひとり暮らし老人を対象とするよう改正された。

なお、実施の内容等の経過は図3-2-1のとおりであり、また給付人員等の推移は表3-2-2のとおりである。

表3-2-2 ひとり暮らし老人医療の給付状況

年度	16	17	18	19	20
対象人員(人)	255	22	9	5	1
給付実人員(人)	195	22	9	5	1
給付率(%)	76.5	100	100	100	100
県補助額(千円)	3,306	562	256	48	3

図3-2-1 老人医療費の実施内容

始動	S46年10月	47年4月	48年1月	10月	50年10月	58年2月	H14年10月							
対象者	75歳以上	10割	10割	老人福祉法による医療(所得制限あり、改正前老人福祉法第10条第3項)			老人保健法による医療へ移行							
	70～74歳	9割		10割	10割	10割		健康保険各法による医療へ移行 一部負担金相当額を除く額の10割						
	65～74歳寝たきり老人等					一部負担金相当額を除く額の10割								
	65～69歳ひとり暮らし老人				10割 所得制限あり			老人保健法規程の例による一部負担金相当額を除く額の10割(所得制限あり)						
区分	国の制度発足前	国の制度対応分	所得制限による国の制度の非該当者	国の制度対応分	所得制限による国の制度の非該当者	国の制度対応分	所得制限による国の制度の非該当者	国の制度対応分	所得制限による国の制度の非該当者	国の制度対応分	所得制限による国の制度の非該当者	ひとり暮らし老人分(県単独の助成制度)	国の制度対応分※医療保険者の拠出金(平成18年10月までに50%へ段階的に引き下げ)は除く	ひとり暮らし老人分(県単独の助成制度)
経費負担	国	-	2/3	-	2/3	-	2/3	-	2/10	-	平成18年10月までに1年ごと4%ずつ5年間で4/12へ段階的に引き上げ。	-	-	
	県	1/2	1/2	1/6	1/2	1/6	1/2	1/6	1/2	0.5/10	1/2	平成18年10月までに1年ごと4%ずつ5年間で1/12へ段階的に引き上げ。	1/2	
	市町村	1/2	1/2	1/6	1/2	1/6	1/2	1/6	1/2	0.5/10	1/2	平成18年10月までに1年ごと4%ずつ5年間で1/12へ段階的に引き上げ。	1/2	

(2) 社会参加の促進

1) 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにするため、自主的な各種活動を行う老人クラブの状況は、図3-2-2、図3-2-3及び図3-2-4のとおりであるが、クラブ数、会員数ともに、減少傾向にある。

図3-2-2 老人クラブ数

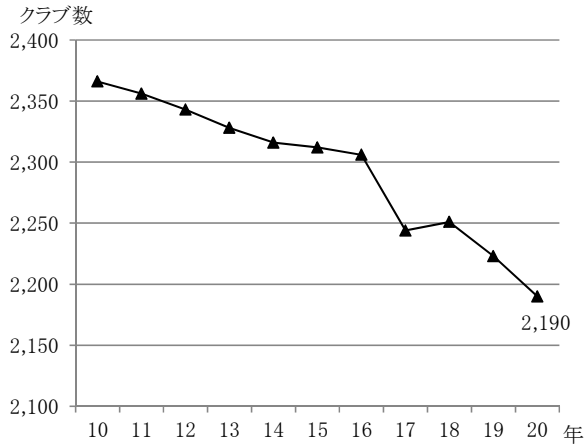


図3-2-3 老人クラブ会員数

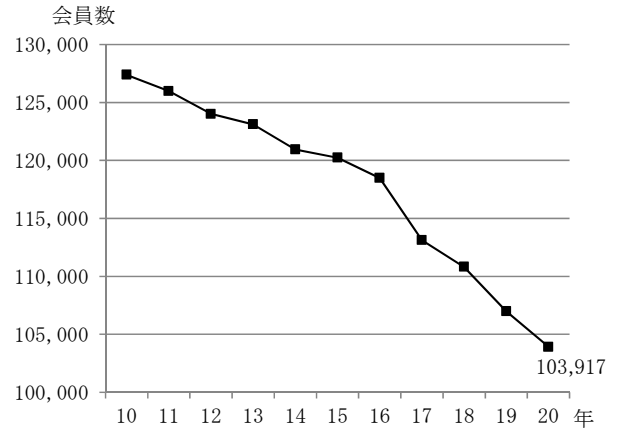
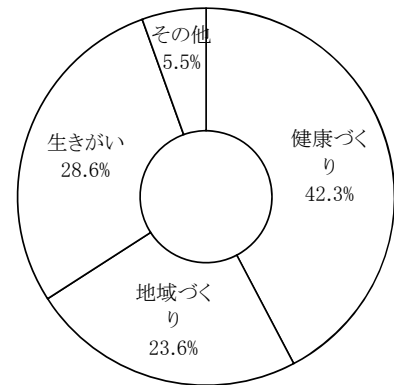


表3-2-3 老人クラブ関係助成状況 (平成20年度)

区分	補助単価	補助額	適用
老人クラブ助成	別に定める額	48,357,000円	34市町村 1,942クラブ
老人クラブ活動推進員設置費補助	定額	4,068,000円	2人
市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業	事業に要する経費	1,136,000円	16市町村 33事業

図3-2-4 老人クラブ活動状況



2) 財団法人岩手県長寿社会振興財団

長寿社会への対応に関する調査研究や広報・啓発事業等を行うほか、県からの補助等により各種の長寿社会対策関連事業等を行い、長寿社会への適切な対応に資することを目的として、昭和63年5月20日に設立された。

また、平成3年度に高齢者保健福祉基金（助成基金）を設置し、民間団体等が行う先駆的、先導的な事業に対する助成をしてきている。

平成20年度の実施事業は、次のとおりである。

① 調査研究

「岩手県における高齢者の新しい住まいのあり方に関する調査」

② 育成助長

高齢者保健福祉基金（助成基金）33億円の果実により、民間団体等が行う先駆的、先導的な事業に対して助成した。

助成団体：101団体、助成事業：104事業、助成額：66,157千円

③ 普及啓発

ア 情報誌「シルバーウイング」の発行

31号～34号、市町村、金融機関、医療機関等に配布、各1万部

イ インターネットの活用

ホームページによる情報提供

④ 岩手県事業の受託運営

- ア 岩手県高齢者総合相談センターの運営
相談実績 774 件（月平均 65 件）
- イ 岩手県介護実習・普及センターの運営
一般研修：95 回 受講者 2,280 人／介護セミナー：1 回、受講者 260 人
- ウ 介護保険施設等身体拘束適正化推進事業の実施
身体拘束廃止研修会の実施（参加者数 212 人）
- エ 福祉用具・住宅改修研修事業の実施
〔介護支援専門員等研修〕
基礎研修：4 回 受講者 271 人／専門研修：2 回 受講者 58 人
フォローアップ研修：1 回 受講者 32 人
- オ 「介護サービス情報の公表」制度推進・支援事業
調査指導員の養成 12 人

⑤ その他の事業

- ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施
実施期日 平成 20 年 10 月 19 日
受験者 1,578 人
合格者 242 人（合格率 15.3%）
- イ 介護支援専門員研修の実施
実務研修：修了者 242 人
現任研修：修了者 244 人（基礎課程修了者 139 人、専門課程Ⅰ修了者 96 人、専門課程Ⅱ修了者 9 人）
主任介護支援専門員：修了者 57 人
更新研修：修了者 728 人（専門課程Ⅰと同内容修了者 216 人 専門課程Ⅱと同内容修了者 109 人
実務研修と同内容の修了者 132 人）

3) 敬老の日行事

「みんなで築こう活力ある長寿社会」をモットーに、9 月 15 日の「老人の日」及び 9 月 21 日までの「老人週間」を中心として、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに高齢者福祉についての理

解と関心を深めるため、国、県において各種事業を実施した。県においては、敬老ポスター等の掲示を行うとともに 100 歳到達者へ記念品を贈呈した。実施状況は表 3-2-4 のとおりである。

表 3-2-4 100 歳以上高齢者等の状況

(9 月 30 日現在で 100 歳以上の者)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	記念品 (平成20年度)
100 歳以上高齢者	274人	272人	336人	387人	・汁椀、蓋付湯呑、箸セット (木童舎) ・額入和紙製祝状 (100歳到達者のみ)

3 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉の充実

1) 介護保険

ア 介護保険は、21 市町村並びに 3 の一部事務組合及び 1 の広域連合の計 25 保険者により運営されている。

なお要介護認定に係る介護認定審査会は、複数の保険者が共同して設置運営している地区があることから、計 15 の介護認定審査会により運営されている。

表 3-2-5 介護保険の保険者たる一部事務組合及び広域連合の状況

保険者名	盛岡北部 行政事務組合	二戸地区広域 行政事務組合	一関地区 広域行政組合	久慈広域連合
構成市町村名	葛巻町、岩手町、 八幡平市 (3 市町)	二戸市、軽米町、 九戸村、一戸町 (4 市町村)	一関市、藤沢町、 平泉町 (3 市町)	久慈市、洋野町、 野田村、普代村 (4 市町村)

イ 第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数

第1号被保険者数（65歳以上の者）は、平成21年3月末現在で357,927人であり、平成20年3月末現在と比較して、5,456人増加している。

要介護（要支援）認定者数については、平成21年3月末現在で60,697人となっており、平成20年3月末現在と比較して1,905人増加しており、特に要介護3が増加している。

また、第1号被保険者のうち要介護（要支援）認定者数の出現割合（出現率）については、平成21年3月末現在で16.4%となっており、平成20年3月末現在と比較して、0.3ポイント増加している。

表3-2-6 第1号被保険者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	平成20年3月末現在	平成21年3月末現在	増 減	増 加 率
本 県	352,471人	357,927人	5,456人	1.5%
全 国	27,511,881人	28,317,370人	805,489人	2.9%

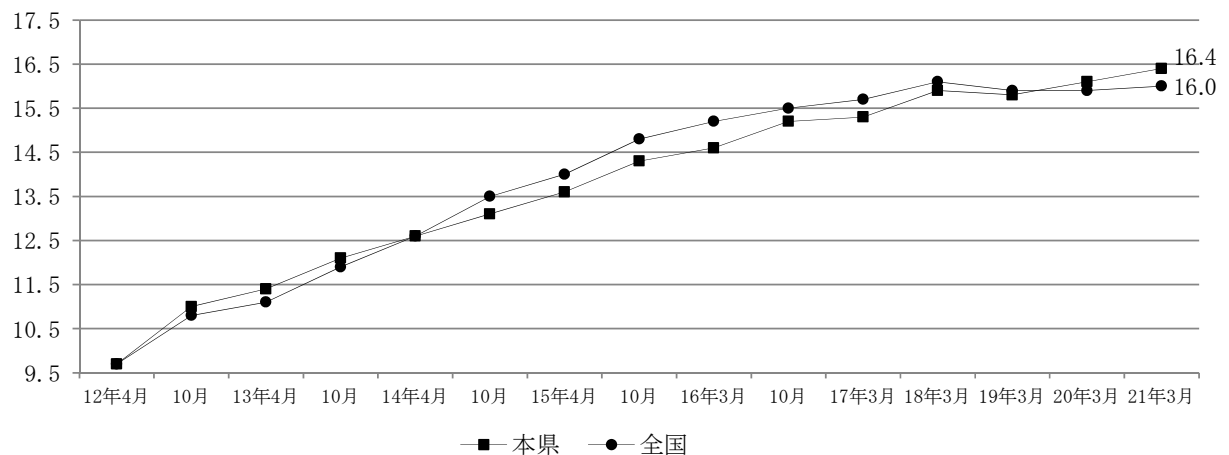
表3-2-7 所得段階別第1号被保険者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階以上	合 計
標準負担割合	四分の二	四分の二	四分の三	四分の四	四分の五	四分の六	—	
平成21年3月末第1号被保険者数	5,152人	58,787人	39,698人	149,159人	75,318人	29,586人	227人	357,927人

表3-2-8 要介護（要支援）認定者数（介護保険事業状況報告による。）

岩手県 (単位：人)				全 国 (単位：人)			
	平成20年3月末	平成21年3月末	増 減		平成20年3月末	平成21年3月末	増 減
要支援1	5,123	5,230	107	要支援1	550,307	571,527	21,220
要支援2	6,876	7,179	303	要支援2	627,062	659,954	32,892
経過的要介護	—	—	—	経過的要介護	1,715	8	▲1,707
要介護1	10,550	10,741	191	要介護1	768,624	784,451	15,827
要介護2	11,080	11,360	280	要介護2	801,941	821,157	19,216
要介護3	9,695	10,127	432	要介護3	705,442	735,536	30,094
要介護4	7,791	8,074	283	要介護4	574,815	586,977	12,162
要介護5	7,677	7,986	309	要介護5	499,038	513,078	14,040
合 計	58,792	60,697	1,905	合 計	4,528,944	4,672,688	143,744

図3-2-5 認定率（1号被保険者の認定者数/1号被保険者数）の推移



ウ サービス受給者数

平成21年3月の介護サービス受給者数は、49,806人であり、平成20年3月と比較して、居宅介護サービス受給者が1,508人、地域密着型サービス受給者が354人、施設サービス受給者が▲48人の合計1,814人の増加となっている。

表 3-2-9 サービス受給者数（介護保険事業報告による。）

区 分	平成20年3月受給者数	平成21年3月受給者数	増 減	増加率
本 県	47,992人	49,806人	1,814人	3.8%
全 国	3,687,988人	3,832,009人	144,021人	3.9%

表 3-2-10 居宅介護（支援）サービス受給者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
平成20年3月	3,288	4,706	1	7,337	7,756	5,623	3,210	2,039	33,960
平成21年3月	3,312	4,931	0	7,533	8,166	5,899	3,455	2,172	35,468
増 減	24	225	▲1	196	410	276	245	133	1,508

表 3-2-11 地域密着型サービス受給者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
平成20年3月	12	26	0	396	532	612	277	117	1,972
平成21年3月	27	49	0	439	560	722	371	158	2,326
増 減	15	23	0	43	28	110	94	41	354

表 3-2-12 施設介護サービス受給者数（介護保険事業状況報告による。）

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
平成20年3月	6,023	5,301	785	12,060
平成21年3月	6,104	5,250	690	12,012
増 減	81	▲51	▲95	▲48

（注）同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ1人と計上するが、合計には1人と計上しているため、3施設の合算と合計は一致しない。

エ 介護給付費の支給状況

介護給付費は、平成20年度に居宅介護（支援）サービス費として35,430,132千円、施設介護サービス費として35,823,949千円、地域密着型サービス費として5,014,838千円、これにその他5,064,626千円を加え、合計81,333,545千円が支給され、給付見込額84,972,709千円を下回った。

なお、県は、保険者が介護給付等に要した費用の居宅サービス費の12.5/100、施設サービス費の17.5/100（法定負担）に相当する12,162,675千円を負担した。

オ 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の状況

平成21年3月末の指定居宅サービス事業者数は3,209、指定居宅介護支援事業所は352、介護保険施設数185となっている。

また、平成20年度において、介護保険制度の円滑な施行を図るため、824事業所に対する実地指導、1,451事業所に対する集団指導を実施した。

表3-2-13 平成20年度介護給付費支給実績

サービス別支給実績

(単位：円)

種類		介護給付(a)	構成比(a/c)	予防給付(b)	構成比(b/c)	給付統計(c)	構成比(c/d)
居宅介護(介護予防)	訪問介護	5,338,261,759	91.48%	497,320,512	8.52%	5,835,582,271	7.17%
	訪問入浴介護	820,097,343	99.70%	2,448,810	0.30%	822,546,153	1.01%
	訪問看護	1,174,087,009	96.44%	43,345,314	3.56%	1,217,432,323	1.50%
	訪問リハビリテーション	244,387,697	92.87%	18,768,060	7.13%	263,155,757	0.32%
	居宅療養管理指導	120,840,350	97.66%	2,895,030	2.34%	123,735,380	0.15%
	通所介護	9,695,838,006	83.71%	1,887,310,724	16.29%	11,583,148,730	14.24%
	通所リハビリテーション	3,400,009,798	86.16%	546,257,848	13.84%	3,946,267,646	4.85%
	(小計)	20,793,521,962	87.40%	2,998,346,298	12.60%	23,791,868,260	29.25%
	短期入所生活保護	3,640,518,243	99.05%	35,089,302	0.95%	3,675,607,545	4.52%
	短期入所療養施設(介護老人保健施設)	889,861,509	99.08%	8,257,977	0.92%	898,119,486	1.10%
	短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	35,795,331	99.95%	17,334	0.05%	35,812,665	0.04%
	(小計)	4,566,175,083	99.06%	43,364,613	0.94%	4,609,539,696	5.67%
	福祉用具貸与	1,825,257,959	97.93%	38,524,950	2.07%	1,863,782,909	2.29%
	福祉用具購入	101,351,791	84.55%	18,521,674	15.45%	119,873,465	0.15%
	住宅改修	219,649,559	76.79%	66,385,558	23.21%	286,035,117	0.35%
	(小計)	2,146,259,309	94.56%	123,432,182	5.44%	2,269,691,491	2.79%
	居宅介護支援・介護予防支援	3,670,636,117	90.21%	398,504,000	9.79%	4,069,140,117	5.00%
	特定施設入所者生活保護	667,193,783	96.71%	22,698,771	3.29%	689,892,554	0.85%
	(小計)	4,337,829,900	91.15%	421,202,771	8.85%	4,759,032,671	5.85%
	(居宅介護・介護予防サービス小計)	31,843,786,254	89.88%	3,586,345,864	10.12%	35,430,132,118	43.56%
地域密着型(介護予防)	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0.00%
	認知症対応型通所介護	517,462,992	99.05%	4,956,570	0.95%	522,419,562	0.64%
	小規模多機能型居宅介護	811,097,253	95.33%	39,723,714	4.67%	850,820,967	1.05%
	認知症対応型共同生活介護	3,349,493,838	99.84%	5,208,786	0.16%	3,354,702,624	4.12%
	地域密着型特定施設入所者生活保護	44,399,493	100.00%	0	0.00%	44,399,493	0.05%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活保護	242,495,343	100.00%	0	0.00%	242,495,343	0.30%
	(地域密着型サービス小計)	4,964,948,919	99.01%	49,889,070	0.99%	5,014,837,989	6.17%
施設	介護老人福祉施設サービス	17,347,791,548	99.96%	6,222,621	0.04%	17,354,014,169	21.34%
	介護老人保健施設サービス	15,694,502,367	99.95%	8,636,274	0.05%	15,703,138,641	19.31%
	介護療養型医療施設サービス	2,766,796,055	100.00%	0	0.00%	2,766,796,055	3.40%
	(施設サービス小計)	35,809,089,970	99.96%	14,858,895	0.04%	35,823,948,865	44.05%
その他	特定入所者介護サービス費	3,682,728,537	99.85%	5,612,317	0.15%	3,688,340,854	4.53%
	【内訳】施設分(特養、老健、療養型)	3,427,818,483	99.94%	1,945,044	0.06%	3,429,763,527	4.22%
	【内訳】その他分(地域密着型特養、(介護予防)短期入所者生活保護、(介護予防)短期入所療養介護)	254,910,054	98.58%	3,667,273	1.42%	258,577,327	0.32%
	高額介護(予防)サービス費	1,247,315,828	99.89%	1,398,327	0.11%	1,248,714,155	1.54%
総計		77,547,869,508	95.50%	3,658,104,473	4.50%	81,205,973,981	99.84%
審査支払手数料		1,342,852		95円/件		127,570,940	0.16%
総計(d)						81,333,544,921	100.00%

表3-2-14 指定居宅サービス事業所数(休止中を除く)

(平成21年3月31日現在)

訪問介護	訪問入浴介護	訪問介護		訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	
		訪問看護ステーション	医療機関				
256	68	62	353	324	1,341	333	
通所リハビリテーション	短期入浴生活保護	短期入所療養介護	特定施設入所者生活保護	福祉用具貸与	福祉用具販売	居宅介護支援	合計
83	120	86	16	83	84	352	3,561

表3-2-15 介護保険施設数

平成21年3月31日現在

施設の別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
施設数	103	60	29	192
定員	6,293	5,358	729	12,380

カ 介護保険審査会の運営及び苦情処理機関に対する補助

(ア) 介護保険審査会

保険者が行う要介護認定・保険料の賦課等の行政処分に対し、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合の審理及び裁決を行う機関として介護保険審査会が設置されており、平成20年度の審査請求件数は1件であった。

表3-2-16 介護保険審査会の運営状況

審査請求 件数	内 訳			取下げ 件数	裁 判 件数	内 訳		
	要介護認定	保険料	その他			却下	認容	棄却
1	1	0	0	0	2	0	1	0

(イ) 苦情処理機関（岩手県国民健康保険団体連合会）に対する補助

担当職員、苦情処理担当委員の設置経費、苦情処理委員打合せ経費及び苦情処理担当職員の研修経費等の補助を行った。

表3-2-17 苦情処理機関における相談・苦情受付件数

(平成20年度)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	構成比
介護サービスの 内容・不足	1	7	4	3	3	7	7	6	4	1	2	6	51	48.1%
利用料	0	3	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	9	8.5%
ケアプラン	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	1	0	5	4.7%
要介護認定	1	0	1	1	0	1	3	1	0	1	1	2	12	11.3%
保険料	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	4	3.8%
介護保険一般	0	1	2	0	1	2	6	0	0	0	0	1	13	12.3%
その他	1	1	1	1	1	1	3	0	1	0	1	1	12	11.3%
計	3	12	9	8	7	12	23	8	7	2	5	10	106	100.0%

キ 介護認定調査員等に対する研修の実施

全国一律の基準に基づく適正な要介護認定を実現するため、認定調査員研修、介護認定審査会委員研修及び主治医研修を実施した。

ク 介護支援専門員の登録、研修

(ア) 介護支援専門員登録状況

平成20年度、本県において介護支援専門員実務研修を修了した242人を新たに介護支援専門員として登録した。

(イ) 介護支援専門員への研修実施状況

介護支援専門員の登録に必要な実務研修及び介護支援専門員として就業している者に対する現任研修及び主任介護支援専門員研修を実施した。

ケ 身体拘束ゼロ作戦の推進

身体拘束廃止研修会の開催、身体拘束に関する実態調査の実施により身体拘束廃止に向けた取組みを行った。

コ 高齢者保健福祉・介護保険推進協議会の運営

岩手県高齢者保健福祉・介護保険推進協議会及び地域介護・保健福祉協議会（保健福祉圏域毎）を設置・運営し、県が策定した「いわていきいきプラン 2008（岩手県介護保険事業支援計画及び岩手県高齢者保健福祉計画）」の進行管理、評価及び見直し並びに高齢者福祉全般に係る協議を行い、計画の着実な実現を図った。

表3-2-18 介護認定調査員等研修受講者数

区 分	平成20年度
認定調査員研修	948人
介護認定審査会委員研修	378人
主治医研修	61人

表3-2-19 介護支援専門員登録者数

年 度	10～18年度	19年度	20年度	計
登録者数	4,006人	316人	242人	4,564人

表3-2-20 介護支援専門員研修受講者数

年 度	平成19年度	平成20年度
実務研修受講者	316	242
現任研修受講者	281	244
主任介護支援専門員 研修受講者	61	57
更新研修受講者	1,186	751

2) 地域支援事業

市町村において、高齢者が要介護・要支援状態となることの予防と、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成 18 年度に創設された。必須事業である「介護予防事業」及び「包括的支援事業」と市町村の選択による「任意事業」から構成される。

また、地域支援事業の費用額は、各保険者が介護保険事業計画に定める各年度の保険給付見込額に、別表に挙げる率を乗じて得た額の範囲内と定められている。

【介護予防事業】

一般高齢者及び虚弱高齢者を対象として、高齢者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業を行う。全保険者において実施。

【包括的支援事業】

高齢者が住み慣れた地域で出来る限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核として、多様な支援を継続的・包括的に提供するための事業を地域包括支援センターにて行う。全保険者において実施。

【任意事業】

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他地域の実情に応じ創意工夫を生かした多様な事業を行う。

平成 20 年度は 23 保険者において実施。

表 3-2-21 平成20年度事業規模の状況

事業区分	費用額の上限	事業実績
地域支援事業全体	3.00%	2.25% (19億円)
うち、介護予防事業	2.00%	0.89% (8億円)
うち、包括的支援事業+任意事業	2.00%	1.36% (12億円)

表 3-2-22 地域包括支援センター職員研修受講者数

	平成19年度	平成20年度
初任者研修	29	41
現任者研修	49	74
合計	78	115

3) ホームヘルパー養成研修

ホームヘルパーの一層の資質向上と多様な派遣需要に応じるため昭和 62 年度から家庭奉仕員講習会を実施し、平成 3 年度から 3 段階、平成 20 年度から 4 段階の養成研修に改編して実施した。

平成 20 年度は県実施の研修を 2 級課程 92 人が受講したほか、県指定の研修を介護職員基礎研修課程 53 人、1 級課程 23 人、2 級課程 1,617 人、3 級課程 39 人が受講した。

表 3-2-23 ホームヘルパー要請研修受講者数

区 分		20年度	20年度末合計
県実施 研 修	1 級課程 (230時間研修)	—	848人
	2 級課程 (130時間研修)	92	1,742
	3 級課程 (50時間研修)	—	748
県指 定研 修	介護職員基礎研修 (500時間～150時間研修)	53	53
	1 級課程 (230時間研修)	23	1,275
	2 級課程 (130時間研修)	1,617	25,337
	3 級課程 (50時間研修)	39	5,996
合 計		1,824	35,999

(注) 1 級課程にはS62～H2 年度までの家庭奉仕員講習会受講者を含む。

4) 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

要援護高齢者や身体障がい者の自立を助長し、家族介護者の身体的負担等の軽減を図ることを目的とし、平成 7 年度に創設された県単独事業であり、住宅改修に要する経費を助成する市町村に対して、経費の一部を補助した。

平成 20 年度は 28 市町村が実施し、271 件の実績があった。

5) 介護実習・普及センター運営事業

介護実習・普及センターは、介護実習や福祉機器の展示を通じて、地域住民に対し高齢者の介護知識、介護技術の普及を図るとともに、「高齢社会は国民全体で支えるもの」という考え方を広く啓発することを目的として、本センターが平成 7 年度に、地域センターが平成 10 年度に設置された。平成 20 年度の介護研修は本センターで 2,280 人、地域センターで 3,549 人が受講した。

6) 高齢者総合相談センター運営事業 (表3-2-24)

高齢者総合相談センターは、高齢者や家族の抱える福祉、保健、医療等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するため、シルバー110番として昭和63年度に設置され、逐年、相談機能の充実が図られている。

表3-2-24 高齢者総合相談センターにおける相談状況の推移

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
相談件数	1,601	1,476	1,398	1,463	774

7) 生活支援ハウスの運営

生活支援ハウスは、高齢等のため自宅での生活に不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に提供する事業を行う居住部門に指定通所介護事業所等を併設又は隣地に整備した小規模多機能施設である。

表3-2-25 老人福祉施設等整備状況

施設の種類の	施設の目的	19年度末 定員数	20年度中の 整備数	20年度末 定員数
養護老人ホーム	身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護する施設	17施設 967人	— —	17施設 967人
特別養護老人ホーム	身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護する施設	99施設 6,109人	4施設 184人	103施設 6,293人
軽費老人ホーム (A型、B型)	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の者が、施設との契約により定額な料金を負担して入所する施設	2施設 100人	— —	2施設 100人
軽費老人ホーム (ケアハウス)	”	16施設 607人	2施設 100人	18施設 707人
老人デイサービスセンター	在宅虚弱老人に対し、生活指導、日常動作訓練、入浴、給食等のサービスを提供する施設	291施設	(25)	316施設
生活支援ハウス	老人デイサービス事業を実施するほか、ひとり暮らし老人等に居室を提供する施設	20施設 232人	—	20施設 232人
老人ショートステイ用居室	在宅の虚弱老人が一時的に老人ホームに入所するための専用の居室	113施設 1,378人	8施設 124人	121施設 1,502人
介護老人保健施設	病状安定期にあり、入院治療は必要ないが、リハビリや看護・介護を必要とする寝たきり老人等を入所させ、必要な医療・看護・介護を行う施設	60施設 5,366人	(5人)	60施設 5,371人

(注) ()は、県以外の整備によるもの

(2) 福祉施設の充実

1) 高齢者生活施設の整備

在宅での養護が困難な高齢者の増加や地域福祉の拠点として、高齢者生活施設の必要性がさらに高まってきていることから、計画的な整備促進に努めてきている。

2) 老人ホームへの入所措置等

平成20年度における養護老人ホームへの入所措置状況は、表3-2-26のとおりである。

表3-2-26 老人ホーム入所者状況

養護老人ホーム入所人員 (20年度末) 人	軽費老人ホーム事務費補助 (20年度) 千円
930	429,266

3) 軽費老人ホームに対する事務費補助

軽費老人ホームA型は給食を実施、また、B型は自炊を原則としケアハウスは住まいの機能を重視しており、いずれも、措置によらず入所者と施設の利用契約に基づき、入所者の利用料による運営を原則とする施設であるが、ケアハウスに対しては、施設事務費の一部について表3-2-25のとおり助成した。

第3 児童福祉

1 概要

近年、少子化の進行、核家族世帯の増加、家庭や地域の子育て機能の低下等、児童を取り巻く環境が著しく変化してきており、子どもたちが健やかに成長することができる環境の整備が重要な課題になっている。

このため、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画として「いわて子どもプラン（母子家庭等自立促進計画をプランの中に盛り込み策定）」を平成17年3月に改定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりに向け、各種施策を総合的、計画的に推進している。

また、近年増加傾向にある児童虐待に関して、平成20年度に改定した「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、県民、県、市町村、関係機関等が一体となって児童虐待防止への取り組みを進めている。

2 保育対策の充実

(1) 保育の充実

保育所に入所した児童数は26,518人（20年度各月初日在籍平均）であり、これにへき地保育所・児童館に入所している712人を加えた児童数の合計は27,230人となっている。

保育施設の入所状況は、表3-3-1のとおりであるほか、市町村別運営費の状況は統計表編318ページのとおりである。保育所に入所している児童及び運営費の状況は表3-3-2及び表3-3-3のとおりである。

表3-3-1 保育施設の入所状況

施設	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
保育所	25,882	26,139	26,402	26,600	26,518
へき地保育所	313	267	275	257	257
児童館	612	714	647	678	455
計	26,816	27,120	27,324	27,535	27,230

表3-3-2 保育所入所児童の状況

年 度		年 齢 別 入 所 児 童					左の公私立別内訳	
		0歳	1～2歳	3歳	4歳～	計	公 立	私 立
16	入所人員（人）	19,992	88,796	62,897	138,805	310,580	137,139	173,441
	構成比（%）	6.4	28.6	20.3	44.7	100	44.2	55.8
17	入所人員（人）	20,112	90,418	63,833	139,304	313,667	133,984	179,683
	構成比（%）	6.4	28.8	20.4	44.4	100	42.7	57.3
18	入所人員（人）	21,185	93,028	61,976	140,629	316,818	130,778	186,040
	構成比（%）	6.7	29.4	19.6	44.4	100	41.3	58.7
19	入所人員（人）	23,071	93,892	63,126	139,115	319,204	128,275	190,929
	構成比（%）	7.2	29.4	19.8	43.6	100	40.2	59.8
20	入所人員（人）	23,573	96,814	61,577	136,252	318,216	123,638	194,578
	構成比（%）	7.4	30.4	19.4	42.8	100	38.9	61.1

（注）各月の初日在籍児童数の総計。

表3-3-3 保育所運営費の状況

（単位：千円）

年 度	保育単価による支弁額	徴 収 額	国庫負担額	県費負担額	市町村負担額
16	13,020,963	4,527,183	4,246,890	2,123,445	2,123,445
17	13,549,099	4,878,619	4,335,240	2,167,620	2,167,620
18	14,030,209	5,016,661	4,506,774	2,253,387	2,253,387
19	14,607,780	5,059,169	4,774,304	2,387,152	2,387,155
20	15,136,359	5,189,121	4,973,619	2,486,809	2,486,809

（注）16年度から対象は私立保育所のみである。

盛岡市について、平成20年度より中核市に移行したため県負担額の計上なし。

1) 保育士養成施設

本県における厚生労働大臣の指定する保育士養成施設（卒業時に保育士の資格が得られる学校）は、岩手県立大学、盛岡大学短期大学部、専修大学北上福祉教育専門学校及び修紅短期大学の4校となっている。なお、保育士養成校卒業者の就職状況は図3-3-1のとおりである。

2) 保育士試験

保育士養成校卒業者以外の者に保育士の資格を与えるため、保育士試験を実施しているが、その状況は表3-3-4のとおりである。

3) 産休等代替職員設置費補助

児童福祉施設の女子職員の母体を保護し、もって児童等の保護を正常に実施するため、昭和51年度に「産休等代替職員制度実施要綱」が定められ、保育士、指導員等の産休等代替職員費について、補助をしている。

助成状況は、表3-3-5のとおりである。

表3-3-4 保育士試験実施状況

区 分	16	17	18	19	20
申請受理数	310	317	314	339	339
受験者数(A)	297	316	311	334	334
合格者数(B)	2	27	35	63	32
一部科目合格者(C)	212	230	210	216	254
合格率(B/A)%	0.7	8.5	11.3	18.9	9.6
合格率(C/A)%	71.4	72.8	67.5	64.7	76

図3-3-1 保育士養成校卒業者の就職状況 (平成21.3.31現在)

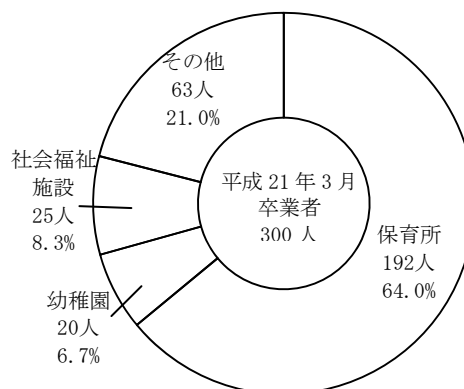


表3-3-5 産休等代替職員費補助の状況

区 分	対象 職種	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
		人員	補助額	人員	補助額	人員	補助額	人員	補助額	人員	補助額
		人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
病休 産休	児童福祉 施設法 保育士 指導員 等	154	42,963	127	43,261	125	36,647	151	44,382	103	29,718

(注) 16年度まで国庫補助。17年度から県単補助。18年度から老人福祉施設、障がい福祉施設を含む。20年度から盛岡市の中核市移行に伴い、盛岡市所在施設は対象外。

4) 特別保育の推進

① 延長保育

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応し、保育時間を延長する保育所において実施している。その状況は表3-3-6のとおりである。

なお、平成17年度から国庫補助制度が改正され、一般財源化及び交付金化が行われ、県の予算計上はなくなった。

表3-3-6 延長保育の状況

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	国庫	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金	一般財源化及び次世代育成支援対策交付金
市町村数	34	31	31	31	31
保育所数	157	227	226	242	245

② 一時保育

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病等による緊急時の保育ニーズに対応し、乳幼児の福祉の増進を図るため、平成2年度から実施している。なお、平成8年度から国庫補助に満たない保育所において県単独の事業を実施したが、平成12年度限りで廃止した。その状況は表3-3-7のとおりである。

表3-3-7 一時保育事業の状況

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	国庫	国庫	国庫	国庫	国庫
市町村数	28	21	24	25	25
保育所数	109	88	101	116	117

③ 病児・病後児保育事業

病気の回復期にあり、保育所での集団保育が困難な児童を一時的に預かる事業（平成 19 年度までは乳幼児健康支援一時預かり事業）であり、平成 20 年度は盛岡市、宮古市、北上市、奥州市、滝沢村、一関市で実施している。

なお、本事業は平成 17 年度より次世代育成支援対策交付金に移行となった。

④ 休日保育

保護者の勤務の都合等による日曜・祝日等の保育ニーズに対応するため平成 8 年度から県単独事業として実施し、平成 11 年度からは国庫補助事業も導入された。その状況は表 3-3-8 のとおり。（県単独事業は平成 14 年度限りで廃止）

表 3-3-8 休日保育実施状況

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	国庫	国庫	国庫	国庫	国庫
市町村数	10	11	12	13	15
保育所数	22	24	27	29	37

3 児童の健全育成

(1) 家庭養育支援等の充実

1) 家庭支援相談等事業（子ども家庭テレフォン）

家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、子育てに関する悩みを抱える家庭が増加していると言われている。こうした家庭に対する養育の支援を目的として、平成 3 年 10 月から家庭支援相談等事業を実施し、福祉総合相談センターにおいて相談員等が電話相談に応じている。

平成 20 年度の相談種別件数は表 3-3-9 のとおりである。

表 3-3-9 平成20年度相談種別件数

相談種別	養護	保健	言語	視聴覚	重心	肢體	自閉症	ぐん	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
件数	13	0	0	0	0	0	0	8	20	4	0	7	48	100

2) 放課後児童健全育成事業

近年の都市化の進展や女性の就労の増大等児童をとりまく環境の変化にかんがみ、平成 3 年度から実施している。

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として放課後児童クラブを設置運営し、児童の健全育成の向上を図っている。

表 3-3-10 放課後児童クラブの設置状況

(平成20年度)	
市町村数	クラブ数
32市町村	237クラブ

3) ひきこもり等児童福祉対策事業

不安、無気力、かん黙、心身症状を示し不登校等の状態にある児童（ひきこもり・不登校児童）及びその家族に対する総合的な援助を行うため、次の 2 事業を行っている。

① ひきこもり等児童通所指導事業

ひきこもり・不登校児童を児童相談所等の指導の一環として、夏休み等を利用し、通所させ、生活指導、心理療法、レクリエーション等を実施することにより、児童の自主性及び社会性の向上を図るものである。

② ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業

大学生等のボランティアによるメンタルフレンドを家庭に派遣し、児童とのふれあいを通じ、児童福祉の向上を図っている。

4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病、恒常的な残業等により、家庭における児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等の児童福祉施設において、一定期間、養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図るため、平成 7 年度から実施している。事業内容は、ショートステイ事業（疾病や出産、公的行事への参加等）と、トワイライトステイ事業（保護者等の恒常的な残業等）からなっており、平成 20 年度は盛岡市、一関市、大船渡市、陸前高田市、八幡平市、滝沢村において実施している。

5) 児童手当

児童手当は、児童を養育する者に支給することにより、家庭生活の安定と次代をになう児童の健全育成及び資質の向上を図ることを目的として発足した制度である。

児童手当の受給資格は、小学校修了前の児童を養育しており、かつ、その者の前年の収入が一定額に満たない者である。

手当の額は、児童手当及び特例給付ともに、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（支給要件児童のうち）の数に応じて決定される。支給対象児童が上から数えて1人目または2人目であれば月額5,000円、3人目以降であれば月額10,000円が支給される。3歳未満の児童に対しては出生順位にかかわらず一律10,000円が支給される。

児童手当及び特例給付の支給状況（公務員を除く）は、表3-3-11のとおりである。

6) 乳幼児、妊産婦医療費助成

乳幼児の健全な発育と、その死亡率の減少を図り、あわせて母体の健康を保護し、健やかな子供の出生とその育成を図るため、全市町村で乳幼児、妊産婦医療費給付事業を実施しているが、それに対し表3-3-12及び表3-3-13のとおり補助金を交付した。

なお、昭和63年8月1日から所得制限を導入している。

また、平成7年8月1日から乳幼児の対象年齢を2歳未満児に引き上げるなど、受給対象者を拡大するとともに支給方法を償還払に改めた。更に、平成10年8月1日から対象年齢を2歳引き上げて4歳未満児までとし、平成14年10月1日からは入院を就学前児まで、入院外を5歳未満児（4歳児は歯科のみ）までとした。

平成16年10月1日からは、入院・入院外とも就学前児とした。

(2) 育成環境の整備充実

1) 児童厚生施設

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設として、児童館、児童遊園等が設置され、地域の児童に利用されている。

特に、昭和53年度からは都市児童の体力増進の指導機能を有する児童センターの運営が開始されている。

児童館の設置状況は表3-3-14のとおりであり、また、運営状況については、表3-3-15のとおりである。児童館運営に要する費用に対しては、国庫補助を得て助成を行っている。

児童遊園設置状況は表3-3-16のとおりとなっている。

表3-3-11 被用者、非被用者児童手当及び特例給付支給状況 (平成20年度)

区分	受給者数	対象児童数	支給総額(千円)
被用者	18,422	20,271	2,462,130
非被用者	5,088	5,587	680,590
特例給付	244	269	32,240
小学校修了前被用者	49,107	73,532	4,822,500
小学校修了前非被用者	15,618	23,192	1,570,790

表3-3-12 乳幼児医療費給付状況

年度	対象者数(人)	給付件数(件)	県補助額(千円)
16	57,832	554,485	606,379
17	56,228	604,964	637,453
18	54,072	567,201	597,124
19	52,778	569,630	603,057
20	51,495	498,362	507,555

表3-3-13 妊産婦医療費給付状況

年度	対象者数(人)	給付件数(件)	県補助額(千円)
16	5,265	53,983	180,251
17	4,947	34,317	138,451
18	5,134	32,388	131,577
19	4,966	31,187	119,153
20	4,592	29,896	128,689

(注) 県補助額には、市町村に交付した審査集計手数料を含む。

表3-3-14 児童館設置状況

(年度末現在)

年度	16	17	18	19	20
設置数	138 (41)	132 (41)	131 (42)	131 (42)	131 (42)

表3-3-15 児童館運営状況

年度	健全育成	児童館及び保育所補完運営	保育所の補完運営	運営費補助額
16	69 (41)	15	54	91,400千円 (68,400)
17	68 (42)	12	52	104,087千円 (78,442)
18	68 (42)	12	52	111,299千円 (84,447)
19	70 (42)	11	46	113,740千円 (84,447)
20	70 (42)	11	46	42,043千円 (20,106)

(注) 盛岡市の中核市移行に伴い、運営費補助については、盛岡市は対象外。

また、子どもたちが日常体験できないような屋内外での多様な遊びの場を提供し、障がい児を含めた県内の児童の健全育成活動を支援する中核的な施設となる県立児童館「いわて子どもの森」を設置している。

2) 母親クラブ

家庭児童の健全育成は、地域組織活動によるところが大きいことから、昭和49年度から児童館を中心として活動する母親クラブに対し、国庫補助を得て助成している。

3) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に地域子育て支援センター事業等を保育所等において実施している。

平成19年度から従前の「地域子育て支援センター」及び「つどいの広場」の他に、新たに「児童館」を加え、「地域子育て支援拠点事業」として事業が再編された。

4) 子育てサポートセンター

子育て中の親子（乳幼児とその親等）にいつでも気軽に安心して過ごせる場を提供するとともに、子育てに関する相談・講習等を実施する子育て支援の中核的施設として、盛岡駅西口のいわて県民情報交流センター・アイーナの6階に設置している。

5) 児童環境づくり対策

社会全体で子育てを支援する意識づくりをすすめる子どもを生み育てることに夢を持てる地域社会の形成を図るため、次の事業を実施した。

ア 子育てにやさしい環境づくり推進協議会の運営

委員23人、1回開催

イ 子育て応援作戦推進事業

① 中小企業子育て支援推進事業等

中小企業における、仕事と子育ての両立支援を推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、子育てにやさしい企業等の認証を行った。

② i・ファミリー・サービス事業

地域力を活かした子育て支援を促進するため、平成19年に創設した協賛店舗・企業による子育て家庭への優待サービスを提供する「i・ファミリー・サービス事業」の拡充を図った。（平成21年3月31日 532店舗登録）

③ ワーク・ライフ・バランス推進セミナー等の開催

働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進し、仕事と育児の両立が可能な社会となるよう、関係機関との連携により県内5カ所でセミナーやフォーラムを開催した。

(3) 要保護児童対策の充実

1) 児童相談所の活動状況

児童相談所は、福祉総合相談センター、一関児童相談所、宮古児童相談所の3カ所があり、児童等の問題に関する相談、指導、調査及び各種の判定にあたっており、また、各種児童福祉施設への児童の措置機関として活動を行っている。

相談受付件数の過去の推移は、図3-3-2のとおりであり、平成20年度中の受付件数は2,582件で前年度に比べ275件の減となっている。

表3-3-16 屋外の遊び場設置状況
(年度末現在)

年度	児童遊園
16	90
17	73
18	70
19	70
20	68

表3-3-17 母親クラブの状況

年度	設置市町村	母親クラブ数	会員数(人)	補助金(千円)
16	17	139	9,071	17,006
17	12	138	8,580	16,631
18	11	132	8,575	16,114
19	11	133	9,329	16,277
20	11	143	9,385	11,376

(注) 盛岡市の中核市移行に伴い、補助については、盛岡市は対象外。

表3-3-18 地域子育て支援拠点事業実施状況

年度	16	17	18	19	20
市町村数	41	29	29	30	29
センター型	56	63	68	68	68
ひろば型	-	-	-	8	10
児童館型	-	-	-	-	2

表3-3-19 子育てサポートセンター利用実績

年度	利用者数
18	32,213人(1日平均90人)
19	31,786人(1日平均88人)
20	33,914人(1日平均95人)

平成20年度の経路別受付件数では、表3-3-20のとおり家族・親せきからの相談が最も多く56.2%を占め、次いで振興局・福祉事務所、その他行政機関の順となっている。

相談を内容別にみると、表3-3-21のとおり知的障がい相談が最も多く、次いで、養護相談、視聴覚・言語相談、自閉症相談の順となっている。

児童相談所において受け付けられた相談は、種々の判定や一時保護による観察等によってあらゆる角度から検討され適切な処理が行われるが、その相談別処理件数は表3-3-22のとおりであり、処理内容を見ると、面接指導が最も多く、次いで施設入所となっている。

また、児童福祉施設等入所設置状況は図3-3-3のとおりである。

図3-3-2 相談受付数の推移

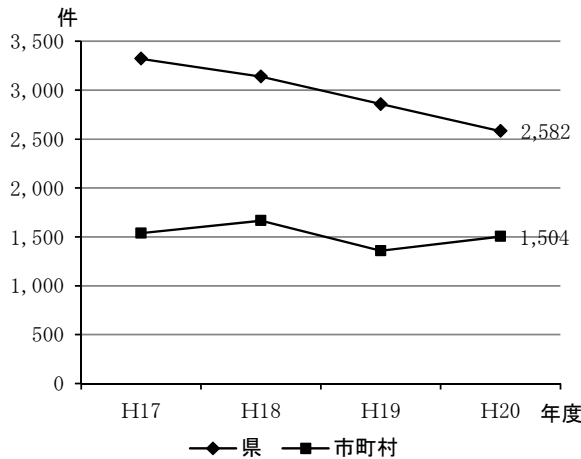


図3-3-3 児童福祉施設等入所措置状況

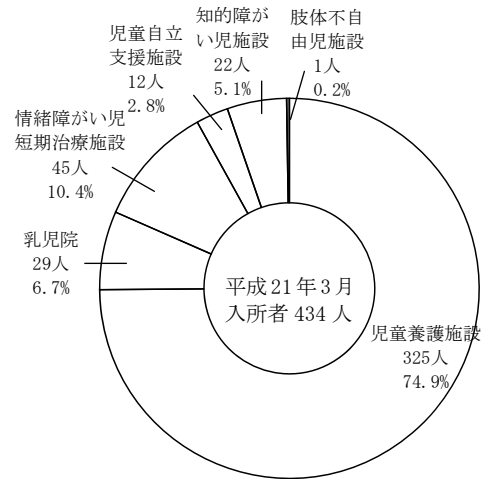


表3-3-20 経路別受付件数

区分 年度	児童委員	振興局 福祉事務所	警察関係	その他行政機関	保健所医療機関	家庭裁判所	児童福祉施設	セ ン タ ー 支 援	児童 家庭 支 援 親	里 親	教育 委員 会 等 級	家族・ 親せき	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
16	13	207	52	303	41	7	190	1	8	333	2,247	37	36	20	3,495	
17	2	299	62	442	16	4	149	0	5	229	2,004	51	33	25	3,321	
18	5	281	54	282	32	6	165	0	8	249	1,947	44	37	29	3,139	
19	3	275	70	265	18	7	140	2	10	220	1,736	42	55	14	2,857	
20	1	291	89	291	14	5	114	0	8	228	1,452	39	37	13	2,582	

表3-3-21 相談内容受付件数

区分 年度	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 言 語	が 重 心 身 い 障	知 的 障 が い	自 閉 症	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為	不 登 校	性 格 行 動	適 性	し つ け	そ の 他	計
16	462	17	52	654	51	966	387	74	29	156	358	189	47	53	3,495
17	510	23	38	605	36	935	346	74	40	188	309	82	44	91	3,321
18	527	18	43	619	41	855	321	70	33	161	215	81	41	114	3,139
19	513	7	37	476	37	860	272	58	40	149	168	76	31	133	2,857
20	467	11	25	374	32	833	264	51	45	125	206	68	16	65	2,582

表 3-3-22 処理区分別件数

区分 年度	訓 戒 誓 約	児 童 福 祉 指 導 司 導	福 祉 事 務 所 送 致	児 童 委 員 指 導	施 設 人 所 等	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	指 定 医 療 機 関 委 託	児 童 家 庭 支 援 指 導	他 機 関 に 関 連	面 接 指 導		そ の 他	計	未 処 理
											継 続 指 導	助 言 指 導			
16	12	25	9	0	177	14	1	4	0	22	151	2,853	234	3,502	133
17	5	29	5	0	226	9	1	5	0	18	180	2,730	184	3,392	63
18	3	37	7	0	138	15	1	1	0	16	234	2,594	130	3,176	25
19	2	26	10	1	99	19	1	0	0	10	186	2,246	235	2,835	47
20	10	32	1	0	116	13	1	0	0	17	181	2,018	180	2,569	52

2) 乳児院

乳児院では、棄児、父母が死亡又は離婚した乳児等保護者のいない乳児、精神病や結核等のため保護者に監護させることが不適当な乳児を入所させ養育している。(表 3-3-23 参照)

3) 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせてその自立を支援している。(表 3-3-24 参照)

4) 里親制度

里親制度は、家庭に恵まれない児童をその養育を希望する者(知事が適当と認めた者)に委託し適切な家庭生活の場を与えようとするものであるが、平成 21 年 3 月 31 日現在の登録里親の総数は 147 組である。また、児童の委託を受けている里親は平成 21 年 3 月 31 日現在で 34 組、委託されている児童の数は 46 人である。

なお、昭和 58 年度から県単で一時的里親事業を実施している。この事業は、県下の児童養護施設に入所している児童を、里親に一定期間あずけて家庭生活を体験させることにより、児童の情緒の安定を図るとともに、里親には児童養育の関心を持たせ、も

つて、児童福祉の増進に寄与することを目的としている。事業実施状況は表 3-3-25 のとおりである。

表 3-3-25 一時里親事業実施状況

年 度	16		17		18		19		20	
	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季
児童数(人)	31	35	43	41	53	49	49	47	48	47
里親数(組)	20	25	33	30	37	42	39	37	39	35

5) 助産施設

助産施設では、保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせている。本県には 3 施設があるが平成 20 年度中はいずれも休止している。

6) 母子生活支援施設

母子生活支援施設では、配偶者と死別、又は離婚した女子あるいはこれに準ずる事情にある女子であって

表 3-3-23 乳児院の状況 (21. 3. 1現在)

施設名	設置(経営)主体	定員	措置児童数
日赤岩手乳児院	日本赤十字社 岩手県支部	20	13
善友乳児院	社福法人 善友隣保館	20	16
計		40	29

表 3-3-24 児童養護施設の状況

(21. 3. 1現在)(単位:人)

施設名	設置(経営)主体	定員	措置児童数
和光学園	社福法人 岩手県社会福祉事業団	56	54
青雲荘	社福法人 小原慶福会	50	38
大洋学園	社福法人 大洋会	56	56
一関藤の園	社福法人 ふじの園	66	66
清光学園	社福法人 青松会	50	48
みちのく みどり学園	社福法人 岩手愛児会	86	83(2)
計		364	345(2)

(注) () は他県措置児童数の再掲

経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分果たし得ない者を入所させ保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援している。

本県には4施設（うち私立1施設）があり、入所定員はあわせて50世帯（休止施設分を除く）となっており、平成21年3月1日現在で18世帯、50人が入所している。

7) 児童自立支援施設

児童自立支援施設では、不良行為を行い又は行うおそれのある児童および家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させて又は保護者の下から通所させ個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援している。

本県には県立杜陵学園（定員45人）があり、平成21年3月1日現在の入所児童数は15人である。

8) 情緒障がい児短期治療施設

情緒障がい児短期治療施設では、軽度の情緒障がいを有する児童を短期間入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その治療を行っている。

本県には、社会福祉法人岩手愛児会の設置運営することりさわ学園（定員50人）があり、平成21年3月1日現在の入所児童数は49人である。

第4 ひとり親家庭等福祉

1 概要

母子、父子家庭及び寡婦の経済的自立を図る各種資金の貸付や相談指導を行うとともに生活や養育面での支援対策を講ずることなどにより、その生活の安定と向上を図った。

婦人保護については、売春防止法上の要保護女子の保護更生及び配偶者からの暴力被害女性の保護を目的とした事業を、婦人相談所、婦人相談員（平成20年度末現在婦人相談所2人、13市18人）及び婦人保護施設等が主体となって実施した。

2 母子・父子家庭等への支援の充実

(1) 生活支援の充実

1) 母子家庭等日常生活支援事業

母子（父子）家庭の母（父）又は児童、寡婦等の一時的傷病等のため、日常生活を営むうえで支障のある母子（父子）家庭等に対して家庭生活支援員の派遣等を行い、生活支援及び子育て支援を行うもので、(社)岩手県母子寡婦福祉連合会へ委託して実施しており、平成20年度の状況は表3-4-1のとおりである。

2) 母子家庭医療費助成

母子家庭に対して医療費の自己負担分を助成することによって、必要とする医療の受診を容易にし母子家庭の経済的負担の軽減と母と子の健康保持を図るため、全市町村が母子家庭医療費給付事業を実施しているが、それに対し表3-4-2のとおり補助金を交付した。

3) 相談事業

① 母子自立支援員兼家庭相談員による相談活動

平成20年度末現在振興局保健福祉環境部及び各総合支局保健福祉環境部10か所に23人の母子自立支援員兼家庭相談員を配置し、母子家庭及び寡婦の各種相談に応じ、その自立に必要な調査及び指導を行い、母子家庭及び寡婦の福祉の増進に努めている。（表3-4-3参照）

表3-4-1 母子家庭等日常生活支援事業、家庭生活支援員派遣状況

(平成20年度末)

年度 区分	16	17	18	19	20
登録世帯数	297世帯 (8)	317世帯 (10)	319世帯 (10)	322世帯 (10)	340世帯 (10)
派遣件数	6世帯 (0)	14世帯 (0)	17世帯 (0)	36世帯 (0)	19世帯 (0)
延時間数	584時間	451時間	581時間	438時間	297時間
家庭生活支援員の数	270人	281人	277人	247人	247人

(注) ()内は父子家庭の内数

表3-4-2 母子家庭医療費給付状況

年度	対象者数 (人)	給付件数 (件)	県補助額 (千円)
16	26,686	200,870	269,479
17	28,257	201,239	259,610
18	28,701	194,600	242,528
19	29,408	205,684	258,115
20	29,755	197,665	247,918

(注) 県補助額には、市町村に交付した審査集計手数料を含む

また、平成 20 年度の内容別相談回数は表 3-4-4 のとおりで、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の借り受けについての相談が最も多く、次いで就職問題等、児童の教育の順であるが、これらについても福祉資金の借り受けに関連したものが多。

② 特別相談事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、養育費の確保等の法律的な問題や生活上抱えている諸問題を解決し、母子家庭等及び寡婦の自立促進と生活の安定を図るため、専門的な特別相談事業（法律相談）を実施している。（表 3-4-5 参照）

表 3-4-3 母子自立支援員相談指導活動の推移(単位：件)

		年度				
区分		16	17	18	19	20
件数	前年度より繰越	322	323	306	334	323
	本年度の新規相談	6,373	7,629	7,783	8525	6911
	合計	6,695	7,952	8,089	8859	7,234
	解決	6,358	7,378	7,773	8560	5,800
	繰越	337	574	316	299	1,434
相談回数	延回数(回)	12,547	12,565	12,976	13,501	11,157
	母子自立支援員数(人)	17	17	18	18	18
	1人当平均相談回数(回)	738(31)	739(31)	721(30)	750(28)	620(23)

(注) () 内は母子自立支援員兼家庭相談員の総数

表 3-4-4 内容別相談回数

相談内容		相談回数			相談内容		相談回数		
		18年度	19年度	20年度			18年度	19年度	20年度
生活一般	住宅	185	247	164	生活支援	母子福祉資金	9,426	9,903	7,741
	医療	202	174	227		寡婦福祉資金	296	331	208
	家庭紛争	190	270	368		公的年金	19	15	17
	就職	751	838	787		児童扶養手当	39	75	68
	結婚	37	14	19		生活保護	184	93	112
	その他	491	411	483		税	9	12	12
児童	養育	219	216	99	その他	その他	156	117	124
	教育	577	555	396		売店設置	0	0	0
	非行	14	13	42		たばこ販売	1	0	0
	就職	92	118	149		母子世帯向公営住宅	18	23	8
	その他	57	68	112		母子福祉施設	0	0	11
					合計		12,976	13,501	11,157

表 3-4-5 特別相談の状況

(単位：件)

区分	相談	相談回数				
		16	17	18	19	20
慰謝料・養育費の問題	相談	30	31	37	55	35
	解決	30	31	37	55	35
遺産相続の問題	相談	9	7	9	3	10
	解決	9	7	9	3	10
家庭紛争の問題	相談	5	3	5	4	3
	解決	5	3	5	4	3
交通事故補償問題	相談	1	0	1	3	1
	解決	1	0	1	3	1
金銭の貸借問題	相談	20	26	43	37	27
	解決	20	26	43	37	27
その他	相談	38	48	35	60	67
	解決	38	48	35	60	67
計	相談	103	115	130	162	138
	解決	103	115	130	162	138

表 3-4-6 児童扶養手当の月額

(20年度末現在)

	第1子	第2子の加算	第3子以降1人当たりの加算
全部支給	41,720円	5,000円	3,000円
一部支給	41,710円～9,850円	5,000円	3,000円

(注) 受給資格者の所得が一定額以上の場合、一部支給停止になる。

4) 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚、父の死亡、父の生死不明又は母が婚姻によらないで懐胎した等の理由で、父と生計をともにしていない児童や、父が政令で定める程度の障がいの状態にある児童を、監護している母又は養育している者で、老齢福祉年金以外の公的年金を受けることのできない者に対し、これらの児童が満 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間支給されるものである。

手当の月額、受給者の所得により表 3-4-6 のとおりとなっており、平成 20 年度末現在の手当受給者数は 10,776 人で、その推移は図 3-4-1 のとおりである。

また、世帯累計別受給者数では図 3-4-2 のとおりで、生別母子世帯が 9,594 人で 89.0 パーセントと最も多く、次いで未婚の母子世帯、死別母子世帯がこれに続いている。

対象児童別では、児童 1 人の世帯は 59.3 パーセントで、その大半を占め、2 人世帯は 32.6 パーセント、3 人以上は 8.1 パーセントとなっている。これらの児童 16,187 人を対象として、平成 20 年度に支給した手当額の総額は 5,000,600,780 円に達している。なお、平成 6 年度からの支給状況は統計表編 321 ページのとおりである。

(2) 自立援護の充実

1) 母子福祉資金

母子福祉資金の貸付けは、母子家庭の経済的自立を図る制度として、母子福祉対策のなかで最も重要なものであり、貸付金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、修学資金等の 12 種類である。

また、特別会計を設けて経理されており、その財源は償還金、一般会計繰入金及び国からの借入金（県債）からなっている。

20 年度貸付状況は図 3-4-3 のとおりであり、前年度に比較して件数では 28 件減少し、金額では、18,902 千円減少した。

資金別では、修学資金の需要が多い。

20 年度の貸付金の償還率は 59.4 パーセントで前年度に比較して 1.8 ポイント減少した。

図 3-4-1 児童扶養手当の受給者数の推移

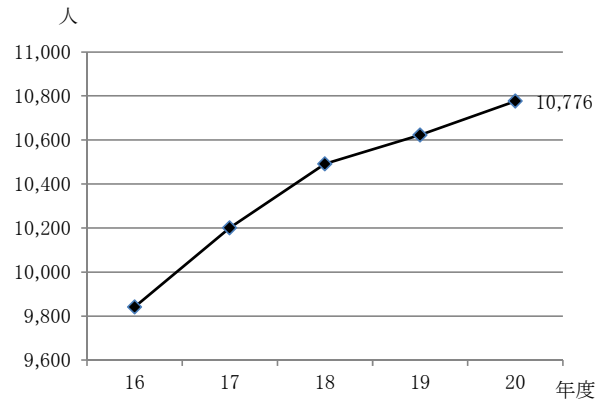


図 3-4-2 児童扶養手当の世帯類型別受給者数

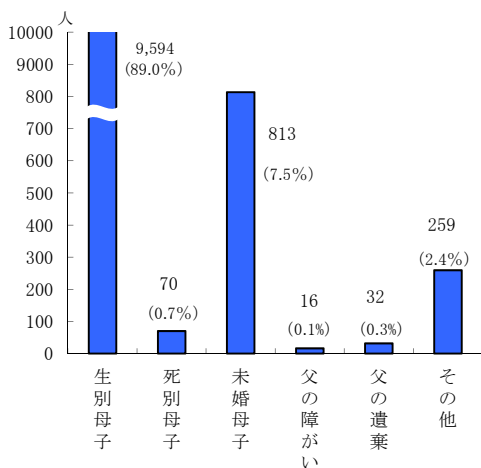
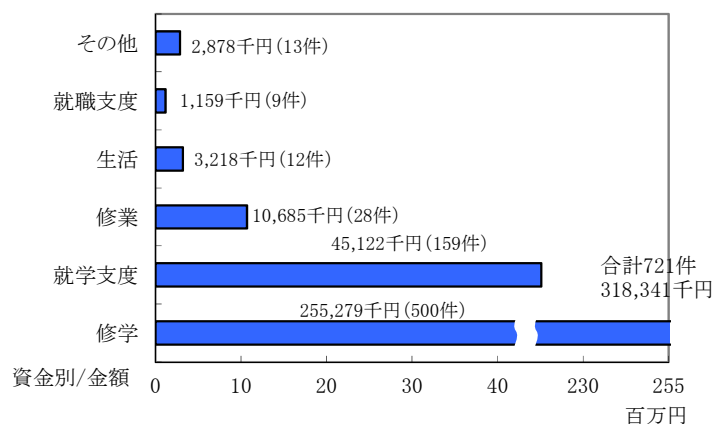


図 3-4-3 母子福祉資金貸付状況 (平成 20 年度)



2) 寡婦福祉資金

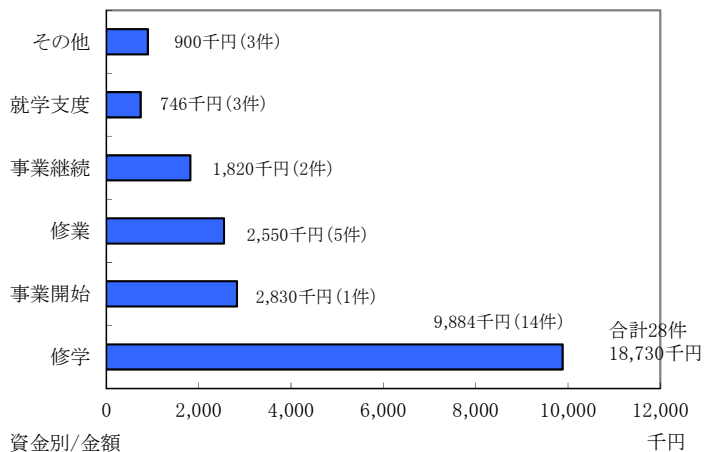
貸付金の種類は、母子福祉資金と同様に12種類で、その貸付条件、貸付限度額、経理、財源等もすべて母子福祉資金の場合と同じである。

20年度の貸付状況は図3-4-4のとおりで、前年度に比較して件数で2件、金額では1,139千円増加した。

資金別では修学資金が多く、事業開始資金がこれに次いでいる。

20年度の償還率は52.8パーセントで前年度に比較して1.1ポイント減少した。

図3-4-4 寡婦福祉資金貸付状況
(平成20年度)



3) 技能習得講習

就労に必要な知識技能を習得させ、母子家庭及び寡婦の自立促進と生活の安定を図るため、(社)岩手県母子寡婦福祉連合会に委託して実施しており、平成20年度の状況は表3-4-7のとおりである。

表3-4-7 技能習得講習会実施状況

区分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
パソコン (ワープロ) 講習会	講習 延時間	6日 延30時間	27日 延94時間	45日 延150時間	33日 延123時間	12日 延60時間
	受講 延人数	480人	449人	720人	526人	203人
家庭養育 ヘルパー 養成	講習 延時間	40日 延144時間	24日 延50時間	9日 延28時間	—	12日 延60時間
	受講 延人数	823人	390人	135人	—	140人
簿記 講習会	講習 延時間	—	—	—	6日	—
	受講 延人数	—	—	—	30時間	—
実施箇所		6か所	6か所	6ヶ所	5ヶ所	4ヶ所

3 婦人保護の充実

(1) 啓発活動の推進

相談活動

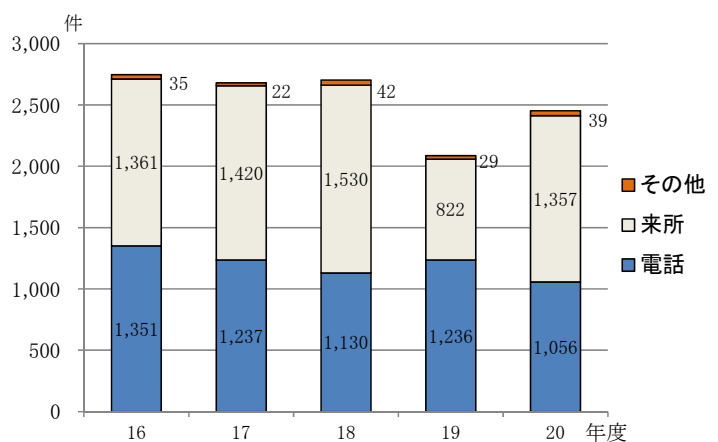
婦人相談所及び婦人相談員が受理した相談件数の推移は図4-5のとおりとなっており、平成20年度は2,452件で前年度より365件増加している。

このうち来所相談者について相談内容別にみると、夫等の暴力や離婚問題を含む、夫等の問題についての相談が最も多く、(70.4パーセント)、次いで親族の問題、帰省先なし、子供の問題、その他等の順になっている。

また、年齢別では30歳から39歳までの階層が最も多く、(28.7パーセント)、次いで40歳から49歳の順となっている。

なお、現に売春を行っている者は0件と、配偶者からの暴力被害女性は139件となっている。

図3-4-5 相談件数の推移



(2) 相談・援護の充実
保護

要保護女子及び同伴する家族の一時保護の状況は、表3-4-8のとおり実人員99人、延1,331人であるが、短期間での社会復帰が困難な者については、婦人保護施設「桐の苑」に入所保護し、生活指導、職業指導を行い、自立更生を図っている。

さらに、婦人保護施設でも自立更生が困難な者については、千葉県館山市にある婦人保護長期収容施設「かいた婦人の村」に入所委託している。(表3-4-9参照)

婦人保護施設「桐の苑」の平成20年度の入所状況は、実人員26人、延1,459人となっている。入所期間が1年未満の者が100パーセントを占めている。

表3-4-8 婦人相談所一時保護の状況
(単位:人)

年 度	実 人 数	延 人 員
16	35	772
17	69	571
18	83	915
19	82	846
20	99	1,331

表3-4-9 婦人保護施設「桐の苑」婦人保護長期収容施設「かいた婦人の村」入所状況
(単位:人)

施 設 名	年 度	入所実人員	新規入所	退 所	在所延人員	年度未 在所人員
桐 の 苑	16	19	13	12	2,187	8
	17	14	7	9	1,468	5
	18	20	6	15	1,594	5
	19	28	23	26	1,178	2
	20	26	24	18	1,459	8
かいた婦人の村	16	4	0	0	1,460	4
	17	4	0	1	1,152	3
	18	3	0	0	1,095	3
	19	3	0	0	1,098	3
	20	3	0	0	1,095	3

第5 障がい者保健福祉

1 障がい者自立支援

平成18年度に施行された障害者自立支援法により、これまでの障がい別に給付されてきた障がい福祉サービスが一本化されたことをうけ、岩手県障害者プラン(平成12年度～平成22年度)を中間見直しし、障害者基本法に基づく障害者計画に加え、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの具体的数値目標等を定めた。

1 障がい者の地域生活移行等の状況

(1) 施設入所者等の地域移行状況

平成20年度中に、自らの希望により入所施設から地域へ生活の場を移行した者は、141人、精神科病院に1年以上入院している精神障がい者のうち、病状が安定して受け入れ態勢が整えば退院が可能な者で実際に退院を果たし、地域での生活を始めた者は36人となっている。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

平成20年度における福祉施設から一般就労等への移行者数は83人となっている。

また、一般就労等を支援するための拠点として整備を進めている障害者就業・生活支援センターの設置数は、平成20年度末で7箇所、支援対象者数は1,223人となっている。

2 障がい福祉サービスの給付状況等

(1) 障がい福祉サービスの給付状況

平成20年度における障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの給付状況及び事業所の開設状況は、表3-5-1のとおりである。

また、平成23年度まで猶予されている旧法指定施設等の状況は、表3-5-2のとおりとなっている。

表 3-5-1 障がい福祉サービスの給付実績（月間供給量）

区分	項 目	実 績	事業所数
介護給付	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援（時間）	17,288	136
	生活介護（人日）	16,105	36
	療養介護（人）	32	—
	共同生活介護（人）	660	65
	施設入所支援（人）	629	15
	児童デイサービス（人日）	4,914	22
	短期入所（人日）	1,870	59
訓練等給付	自立支援（機能訓練）（人日）	212	1
	自立支援（生活訓練）（人日）	4,903	22
	就労移行支援（人日）	5,400	30
	就労継続支援（A型）（人日）	2711	6
	就労継続支援（B型）（人日）	32,090	80
	共同生活援助（人）	445	68
	相談支援（人）	124	38

(注)事業所数は、H21.4.1現在

3 地域生活支援事業の状況

(1) 市町村事業分

地域生活支援事業のうち、市町村が行うこととされているサービスの状況は、表 3-5-3 のとおりである。

(2) 県事業分

地域生活支援事業のうち、県が行うこととされているサービスの状況は、表 3-5-4 のとおりである。

表 3-5-2 旧法指定施設等の状況

(H21.4.1現在)

対 象	施設区分	施設等の設置数		定員
		入所	通所	
身体障がい	療護施設	入所	7	423
		通所	3	10
	授産施設	入所	4	198
		通所	4	82
	小規模授産施設	1	19	
知的障がい	更生施設	入所	14	779
		通所	4	116
	授産施設	入所	2	100
		通所	14	491
	通 勤 寮	1	20	
福 社 工 場	1	30		
精神障がい	社会復帰施設	4	90	

表 3-5-3 地域生活支援事業（市町村事業）

事業名	単位	H20	備 考
(1) 相談支援事業			
① 相談支援事業			
ア障害者相談支援事業	か所	35	実施市町村
イ地域自立支援協議会	か所	13	設置数
② 市町村相談支援機能強化事業	か所	22	実施市町村
③ 住宅入居等支援事業	か所	0	実施市町村
④ 成年後見制度利用支援事業	か所	0	実施市町村
(2) コミュニケーション支援事業	人	753	実利用人員
(3) 移動支援事業	か所	98	延べ事業者数
	人	2,174	実利用人員
	時間	17,271	延べ利用時間
(4) 地域活動支援センター			
①基礎的事業	か所	45	設置数(a)
	人	1,622	実利用人員
②機能強化事業	か所	32	(a)の内数

表 3-5-4 地域生活支援事業(県事業)

事業名	H20	
	実施箇所数	利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業		
① 発達障害者支援センター運営事業	1	679
② 障害者就業・生活支援センター事業	7	1,223
③ 高次脳機能障害者支援普及事業	1	50
広域的な支援事業		
(2) ① 都道府県相談支援体制整備事業等		
ア 都道府県相談支援体制整備事業		
イ 都道府県自立支援協議会		
ウ 障害児等療育支援事業		
② 精神障害者退院促進支援事業		
コミュニケーション支援事業		
障害程度区分認定調査員研修		132
市町村審査会委員研修		25
主治医研修		0
ケアマネジメント従事者初任者研修		294
サービス管理責任者研修事業		253
居宅介護従業者等養成研修事業		42
手話通訳者養成研修事業	1	11
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	2	17
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	1	1
オストメイト社会適応訓練事業	11	351
音声機能障害者発声訓練事業	3	37
手話通訳設置事業	1	3
字幕入り映像ライブラリー事業	1	207
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	1	8
点字による即時情報ネットワーク事業	1	43
障害者IT総合推進事業(パソコンボランティア養成・派遣事業)	1	23
社会参加促進事業(都道府県障害者社会参加推進センター運営事業)	1	
社会参加促進事業(身体障害者補助犬育成事業)	2	2
社会参加促進事業(奉仕員養成研修事業)	1	45
社会参加促進事業(サービス提供者情報提供等事業)	1	11

II 身体障がい者福祉

1 概要

身体障がい者手帳交付台帳搭載者数は、平成20年度末現在で55,941人(18歳未満は832人)となっている。

また、65歳以上の高齢者の比率が約69パーセント、障がい程度等級1～2級の重度障がい者が約48パーセントとなっており、高齢化、重度化が特徴としてあげられる。

平成20年度中の新規手帳交付者数は、3,730人で、前年度に比べ220人減少している。

これら身体障がい者の福祉施策として、「岩手県障害者プラン」に基づき、身体障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、県民の理解促進や雇用促進、審査更生相談、更生医療の給付、補装具の交付修理等在宅福祉サービスの充実を図った。

また、重度障がい者に対する施策として、重度心身障害者(児)医療費助成、進行性筋萎縮症者の援護などを実施した。

2 身体障がい者手帳交付状況

(1) 身体障がい者手帳交付者の状況

平成20年度末の身体障がい者手帳交付者の区分別内訳の状況は、図3-5-1のとおりで、その詳細は表3-5-5、3-5-6のほか、統計表編324～326ページに掲載している。

図3-5-1 障がい種別身体障害者手帳
交付台帳登載者数

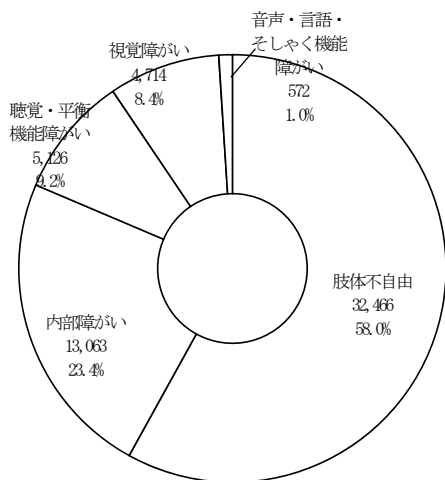


図3-5-2 高齢身体障がい者構成比の年度別
交付台帳登載者数

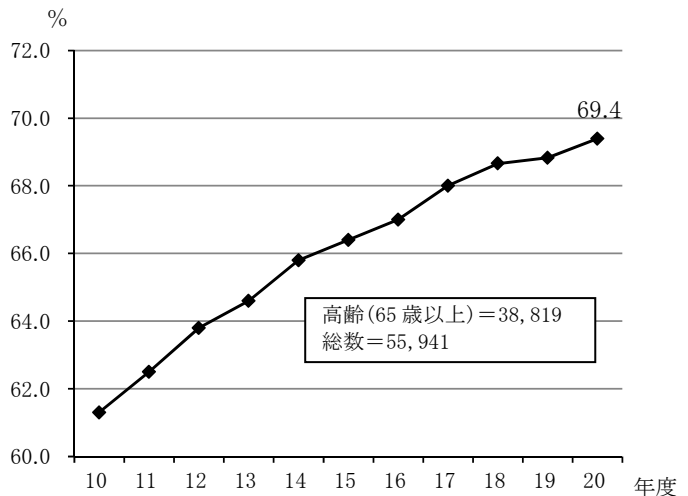


表3-5-5 障がいの程度別・種別身体障がい者数

(H20.3.31現在)

障がい種類	実数(人)							構成比(%)						
	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数	55,941	17,260	9,795	8,896	11,323	4,384	4,283	100	30.9	17.5	15.9	20.2	7.8	7.7
視覚障がい	4,714	1,519	1,350	396	366	557	526	100	32.2	28.6	8.4	7.8	11.8	11.2
聴覚・平衡機能障がい	5,126	67	1,262	755	759	41	2,242	100	1.3	24.6	14.7	14.8	0.8	43.7
音声・言語・そしゃく機能障がい	572	12	40	297	223	-	-	100	2.1	7	51.9	39	-	-
肢体不自由	32,466	6,985	7,073	5,817	7,291	3,785	1,515	100	21.5	21.8	17.9	22.5	11.7	4.7
内部障がい	13,063	8,677	70	1,631	2,684	1	-	100	66.4	0.5	12.5	20.5	0.1	-

表3-5-6 障がいの種別・年齢別身体障がい者数

(H20.3.31現在)

障がい種類	総数		0~17歳		18~19歳		20~64歳		65~69歳		70歳以上	
	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)
総数	55,941	100	832	1.5	125	0.2	16,165	28.9	5,822	10.4	32,997	59
視覚障がい	4,714	100	38	0.8	11	0.2	1,334	28.3	474	10.1	2,857	60.6
聴覚・平衡機能障がい	5,126	100	105	2	18	0.4	1,081	21.1	395	7.7	3,527	68.8
音声・言語・そしゃく機能障がい	572	100	3	0.5	1	0.2	239	41.8	66	11.5	263	46
肢体不自由	32,466	100	462	1.4	78	0.2	10,011	30.8	3,486	10.7	18,429	56.8
内部障がい	13,063	100	224	1.7	17	0.1	3,500	26.8	1,401	10.7	7,921	60.6

(2) 身体障がい者手帳新規交付状況

身体障がい者手帳の新規交付状況は表3-5-7のとおりである。

表3-5-7 身体障がい者手帳新規交付状況

(単位:人)

年度	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
16	184 (2)	196 (4)	37 (0)	1,864 (50)	1,399 (22)	3,680 (78)
17	160 (3)	242 (6)	41 (3)	1,932 (45)	1,440 (27)	3,815 (84)
18	145 (3)	208 (8)	41 (1)	1,913 (32)	1,451 (33)	3,758 (77)
19	176 (6)	215 (8)	41 (1)	2,072 (46)	1,446 (39)	3,950 (100)
20	180 (4)	191 (7)	33 (0)	1,840 (25)	1,486 (26)	3,730 (62)

(注) () 書きは18歳未満の者

3 自立助長、社会参加の促進

(1) 交流の促進

ふれあいランド岩手の運営

障がい者等を含めたすべての県民が、スポーツ、レクリエーション活動を通じて相互交流しあえるような施設として「ふれあいランド岩手」を平成6年12月に開設し、20年度は、障がい者・高齢者を含め概ね235千人の県民の利用があった。

(2) 自立の支援

盲人ホーム

盲人ホームは、あんま、はり、きゅう師の免許を有する視覚障害者で、自営又は雇用されることが困難な人々のための利用に供すると共に、必要な技術を指導する施設で、平成20年度の利用登録者は10人となっている。

(H18.10から市町村地域生活支援事業として市町村が実施)

(3) 社会参加の促進

1) 障がい者社会参加促進事業

障がい者が住みなれた地域社会の中で自立し、社会に参加できるように必要な援助を行うことにより、障がいの有無にかかわらず誰もが明るく暮らせる社会作りを促進するため身体障がいにおいては、表3-5-8に掲げる事業を社会福祉法人岩手県社会福祉事業団等に委託して実施した。(平成19年度より視覚、聴覚障がい者生活訓練事業、手話通訳者、要約筆記奉仕員派遣事業について市町村へ移管)

2) 字幕入りビデオカセット制作事業

聴覚障がい者への情報を提供し、社会参加を促進するため、字幕を挿入したビデオカセットを制作し、貸出する事業を実施した。(平成2年10月から)

制作委託：(社福)聴力障害者情報文化センター
140番組、6,713分

3) 視聴覚障がい者情報センター

視聴覚障がい者情報センターは、点字図書館と聴覚障がい者情報提供施設を併せ持つ施設として、点字図書、録音図書及び字幕入りビデオの収集、閲覧、貸出しを行う施設で、県内の視聴覚障がい者の教養文化の向上に努めている。

表3-5-8 地域生活支援事業(県・市町村事業)

事業項目	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
点訳奉仕員養成事業	箇所数	2	2	1	1	1
	日数	97	100	29	31	32
	受講人員	328	296	362	272	333
音訳奉仕員養成事業	箇所数	2	2	1	1	1
	日数	115	75	34	29	37
	受講人員	522	429	296	294	394
手話通訳者養成事業	箇所数	1	1	1	1	1
	日数	25	27	9	16	17
	受講人員	11	12	16	14	7
手話通訳者派遣事業	登録人員	46	43	50	市町村へ移管	-
	派遣単位	415	470	378		
	派遣件数	135	152	126		
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	箇所数	3	3	3	3	3
	日数	55	54	49	49	52
	受講人員	395	409	350	316	384
ろうあ者日曜教室開催事業	箇所数	11	9	10	市町村へ移管	-
	日数	12	9	10		
	受講人員	643	556	578		
障がい者スポーツ教室開催事業	箇所数	20	20	19	17	15
	日数	22	22	23	20	17
	受講人員	664	799	580	589	609
オストメイト社会適応訓練事業	箇所数	23	23	21	21	21
	日数	23	24	21	21	21
	受講人員	508	414	568	564	500
視覚障がい者社会生活訓練事業	箇所数	14	13	13	市町村へ移管	-
	日数	30	57	53		
	受講人員	512	479	458		
ガイドヘルパーネットワーク事業	箇所数	1	1	1	1	1
	利用人員	40	34	23	35	25
要約筆記奉仕員養成事業	箇所数	1	2	1	1	1
	日数	7	7	18	26	19
	受講人員	159	189	428	273	278
要約筆記奉仕員派遣事業	登録人員	158	158	127	市町村へ移管	-
	派遣単位	241	250	162		
	活動奉仕員数	70	66	40		

表3-5-9 点字図書館の来館者

(単位:人)

年度	点字点訳関係	朗読録音関係	その他	計
16	1,214	3,564	1,393	6,171
17	1,231	2,667	768	4,666
18	1,159	2,282	3,884	7,325
19	1,074	3,913	2,727	7,714
20	1,206	4,637	2,722	8,565

4) 障がい者スポーツ大会

障がい者が、スポーツを通じて体力と社会生活への適応能力の向上を図るとともに、障がい者に対する一般の人々の理解を深めることを目的として、身体、知的、精神の3障害合同のスポーツ大会を実施した。

① 岩手県障がい者スポーツ大会（県大会）

日時：6月7日（土）

場所：県営運動公園陸上競技場ほか

参加選手：1,420人、経費：3,415千円

② 全国大会強化合宿

場所：盛岡市（2日間）、選手（個人競技）：27人、経費：577千円

③ 全国障害者スポーツ大会

期日：平成20年10月9日～14日、場所：大分県、派遣選手：57人、経費：10,724千円

5) 市町村地域生活支援事業

障がい者にとって最も身近な市町村において、障がい者のニーズに応じた「相談支援事業」「移動支援事業」「日常生活用具給付等事業」等を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図るもので、全市町村が実施した。

表3-5-10 奉仕員の養成（講習修了者）
（単位：人）

年度	点訳奉仕員	音訳奉仕員	録音図書 校正奉仕員
16	11	6	6
17	0	0	4
18	9	9	0
19	7	6	7
20	5	4	6

表3-5-11 点字図書館の蔵書数

（単位：冊）

区分 年度	登録人員	蔵書数							
		点字図書館				録音図書			
		計	自館制作	厚労省	その他	計	自館制作	NHK財団	その他
16	749	36,336	16,800	10,468	9,068	96,247	27,592	6,330	62,325
17	730	29,944	16,092	8,432	5,420	96,223	28,534	5,438	62,251
18	703	26,323	17,112	8,715	496	92,121	31,683	5,438	55,000
19	719	31,188	17,438	8,845	4,905	51,206	28,595	5,318	17,293
20	729	31,607	17,723	8,927	4,957	52,110	29,400	4,738	17,972

表3-5-12 点字図書館の利用状況

区分 年度	利用状況				利用延人員 (人)	登録者 1人当り 利用冊数	蔵書数 (冊)	蔵書の 利用率 (%)
	計	点字図書 (冊)	声の図書 (巻)	CD図書 (枚)				
16	57,678	2,988	49,855	4,835	21,073	77	132,585	43.5
17	45,923	2,261	38,869	4,793	19,525	62	126,167	36.4
18	53,710	2,632	43,299	7,779	15,786	75	122,844	43.7
19	51,102	2,798	38,732	9,572	26,712	71	87,246	58.6
20	48,886	2,465	34,165	12,256	16,217	67	89,037	54.9

表3-5-13 点訳奉仕員、音訳奉仕員活動状況

区分 年度	奉仕員数 (人)				活動状況							
	計	点訳 奉仕員	音訳 奉仕員	録音図書 編集奉仕員	点訳奉仕員				音訳奉仕員		録音図書 編集奉仕員	
					冊数 (冊)	貢数 (貢)	1人当り		テープ (巻)	1人 当り	枚数 (枚)	1人 当り
16	246	119	96	31	412	60,168	3.5	506				
17	245	119	92	34	413	59,485	3.5	500	863	9.4	315	9.3
18	227	112	90	25	371	49,889	3.3	445	724	8.0	217	8.7
19	237	106	96	35	376	53,097	3.5	501	884	9.2	251	7.2
20	248	111	98	39	403	53,443	3.6	481	924	9.4	271	6.9

6) 市町村における相談指導の状況

身体障がい者の社会参加の促進を図るため、更生医療及び補装具の給付、特別障害者手当等支給など経済的、精神的援助活動を行っている。

7) 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、各広域振興局長又は市町村長が業務委託した民間人であり、身体障がい者の一般的相談指導のほか、身体障がい者の地域活動の中核体としてその活動の推進に当たっている。

8) ろうあ者相談員

ろうあ者相談員は、手話又は筆記以外に意思伝達の方法を有しないろうあ者の相談に応じ、意思の交流等を円滑にするため・県単独事業として昭和 48 年度から設置しており、活動内容ではコミュニケーションに関すること、家庭に関することが多くを占めている。

9) ろうあ者福祉専門員

本庁を訪問するろうあ者とのコミュニケーションの円滑化及び手話の普及を図るため、昭和 57 年から障がい保健福祉課に 1 名を配置している。

表 3-5-14 ろうあ者相談員活動状況

年度	ろうあ者相談員(人)	勤務日数	相談態様			活動内容											
			来所	訪問	その他	家庭	仕事	養育	年金等	身障手帳	補装具	医療	支援・介護保険等	コミュニケーション	その他	計	講習会・会議等(回)
16	13	2,935	1,350	878		705	558	157	256	98	162	933	43	334	1,000	4,246	759
17	13	2,928	689	848		717	419	238	244	147	131	964	61	976	865	4,762	742
18	13	2,932	584	803	1,066	602	350	190	312	60	61	830	128	746	643	3,922	751
19	13	2,901	619	789	1,042	589	372	164	325	62	94	832	70	660	588	2,756	794
20	13	2,847	511	710	915	474	325	128	272	67	32	615	46	571	494	3,024	798

(注) 平成18年度からの「その他」は携帯電話等による相談

10) 福祉総合相談センター(旧身体障害者更生相談所)

福祉総合相談センター(旧身体障害者更生相談所)は、更生援護の基礎となる医学的、心理学的、職能的判定や補装具の処方及び適合判定を行うとともに、必要な相談指導を行うところである。また、必要に応じて県内を巡回して、その業務を行っている。

平成20年度の更生相談の取扱件数は4,682件、判定件数は3,615件であり、その内容は表3-5-15、表3-5-16及び表3-5-17のとおりである。

11) 「いわてグラフ」点字版の発行(H20)

県の広報誌「いわてグラフ」の点字版を発行し、視覚障害者に無料配布することにより県内の動向情報等を提供し、視覚障害者の福祉の増進を図っている。

発行部数 (年5回) 400部/回 (1回あたり)

表3-5-15 福祉総合相談センター（旧身体障害者更生相談所）の相談判定状況（H20.3.31現在）

年度	相談 態様	取 扱 実人員	相談件数						計	判定 件数	判定書 交付 件数
			更生 医療	補装具	職業	施設	生活	その他			
16	来所	5,781	580	1,185	29	4	76	3,976	5,850	4,977	1,603
	巡回	574	0	540	0	6	0	61	607	794	748
	計	6,355	580	1,725	29	10	76	4,037	6,457	5,771	2,351
17	来所	5,425	832	1,270	36	15	157	3,181	5,491	4,355	1,807
	巡回	527	0	499	0	1	0	68	568	775	731
	計	5,952	832	1,769	36	16	157	3,249	6,059	5,130	2,538
18	来所	4,935	653	1,084	32	8	189	3,022	4,988	3,884	1,462
	巡回	495	0	472	0	0	0	44	516	729	664
	計	5,430	653	1,556	32	8	189	3,066	5,504	4,613	2,126
19	来所	4,953	812	1,309	37	6	168	2,663	4,995	3,683	1,542
	巡回	458	0	443	0	0	0	39	482	623	580
	計	5,411	812	1,752	37	6	168	2,702	5,477	4,306	2,122
20	来所	4,074	809	1,032	24	4	118	2,138	4,125	3,058	1,464
	巡回	361	0	541	0	0	0	16	557	557	541
	計	4,435	809	1,573	24	4	118	2,154	4,682	3,615	2,005

表3-5-16 判定状況（項目別）（単位：件・％）

項 目	来 所		巡 回		計	
	件数	率	件数	率	件数	率
手帳診断	79	2.6	18	2.9	97	2.6
更生医療	457	14.9	0	0.0	457	12.4
補装具	981	32.1	539	86.5	1,520	41.3
心理判定	0	0.0	0	0.0	0	0.0
職能判定	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の判定	1,541	50.4	0	0.0	1,541	41.9
計	3,058	100.0	623	100.0	3,681	100.0

表3-5-17 補装具判定状況（項目別）

種 類	（単位：件・％）	
	件 数	率
義 手	40	2.7
義 足	264	17.7
装 具	635	42.5
車椅子	216	14.4
補聴器	251	16.8
その他	89	6.0
計	1,495	100.0

4 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉の充実

1) 自立支援医療（更生医療）の給付

更生医療は、本人の申請に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する専門医療機関で行われている。その実施状況は、表3-5-18及び統計表編329ページのとおりである。

2) 重度心身障がい者（児）医療費助成

重度心身障がい者（児）の適正な医療を確保することにより、これら障がい者（児）の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、全市町村が重度心身障がい者（児）医療費給付事業を実施しているが、それに対し表3-5-19のとおり補助金を交付した。

なお、昭和63年8月1日から所得制限を導入して交付している。

また、平成7年8月1日から所得制限を緩和するとともに支給方法を償還払いに改めた。

表3-5-18 自立支援医療（更生医療）給付状況

年度	市 分		町 村 分	
	給付件数 (件)	金 額 (千円)	給付件数 (件)	金 額 (千円)
16	177	35,700	166	20,493
17	421	68,903	77	11,797
18	349	34,990	76	6,431
19	356	295,518	118	75,778
20	262	220,268	128	83,939

表3-5-19 重度身体障害者（児）医療費給付状況

年度	対象者数 (人)	うち、老人医療又は後期高齢者医療制度適用者	給付件数 (件)	うち、老人医療又は後期高齢者医療制度適用者	県補助額 (千円)	うち、老人医療又は後期高齢者医療制度適用者
17	29,682	17,060	433,956	249,673	1,295,366	549,941
18	30,731	17,276	455,766	254,081	1,279,296	535,455
19	31,321	17,551	474,191	260,168	1,298,117	565,886
20	31,696	16,939	490,535	258,011	1,373,682	553,229

(注) 県補助額には、市町村に交付した審査集計手数料を含む。

3) 在宅重度障がい者家族介護慰労手当

在宅重度障がい者と同居して、常時その介護に従事している者の負担の軽減を図っており、その実施状況は表3-5-20のとおりである。

4) 特別障害者手当等の支給

精神又は身体に重度の障がいを有する者に特別障害者手当等を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図っている。支給状況は、表3-5-21のとおりである。

5) 在宅進行性筋萎縮症患者に対する指導

進行性筋萎縮症に罹患している在宅の身体障がい者に対して、専門医等による診査・相談事業を実施した。

県央ブロック指導人員 19人
 県南ブロック " 4人
 沿岸ブロック " 23人

(2) 施設福祉の充実

1) 療育センター（障がい者支援施設）

平成20年度の入所者（11人）の職能別比率は図3-5-3のとおりであり、障がい等級別構成比は図3-5-4のとおりである。また、平成20年度退所者の進路は表3-5-22のとおりである。

2) 療育センター（肢体不自由児施設）

肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を入所させ、治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与えるもので、施設の状況は表3-5-23のとおりである。

「療育センター」は、肢体不自由児施設及び障がい者支援施設の複合施設の名称である。

図3-5-3 療育センター（障がい者支援施設）

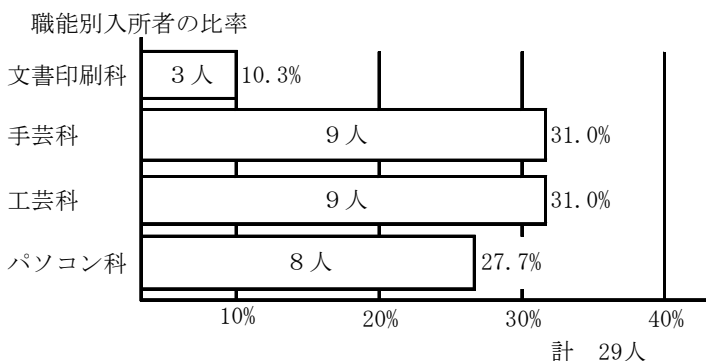


図3-5-4 療育センター（障がい者支援施設）入所者障がい等級別割合

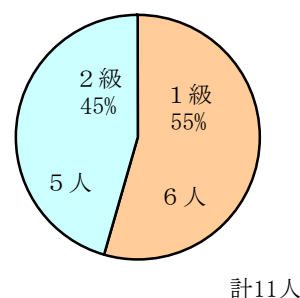


表3-5-22 療育センター（障がい者支援施設）退所者の進路

種 別	退所者数
授産施設	0人
在宅	4人
リハ施設	0人
一般就労	1人
その他	0人
計	5人

表3-5-23 療育センター（肢体不自由児施設）の状況

施設名	設置者	定員	入所児童数
療育センター	岩手県	一般入園 60人	26人
		通園 15人	14人

Ⅲ 知的障がい者福祉

1 概要

本県の知的障がい児（者）数は、平成21年3月の療育手帳所持者数から、9,789人と把握されている。

これらの知的障がい児（者）に対しては、乳幼児期からそれぞれのライフステージに応じた養育、教育、職業訓練、自立援助など多様な援助が必要である。

このため、保健医療の分野との連携による早期発見、早期療育体制の充実に努めたほか、障害者自立支援法に基づく福祉サービスや働く場・活動の場の確保など、地域生活を支援する事業等の充実に努めた。

このほか、岩手県障がい者スポーツ大会や療育キャンプなどを通じて社会参加の促進を図った。

2 自立助長、社会参加の促進

(1) 自立の支援と社会参加の促進

1) 職親委託

職親委託は、知的障がい者の自立更正を図るため一定期間職親にあずけて、能力に応じた生活指導と技術習得訓練を行い、就職に必要な素地を与えると共に、雇用促進と職場における定着性を高めることを目的としている。

職親登録者数及び職親委託者数の状況は、表3-5-24のとおりである。

表3-5-24 職親登録及び職種委託の状況

年度	区分	職親登録者数	委託職親数	委託知的障がい者数
16		52	25	35
17		53	23	36
18		49	21	31
19		48	22	30
20		49	20	23

2) 福祉総合相談センター（旧知的障がい者更生相談所）

福祉総合相談センター（旧知的障がい者更生相談所）は、知的障がい者の更生援護の基礎となる医学的、心理学的、機能的判定を行うと共に、その家族の相談を受けて更生に最も適する方法を助言指導している。

また、相談所においては、来所して相談支援を受けることができない知的障がい者や保護者のために巡回相談を実施しており、相談、判定の状況は表3-5-25のとおりである。

表3-5-25 知的障がい者更生相談所の相談判定状況

年度	取扱実人員			相談件数			判定件数			判定書交付件数		
	来所	巡回	計	来所	巡回	計	来所	巡回	計	来所	巡回	計
16	357	540	897	360	546	906	438	602	1,040	365	546	911
17	858	217	1,075	929	223	1,146	971	279	1,250	915	216	1,131
18	641	283	924	687	299	986	532	331	863	677	276	953
19	424	203	627	659	245	904	702	282	984	510	231	741
20	598	189	787	670	238	908	748	289	1,037	657	243	900

3) 市町村における知的障がい者相談状況

市町村では、知的障がい者の福祉に関する相談及び訪問指導により本人及び保護者等からの相談に応じている。

4) 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、社会奉仕精神に基づき、知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行及び住民の知的障がい者に対する正しい理解の啓発を行っている。

5) 療育手帳の交付

知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付し、もって知的障がい児（者）の福祉の増進に資することを目的として昭和 49 年度から実施している。手帳の新規交付状況は表 3-5-26 のとおり、療育手帳所持者数の年度別状況は表 3-5-27 のとおりである。

表 3-5-26 療育手帳新規交付状況 (単位：件)

区分 年度	A (重度)	B (その他)	計
16	125	235	360
17	82	301	383
18	180	271	451
19	59	282	341
20	52	297	349

表 3-5-27 療育手帳所持者数の年度別状況

区分 年度	総 数			18歳未満			18歳以上		
	計	A	B	計	A	B	計	A	B
16	8,526	3,584	4,942	1,622	745	877	6,904	2,839	4,065
17	8,748	3,656	5,092	1,668	747	921	7,080	2,909	4,171
18	9,179	3,840	5,339	1,718	755	963	7,461	3,085	4,376
19	9,487	3,938	5,549	1,760	770	990	7,727	3,168	4,559
20	9,789	3,988	5,801	1,820	797	1,023	7,969	3,191	4,778

6) 地域生活支援事業

①障がい者 110 番運営事業

電話相談：192 件、来所相談：19 件、弁護士相談：25 件 合計 236 件

②レクリエーション教室開催事業

フライングディスク交流会（盛岡市）：319 人参加、療育キャンプ（いこいの村岩手）：19 人参加

3 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

1) 心身障害者扶養共済制度

心身障がいのため独立自活が困難な者のため、その保護者が共済制度に加入し、保護者が死亡又は重度障がいとなった場合、障がい者に対して年金を支給するもので、昭和 45 年から実施している。加入者及び年金受給者の状況は表 3-5-28 のとおりである。

表 3-5-28 心身障害者扶養共済制度及び年金受給者の状況

年度	前年度 未現在 加入 口数	本年度 中加入 口数	本年度 脱退 口数	本年度 未現在 加入 口数	年 受 口 数	金 給 数
16	1,021	5	2	963	579	
17	963	7	1	952	586	
18	952	15	4	926	611	
19	926	48	4	939	645	
20	939	3	14	884	666	

2) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、障がい児の福祉の増進を図るため、20 歳未満の中度以上の障がい児（国民年金法による障がいの程度 2 級以上）を養育している者に対し支給されるものである。しかし児童扶養手当と同様に、一定額以上の所得がある場合は、支給制限がある。手当の月額、児童 1 人については 1 級 50,750 円、2 級 33,800 円であり、20 年度未現在の手当受給者数は表 3-5-29 のとおりである。

また、支給対象児童数は 2,658 人であり、20 年度支給した手当の総額は 13 億 1000 万円である。

平成 5 年度からの支給状況は統計表編 321 ページのとおりである。

表 3-5-29 特別児童扶養手当の受給者及び対象児童数の推移 (単位：人)

年度	受給者数	対象児童数	対象児童の障がい別内訳				
			身体障がい		精神障がい		重複障がい
			外 部	内 部	知的障 害	その他	
16	2,353	2,427	1級 286	1級 166	1級 525	1級 136	1級 36
			2級 109	2級 558	2級 432	2級 157	2級 14
17	2,347	2,425	1級 303	1級 182	1級 580	1級 139	1級 30
			2級 118	2級 513	2級 379	2級 176	2級 5
18	2,404	2,486	1級 304	1級 181	1級 585	1級 177	1級 27
			2級 97	2級 506	2級 365	2級 230	2級 6
19	2,497	2,588	1級 305	1級 179	1級 578	1級 244	1級 21
			2級 97	2級 510	2級 341	2級 309	2級 4
20	2,748	2,658	1級 309	1級 152	1級 734	1級 181	1級 26
			2級 110	2級 471	2級 466	2級 401	2級 6

(2) 施設福祉の充実

1) 知的障害児施設

知的障害児施設及び知的障害児通園施設は、知的障がい児を入所又は日々保護者の下から通わせ、これを保護し、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設である。

平成20年度の入所状況は表3-5-30のとおりである。

2) 重症心身障害児施設

重症心身障害児施設は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させてこれを保護し、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。

平成20年度の入所状況は、表3-5-31のとおりである。

表3-5-30 知的障害児施設の状況
(平成20年4月1日現在) (単位:人)

施設名	設置(経営)主体	定員	児童(者)数	
			措置	契約
みたけ学園	社福法人	40(20)	5	32
たばしね学園	〃	50(24)	6	33
ルンビニー学園	〃	30	0	18
はまゆり学園	岩手県沿岸知的障害児施設組合	50	4	32
奥中山学園	社福法人	40	0	40
希望ヶ丘学園	〃	30	5	25
うみねこ学園	八戸市(社福法人)	-	0	2
計		240(44)	20	182

(注)()内は重度棟定員の内数

表3-5-31 重症心身障害児(者)施設状況
(平成20年4月1日現在) (単位:人)

施設名	定員	児童(者)数	
		措置	契約
国立病院機構岩手病院 (一関)	120	0	106
国立病院機構釜石病院 (釜石)	80	0	77
国立病院機構花巻病院 (花巻)	80	0	36
国立病院機構八戸病院 (八戸)	-	0	9
国立病院機構西多賀病院 (仙台)	-	0	2
国立病院機構紫香楽病院 (甲賀)	-	0	1
みちのく療育園 (矢巾)	50	0	50
はまなす医療療育センター (八戸)	-	0	4
計	330	0	285

知的障害児通園施設の状況

施設名	設置(経営)主体	定員	児童(者)数	
			措置	契約
盛岡市立ひまわり学園	盛岡市(社福法人)	50	0	38
イーハトーブ養育センター	社福法人	30	0	30
計		80	0	68

IV 精神保健福祉

1 概要

本県の精神障がい者数は、入院や通院を行って医療を受けている者は平成20年3月末現在18,037人となっている。

今後、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加を進める上で、偏見や誤解の解消と生活支援等サービスの充実等が重要となる。

2 現状

(1) 精神障がい者の特徴

「精神障がい者」とは、「精神疾患を有する者」と「精神障がいがあるために長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」という二つのとらえ方がある。

このような精神障がい者は、身体障がい者や知的障がい者とは異なり、「病気」と「障がい」が共存しているという特性を持っていることから、この特性を踏まえ、ノーマライゼーションの理念に基づき、その人格が尊重されつつ、可能な限り社会復帰ができる社会づくりをすすめることが必要となる。

(2) 精神障がい者の現状

1) 平成20年度末現在の精神病院等への入院患者は3,940人、自立支援医療(精神通院)による通院患者は14,097人、合わせて18,037人となっており、入院患者は減少傾向にあるのに対し、精神通院医療受給者は増加傾向にある。

- 2) 疾患別では、入院患者の4割以上が統合失調症となっている。精神障がい者の受療状況は、表3-5-32のとおりである。

表3-5-32 精神障がい者の受療状況 (各年度末現在)

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20
入院患者数	4,578	4,514	4,518	4,410	4,521	4,148	4,033	3,940
通院公費者数	8,777	9,700	11,212	12,493	12,493	12,604	14,001	14,097
計	13,335	14,214	15,730	165,557	16,557	16,752	18,034	18,037

3 自立助長、社会参加の促進

(1) 自立の支援

1) 精神障がい者社会適応訓練事業（職親制度）

精神障がい者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の慣用を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障がい者の社会復帰を図ることを目的とする事業である。

回復途上にあり、社会的規範を受け入れる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障がい者であって、保健所長が認めた者が対象となる。事業委託期間は、原則として6か月で、3年を限度に更新することができる。

また、協力事業所については、精神障がい者に対する理解が深く、精神障がい者に仕事の間を提供し、社会適応訓練を行うことを通じて、その社会的自立を促進するのに熱意を有する事業所で、知事が適当と認めたものである。

精神障がい者の訓練を受け入れた協力事業所に対し、訓練生1人当たり月額2,000円（月額40,000円を限度）の協力奨励金を支払っている。

精神障がい者社会適応訓練事業の実施状況は、表3-5-33のとおりである。

表3-5-33 精神障がい者の社会適応訓練事業の実施状況

年度	協力事業所		訓練者 実数	社会復帰者(A)		その他の者 (B)	計 (C=A+B)	訓練 継続者	社会復帰 者の割合 (A/C)
	登録数	受入数		就労	家庭復帰				
16	151	40	79	11	3	23	37	46	50.0
17	151	37	63	7	1	22	30	33	26.6
18	149	36	68	5	3	15	23	45	34.8
19	158	46	86	13	3	19	35	51	45.7
20	159	41	79	10	8	21	39	40	46.2

2) 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究ならびに複雑な相談し同事業を行うとともに、保健所、市町村その他精神保健福祉関係機関に対し、技術指導、技術援助を行う機関である。業務の主な内容は、次のとおりである。

ア 保健所、市町村及び関係機関に対する、専門的な立場からの積極的な技術指導や技術援助

イ 一般住民に対する精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識と理解に関する普及啓発

ウ 医師、保健師、精神保健福祉相談員などの専門スタッフによる精神保健福祉に関する相談及び健康相談や思春期、アルコール、自殺予防などの特定相談。

エ 家族会、当事者会など組織の育成や活動への協力のほか、精神保健ボランティアの活動支援

精神保健福祉センターにおける事業実績は、表3-5-34のとおりである。

表3-5-34 精神保健福祉センターにおける事業実績

年度	事業 精神保健 相 談	技術援助 ・指導	研修会	広報普及のうち講習会等		調査研究
				回数	参加人数	
16	1,453件	133回	16回	32回	1,092人	1題
17	2,028件	266回	20回	167回	4,173人	4題
18	2,499件	225回	12回	16回	3,719人	11題
19	2,557件	167回	16回	98回	4,054人	6題
20	2,476件	382回	11回	25回	1,310人	4題

3) 保健所

保健所では、精神障がい者が地域において自立して生活できるよう、さまざまな活動を行っている。業務の主な内容は次のとおりである。

ア 保健所を会場とし、精神科医師や保健師等による定期的な精神保健相談。

イ 回復途上にある精神障がい者を対象とした、医療機関と連携した、保健師による訪問指導。

ウ 精神障がいに関する正しい知識普及のための講演会や家族教室の開催及び地域住民との交流を深めるための地域交流会などの活動。

エ 精神障がい者家族会への活動支援。

保健所における精神保健相談及び訪問指導の状況は、表3-5-35のとおりである。

表3-5-35 保健所における精神保健相談及び訪問指導の状況
(件数)

年 度	16	17	18	19	20
精神保健相談	2,793	2,757	3,333	3,468	2,913
訪問指導	739	738	718	780	1,820

4) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立を図ることを目的とする制度である。

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者が対象となり、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断し、1級～3級の3等級で判定される。

なお、手帳の有効期限は2年となっており、2年ごとに障がいの状態を再認定し、更新する。

手帳交付により援助措置は、次のとおりである。

ア 所得税、住民税の障害者控除の適用、利子等の非課税、自動車税等の減免などの税制上の優遇措置。

イ 1級又は2級の場合の生活保護の障害者加算の認定。

ウ 県の公共施設の利用料免除

20年度末現在の当該手帳の交付状況は、表3-5-36のとおりである。

表3-5-36 精神障害者保健福祉手帳の交付状況
(平成20年度末現在)

等 級	1 級	2 級	3 級	計
交付件数	2,306	2,809	919	6,034

5) 精神保健福祉団体の活動

精神保健福祉関係団体としては、次のような団体があり、それぞれ自主的な活動を行っている。各団体の組織活動等は、次のとおりである。

ア 岩手県精神保健福祉協会

県民の精神保健福祉の向上を目的として、精神科病院、精神科診療所、社会復帰施設等の精神保健福祉関係者で構成される団体で、知識の普及啓発や県精神保健福祉大会の開催などの活動を行っている。

所在地 〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1 県精神保健福祉センター内 [Tel 019-629-9617]

イ 日本精神科病院協会岩手県支部

所在地 〒028-2311 紫波町犬淵字南谷地108-3 平和台病院内 [Tel 019-672-2266]

ウ 日本精神科看護技術協会岩手県支部

所在地 〒020-0824 盛岡市東安庭2丁目5-14 [Tel 019-604-7006]

エ 岩手県精神保健福祉連合会

所在地 〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内 [Tel 019-637-7600]

オ 岩手県断酒連合会

所在地 〒020-0172 滝沢村鶴飼滝沢ニュータウン3-18-11 関村方 [Tel 019-687-2362]

所在地 〒020-0015 盛岡市三本柳8-1-3 県精神保健福祉センター内 [Tel 019-629-9617]

第6 低所得者福祉

I 生活保護

1 概要

生活保護法に基づく保護の実施にあたっては、法に即した適正な実施と相談指導、関係機関との連携等により、被保護者の自立助長を図った。

その結果、平成20年度において保護を受けた世帯及び人員（以下「被保護世帯及び被保護人員」という。）は表3-6-1のとおり、8,407世帯、11,747人である。

人口千人当りの被保護実人員（以下「保護率」単位‰パーミル）でみると86パーミルとなり、保護率は前年度を上回った。

昭和59年度以降、被保護世帯数、被保護人員、保護率とも減少傾向にあったが、平成10年度からいずれも増加に転じ、20年度も引き続き増加している。保護状況の詳細な統計表は、統計表編338～341ページのとおりである。

表3-6-1 被保護世帯、被保護人員及び保護率の推移(年度平均)

内 訳	被保護世帯		被保護人員		保護率 (%)
	実数 (世帯)	指数	実数 (人)	指数	
63	6,182	100	12,011	100	8.4
14	6,082	98.4	8,637	71.9	6.1
15	6,618	107.1	9,458	78.7	6.7
16	7,116	115.1	10,171	84.7	7.3
17	7,530	121.8	10,760	89.6	7.7
18	7,848	126.9	11,120	92.6	8
19	8,033	129.9	11,294	94	8.2
20	8,407	136	11,747	97.5	8.6

2 保護の開始・廃止

(1) 開始・廃止世帯

平成20年度は、開始世帯1,369世帯に対して廃止世帯は883世帯となり、開始世帯が486世帯上回っている。

また、平成19年度に比較してみると開始世帯は246世帯増加し、廃止世帯は175世帯増加した。

(2) 開始・廃止人員

平成20年度に保護を開始した人員は2,047人、廃止した人員は1,169人となり、開始人員が878人上回っている。

また、平成19年度に比較してみると、開始人員で397人増加し、廃止人員では46人減少した。

(3) 理由別開始・廃止の状況

開始、廃止の状況を理由別にみると、表3-6-2のとおりで、開始世帯では、「傷病」に起因するものが圧倒的に高い比率を占め、28.7パーセントとなっている。

以下、「勤労収入の減少」18.3パーセント及び、「不労収入の減少」18.0パーセントと続いている。

一方、廃止世帯では、「死亡」36.1パーセント、「不労収入の増加」14.9パーセント、「勤労収入の増加」9.2パーセントの順になっている。

表3-6-2 理由別、開始・廃止状況の推移

(単位：%)

年度	理由						年度	理由					
	傷病	勤労収入の減少	不労収入の減少	主の死亡 離別不在 老衰	その他	傷病の 治癒		死亡	勤労収入 の増加	不労収入 の増加	その他		
開 始	15	36.2	20.3	22.8	5	15.7	廃 止	15	1.2	32	10.7	12.7	43.4
	16	33.1	16	25.5	5.8	19.6		16	0.9	31.5	13	13	41.5
	17	35.7	15.9	19.7	4.7	24		17	1.8	31.4	10.1	12.6	44.1
	18	34	10.9	18.7	5.6	30.8		18	0.9	31.3	12.1	10.4	45.3
	19	34.5	12.6	17.5	4.5	30.9		19	1.6	32.1	11.6	11.2	43.5
	20	28.7	18.3	18	3.9	31		20	1	36.1	9.2	14.9	38.8

(4) 労働力類型別開始廃止の状況

労働力類型別に開始・廃止世帯をみると、いずれも非稼働世帯が大半を占めており、平成 20 年度は表 3-6-3 のとおり開始世帯では 89.3 パーセントを非稼働世帯が占めている。稼働世帯（世帯主の稼働 8.9 パーセント、世帯員の稼働 1.8 パーセント）は 10.7 パーセントとなっている。

一方、廃止世帯の状況をみると、非稼働世帯が 86.2 パーセントを占めている。稼働世帯（世帯主の稼働 11.5 パーセント、世帯員の稼働 2.3 パーセント）は 13.8 パーセントとなっている。

廃止世帯の中で非稼働世帯が占める割合が高いが、その要因としては、年金制度及び福祉諸施策の充実が影響しているものと考えられる。

表 3-6-3 労働力類型別開始・廃止の状況の推移

(1) 開始 (単位：%)

年度	世帯主の稼働	世帯員の稼働	非稼働
15	9.6	4.5	85.8
16	9.5	3.5	87.0
17	9.5	3.5	87.0
18	9.5	2.5	88
19	9.1	2.2	88.7
20	8.9	1.8	89.3

(2) 廃止 (単位：%)

年度	世帯主の稼働	世帯員の稼働	非稼働
15	12.4	4.4	83.1
16	14.2	4.3	81.5
17	13	3.9	83.1
18	13.7	1.9	84.4
19	10.6	2.2	87.2
20	11.5	2.3	86.2

3 被保護世帯等の状況

被保護世帯数は、昭和 40 年代の末から減少傾向で推移してきたが、長びく景気の停滞等の影響を受け、平成 10 年度からは増加に転じている。

(1) 世帯人員別被保護世帯数

一世帯当たり人員の減少傾向は、平成 20 年 7 月 1 日現在で実施された第 61 回被保護者全国一斉調査の結果にも現われている。

それによると、表 3-6-4 のとおりで単身世帯が 75.1 パーセントと圧倒的に多く、2 人世帯の 16.0 パーセントと合わせて全世帯の 91.1 パーセントを占めている。

(2) 世帯類型別被保護世帯数

被保護世帯を世帯類型別にみると、表 3-6-5 のとおりの構成になっており、高齢者世帯の占める割合が高く 44.1 パーセントを占めている。次に傷病・障害者世帯が 35.3 パーセントを占めている。

このほか、その他世帯 15.1 パーセント、母子世帯 5.5 パーセントとなっているが、高齢、母子、傷病、障害といった、何らかの形で看護を要する世帯は 84.9 パーセントとその大半を占めている。

なお、高齢者の区分けは、従来女性は 60 歳以上であったが、平成 17 年度に男女とも 65 歳以上に変更されている。

表 3-6-4 世帯人員別非保護世帯 (H20.7.1 現在)

内訳	世帯人員	総	1	2	3	4	5	6	7 人以上
		数	人	人	人	人	人	人	人
世帯数 (世帯)		8,837	6,634	1,418	451	203	81	25	25
割合 (%)		100	75.1	16	5.1	2.3	0.9	0.3	0.3

表 3-6-5 世帯類型別世帯構成比の推移

(各年 7 月 1 日現在) (単位：%)

年度	世帯類型	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯
15		100	47.9	4.9	34.5	12.7
16		100	47.8	5.3	33.2	13.8
17		100	44.1	5.5	35.1	15.2
18		100	43.1	5.6	36.7	14.6
19		100	43.6	5.5	36.5	14.4
20		100	44.1	5.5	35.3	15.1

図3-6-1 世帯類型別非保護世帯数(20年度平均)

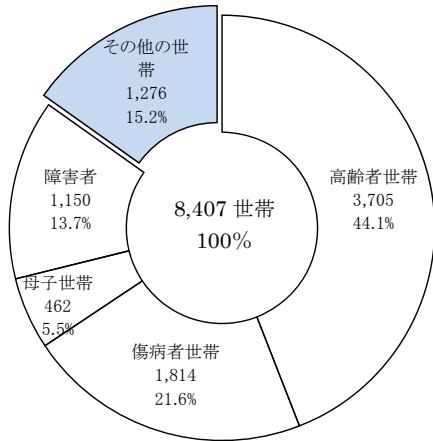
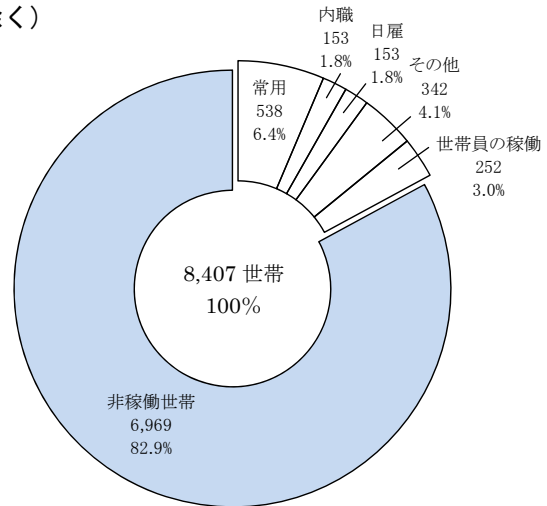


図3-6-2 労働力類型別世帯数(停止世帯を除く)



(3) 労働力類型別被保護世帯数

福祉行政報告例による平成19年度の労働力類型別世帯数の状況は、表3-6-6のとおりで、非稼働世帯が82.5%となった。また、稼働世帯について、その他の就労の占める割合は減少傾向が続いている中で、常用世帯の割合が増加した。一方、全国平均の非稼働世帯の割合は87.2%となっており、本県より高率である。

本県の非稼働世帯の比率が全国平均を下回っている理由として、小規模な野菜自給等の労働形態が多いことが挙げられる。

表3-6-6 労働力類型別世帯の推移

(単位：%)

労働力 類型 年度	稼働世帯					世帯員が 働いてい る世帯	非稼働世帯	総数
	世帯主が働いている世帯							
	計	常用	日雇	内職	その他			
15	13.1	4.6	1.4	1.3	5.7	3.8	83.2	100.0
16	13.6	5.3	1.7	1.3	5.3	3.6	82.8	100.0
17	13.8	5.8	1.7	1.5	4.8	3.6	82.6	100.0
18	13.9	5.7	1.7	1.5	5.0	3.6	82.5	100.0
19	14.1	6.1	1.7	1.8	4.5	3.4	82.5	100.0
20	14.1	6.4	1.8	1.9	4.0	3.0	82.9	100.0

(4) 被保護人員

平成20年度被保護人員は、前年度に比較し、453人増の11,747人となった。これは前年度比3.9パーセントの増加である。扶助別人員も、全体として増加傾向となっている。また、医療扶助人員は、昭和48年度以降減少していたが、平成10年度は増加に転じ、平成20年度には前年度より423人多い9,318人となった。

次に、平成20年7月1日現在で実施された第62回被保護者全国一斉調査により、年齢別、性別に被保護人員をみると表3-6-8のとおりで、年齢別では60歳以上の割合が52.8パーセントを占め最も高く、性別では女子が54.8パーセントを占め男子を上回っている。

被保護人員の年齢別構成の推移をみると、表3-6-9のとおりとなっており、この中で特に高齢者についてさらに区分してその推移をみると、表3-6-10のとおりとなっている。

表3-6-7 扶助別、被保護人員の推移

(年度平均) (単位：人)

扶助別	15	16	17	18	19	20
被保護人員	9,458	10,171	10,760	11,120	11,294	11,747
生活扶助	8,317	8,942	9,449	9,798	9,934	10,411
住宅扶助	5,627	6,265	6,770	7,135	7,287	7,744
教育扶助	645	701	771	803	790	828
介護扶助	1,002	1,135	1,308	1,374	1,488	1,638
医療扶助	7,617	8,155	8,676	8,735	8,895	9,318

表3-6-8 年齢別、性別被保護人員

(平成20年7月1日現在) (単位：人)

性別	人員			
	0～5歳	6～14歳	15～59歳	60歳以上
男	110	432	2,291	2,303
女	107	399	2,016	3,697
計	217	831	4,307	6,000

表3-6-9 年齢別被保護人員の推移

(各年度7月1日現在) (単位:人、%)

年齢 年度	0～ 5歳	6～ 14歳	15～ 59歳	60歳 以上	計
15	180 (2.0)	645 (7.1)	3,567 (39.3)	4,682 (51.6)	9,074 (100.0)
16	210 (2.1)	706 (7.2)	3,884 (39.4)	5,057 (51.3)	9,857 (100.0)
17	208 (2.0)	798 (7.6)	4,055 (38.8)	5,380 (51.5)	10,441 (100.0)
18	210 (2.0)	805 (7.5)	4,172 (39.0)	5,503 (51.5)	10,690 (100.0)
19	215 (2.0)	817 (7.5)	4,230 (38.8)	5,641 (51.7)	10,903 (100.0)
20	217 (1.9)	831 (7.4)	4,307 (37.9)	6,000 (52.8)	11,355 (100.0)

表3-6-10 高齢者の推移

(各年度7月1日現在) (単位:人)

年齢 年度	14	15	16	17	18	19	20
60～64歳	855	947	1,038	1,175	1,153	1,169	1,272
65～69歳	974	976	1,041	1,044	1,092	1,117	1,185
70～79歳	1,676	1,844	1,944	2,009	2,054	2,086	2,126
80歳以上	819	915	1,034	1,152	1,204	1,269	1,417
計	4,324	4,682	5,057	5,380	5,503	5,641	6,000

(5) 保護率

保護率の動きをみると、昭和39年度の25.3パーミルをピークに年々減少傾向にあったが、平成11年度に増加に転じた。

保護率は、昭和57年度から全国平均を下回っている。

東北六県の比較においては、表3-6-11のとおり青森の18.0パーミル、秋田の11.5パーミル、宮城の9.1パーミルに次いでいる。

次に各市福祉事務所及び各広域振興局等の保護率の状況をみると、表3-6-12のとおりで、前年度に比較し、大多数の市及び広域振興局等で増加している。なお10パーミル以上の高い保護率を示している地域は、盛岡市、宮古市、久慈市、釜石市、釜石地方振興局、宮古地方振興局、久慈地方振興局及び二戸地方振興局の8カ所である。

表3-6-11 全国・東北各県の保護率の状況

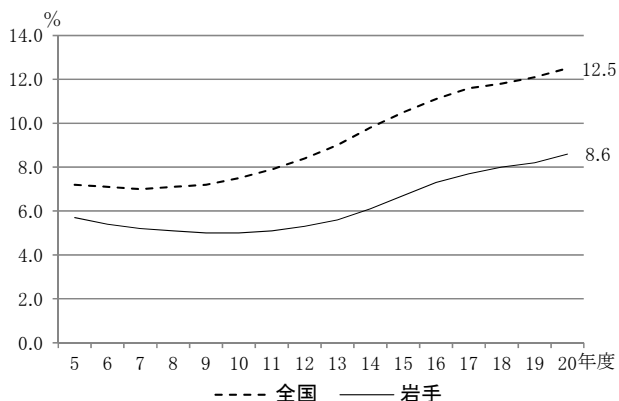
(月平均) (単位:‰)

年度 県名	15	16	17	18	19	20
岩手	6.7	7.3	7.7	8	8.2	8.6
全国	10.5	11.1	11.6	11.8	12.1	12.5
青森	14.5	15.3	16.2	16.9	19.6	18
秋田	10.5	10.5	11	11	12.1	11.5
宮城	7.2	7.3	7.8	8.2	8.9	9.1
山形	4	4.2	4.2	4.3	4.4	4.4
福島	6.7	6.8	7.0	7.2	8.3	7.5

表3-6-12 岩手県の保護率の状況 (単位:‰)

福祉事務所 等名	15	16	17	18	19	20
盛岡市	8	9.1	10	10.5	11.3	12.2
宮古市	11.8	12.5	12.8	13.1	13.4	13.5
大船渡市	3.9	4.1	4.5	4.5	4.6	4.6
花巻市	5.4	6	6.5	6.5	6.7	7.1
北上市	3.6	4.1	4.5	4.7	4.8	5.3
久慈市	8.8	9.4	9.9	10.2	10.2	10.3
遠野市	4.4	4.6	5.2	5.6	5.8	6.8
一関市	6.1	6.9	6.5	6.2	6.3	6.7
陸前高田市	4	4.2	4.6	5	5.1	5.3
釜石市	9.1	10.6	11.7	12.4	12.9	13.5
二戸市	5.9	6.5	6.8	7.5	8.1	8.7
八幡平市	—	—	7	6.9	7	7
奥州市	—	—	4.8	4.6	4.3	4.3
市部平均	6.7	7.4	7.8	7.9	8.1	8.1
盛岡	5.2	5.6	5.8	5.7	5.8	5.9
県南	3.1	3.2	3	3.9	3.9	3.8
大船渡	3.3	3.4	3.9	3.6	3.2	3.5
釜石	17.3	17.3	17.7	18.1	18.7	17.8
宮古	15.7	16.9	18.3	18.5	18.4	18.3
久慈	10	10.3	10.6	10.7	10.8	11.1
二戸	9.6	9.3	9.5	10.4	10.9	10.7
郡部平均	6.8	7.1	7.6	8.5	8.6	8.6

図3-6-3 保護率の推移 (資料:生活保護速報)



(6) 医療扶助

医療扶助率（医療扶助人員の被保護人員に対して占める割合）は、表3-6-13のとおりで19年度を0.5パーセント上回る79.3パーセントとなっている。

医療扶助率と入院率の推移をみると、ともに減少傾向にある。

これを全国平均に比較してみると、医療扶助率は全国平均を下回っている。

病類別扶助人員の状況は表3-6-15及び表3-6-16のとおりで、入院患者のなかで精神疾患の患者が50.1パーセントを占めており、このことが結果的に、医療の長期化と同時に被保護世帯の自立を大きく阻害していると考えられる。

4 保護費の状況

保護費総額は168億6,492万円で、1ヶ月平均14億0,541万円となっている。

また、保護費総額に占める各扶助費の割合は表3-6-17のとおりであるが、医療扶助費が88億6,343万円となっており、保護費総額に占める割合が圧倒的に高い。

被保護者一人当たりの保護費の状況を見ると、平成20年度は121,404円となっている。

また、図3-6-5のとおり生活扶助費は、受給者一人当たり平成10年度47,973円であったものが、平成20年度には45,218円、医療扶助費では、99,836円が、79,264円となっている。

表3-6-13 医療扶助率と入院率 (各年度平均)

年度	区分	15	16	17	18	19	20
	医療扶助率	岩手	80.5	80.2	80.6	78.8	78.8
全国		80.5	81.1	81.8	81	80.9	80.5
入院率	岩手	13.6	12.9	12.5	13.1	9.6	9.1
	全国	12.2	11.5	10.9	10.6	8.2	7.7

表3-6-14 医療扶助人員の推移

(月平均) (単位：人)

年度	区分	総数		入院		入院外	
		人員	指数	人員	指数	人員	指数
15		7,616	108.6	1,033	99.4	6,583	110.1
16		8,154	116.2	1,056	101.6	7,098	118.7
17		8,676	123.7	1,088	104.7	7,588	126.9
18		8,735	124.5	1,145	110.2	7,589	127
19		8,895	126.8	1,084	104.3	7,812	130.7
20		9,318	132.8	1,070	103	8,249	138

(注) 指数は、14年度を100とした。

表3-6-15 病類別医療扶助人員の状況

病類	人員	延人員(人)	月平均(人)	比率(%)
	入院	精神疾患	6,300	525
その他		6,288	524	49.9
小計		12,588	1,049	100
入院外	精神疾患	3,624	302	3.8
	その他	75,244	7,937	76.2
	小計	98,868	8,239	100

表3-6-16 病類別医療扶助人員の推移

(各年度月平均) (単位：人)

病類	人員	15	16	17	18	19	20
	入院	精神疾患	652	637	639	617	592
その他		382	419	448	528	492	524
小計		1,033	1,056	1,088	1,145	1,084	1,049
入院外	精神疾患	1,277	1,458	1,548	379	365	302
	その他	5,306	5,640	6,040	7,211	7,446	7,937
	小計	6,583	7,098	7,588	7,590	7,811	8,239
合計		7,016	8,154	8,676	8,735	8,895	9,288

図3-6-4 扶助費の年度別推移 (単位：円)

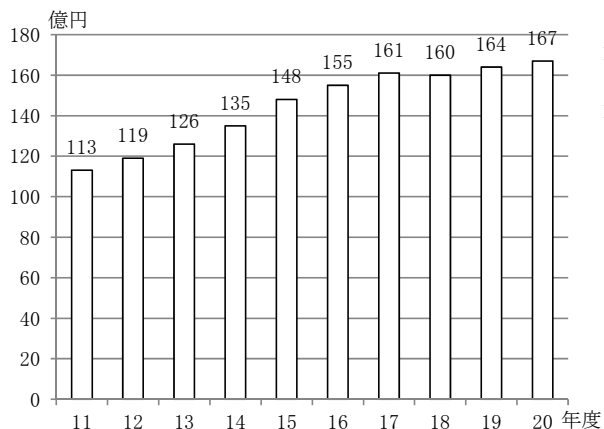
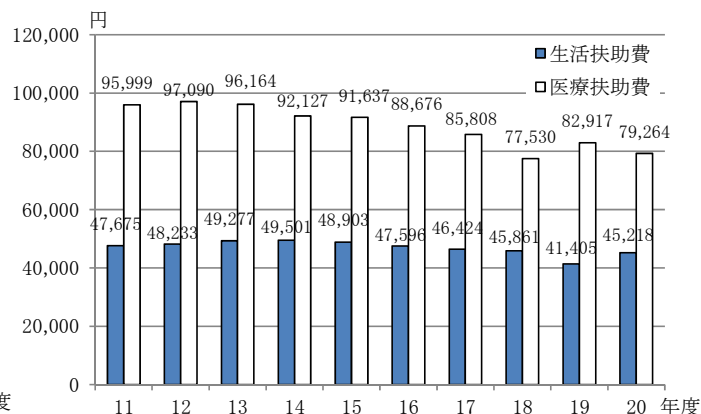


図3-6-5 1人1ヵ月平均の生活扶助費、医療扶助費の推移 (単位：円)



5 保護施設

保護施設は、身体上又は精神上独立して生活を営むことのできない人々への生活の場を提供し、生活扶助を行うものである。県内には、救護施設の好地荘(定員 70 人)、松山荘(定員 100 人)が設置されている。

表 3-6-17 保護費の支払い状況

(単位：千円)

扶助の種類	扶助費	構成比
生活扶助	5,649,043	33.5
住宅扶助	1,448,545	8.6
教育扶助	76,367	0.5
介護扶助	377,022	2.2
医療扶助	8,863,430	52.5
その他扶助	72,917	0.4
施設事務費	377,595	2.3
総 額	16,864,919	100

II 生活福祉資金貸付

1 概 要

昭和 30 年に創設された世帯更生資金は、平成 2 年 10 月に貸付対象世帯として低所得世帯、身体障害者世帯に新たに知的障害者世帯、高齢者世帯を加えるとともに、名称も生活福祉資金に改正され、平成 13 年度から新たに離職者支援資金が、平成 14 年度から緊急小口資金及び長期生活支援資金が創設された。平成 19 年度から要保護者向け長期生活福祉資金が、平成 20 年度からは自立支援対応資金が創設された。本資金は、低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的としており、資金の貸付と民生委員・児童委員の援助指導が並行して行われることが特色である。

2 貸付状況等

貸付資金の種類は、更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、緊急小口資金、災害援護資金、離職者支援資金及び長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金、自立支援対応資金であり、それぞれ必要に応じて貸付を行っている。

貸付決定状況は表 3-6-18 のとおりであり、平成 20 年度は、前年度に比べ件数で 150 件(45.0%)の増、金額で 113,303 千円(34.5%)の増となった。

表 3-6-18 貸付決定状況

(単位：千円、件)

年 度	16	17	18	19	20
金 額	249,477	197,568	230,752	328,616	441,919
件 数	259	187	213	333	483

また、資金種類別貸付状況は表 3-6-19 のとおりである。

表 3-6-19 資金種類別貸付状況

(単位：千円、%)

区 分	16		17		18		19		20	
	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比
更 生 資 金	12,205	4.9	4,478	2.3	8,941	3.9	8,640	2.6	4,972	1.1
障害者更生資金	1,820	0.7	0	0	0	0	0	0	0	0
福 祉 資 金	9,130	3.7	3,830	1.9	2,380	1	18,838	5.7	16,570	3.8
住 宅 資 金	10,920	4.4	14,699	7.5	600	0.2	0	0	0	0
修 学 資 金	195,970	78.6	165,444	83.7	199,596	86.5	284,490	86.6	349,797	79.2
療養・介護資金	13,272	5.3	2,387	1.2	1,744	0.8	8,932	2.7	3,657	0.8
災害援護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500	0.3
離職者支援資金	4,920	1.9	5,600	2.8	5,300	2.3	0	0	8,600	2
緊急小口資金	1,240	0.5	1,130	0.6	1,106	0.5	3,530	1.1	8,530	1.9
長期生活支援資金	0	0	0	0	11,085	4.8	0	0	0	0
要保護世帯向け長期生活支援資金	0	0	0	0	0	0	4,186	1.3	48,293	10.9
自立支援対応資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	249,477	100	197,568	100	230,752	100	328,616	100	441,919	100

3 償還状況

貸付金の償還状況をみると、制度発足以来の累計貸付金額 106 億 6,533 万円に対して 89 億 3,194 万円償還され、償還率は 83.8 パーセントとなっている。

一方、平成 20 年度末での未償還額は 17 億 2,144 万円である。

4 原資助成等の状況

貸付原資は、県の補助金が充てられているが、当該助成状況は表3-6-20のとおりである。

また、生活福祉資金の運営事務費は、貸付金利子等が充てられているが、県では、資金の適正かつ迅速な運営が行われるよう県社協事務費、民生委員実費弁償費及び市町村社協事務費等について助成している。平成20年度の助成額は18,027千円である。

表3-6-20 貸付原資助成状況（生活福祉資金）

（単位：千円）

年度	16	17	18	19	20
原資補助金	0	0	0	0	0
原資累計額	3,123,892	3,123,892	3,123,892	3,123,892	3,123,892

第7 国民健康保険

1 概要

国民健康保険は、35市町村、1国保組合によって運営されている（平成21年3月31日現在）。

事業としては、被保険者の疾病、負傷に対する療養の給付のほか入院時食事療養費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給が行われた。

また、被保険者の健康の保持、増進のための保健事業が実施された。

保険者の財政状況は、事業勘定の収支状況でみると、県全体としては、黒字額は前年度を上回った。

また、診療施設の収支状況では、51施設のうち8施設が赤字決算となった。

2 適用状況

国保加入世帯数及び被保険者数の推移は表3-7-1のとおりで、平成20年度から75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯数及び被保険者数が減少している。

また、国保加入率は表3-7-2のとおりで、県人口に占めるその割合（加入率）は、平成15年度以降は39%代で推移していたが、平成20年度は後期高齢者医療制度の開始に伴い低下した。

表3-7-1 国保加入世帯数及び被保険者数の状況

（単位：世帯、人）

年度	世帯数			被保険者数			1世帯当り被保険者数
	総数	市町村	国保組合	総数	市町村	国保組合	
16	266,316	263,724	2,592	552,454	548,017	4,437	2.1
17	269,588	267,198	2,390	550,764	546,628	4,136	2
18	270,763	268,352	2,411	543,614	539,524	4,090	2
19	270,766	268,287	2,479	534,530	530,399	4,131	2
20	215,232	212,760	2,472	391,812	388,010	3,802	1.8

表3-7-2 国保加入率

（単位：人）

区分	人口	国民健康保険被保険者	その他	国保加入率
	(A)	(B)		(B) / (A)
16	1,396,637	552,453	844,184	39.56
17	1,388,164	550,764	837,400	39.68
18	1,377,666	543,614	834,052	39.46
19	1,366,652	534,530	832,122	39.11
20	1,355,205	388,010	967,195	28.63

（注）人口：住民基本台帳登録人口

3 保険給付状況

平成20年度の保険給付の状況は表3-7-3のとおりで、老人保健制度の廃止及び後期高齢者医療制度の開始に伴い、診療費の金額・受診率ともに減少している。

また、葬祭給付及び出産育児一時金等についても減少している。

表 3-7-3 保険給付状況

区分 年度	診療費						合計 (診療費)		受診率	1件当りの費用額 (診療費) (円)	1人当りの費用額 (診療費) (円)	
	入院		入院外		歯科		金額 (円)	金額 (千円)				
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)						
16	212,416	84,334,554	5,349,951	66,355,445	664,404	11,128,491	6,226,771	161,818,490	1,126.24	25,998	292,683	
17	217,578	85,071,333	5,411,741	68,085,996	690,855	11,299,158	6,320,174	164,456,479	1,140.11	26,021	296,666	
18	213,889	83,677,740	5,415,910	66,892,839	708,511	11,178,407	6,338,310	161,748,987	1,154.02	25,519	294,498	
19	212,742	85,725,511	5,472,412	68,251,563	697,643	10,965,772	6,382,797	164,942,846	1,180.24	25,842	304,996	
20	95,637	39,523,372	3,223,677	36,909,749	534,323	8,246,978	3,853,637	84,680,098	980.9	21,974	215,544	
対前年比	16	0.98	1.033	1.001	1.022	1.052	1.028	1.014	1.013	0.999	0.998	0.996
	17	1.024	1.009	1.012	1.026	1.04	1.015	1.015	1.016	1.012	1.001	1.014
	18	0.983	0.984	1.001	0.982	1.026	0.989	1.003	0.989	1.012	0.981	0.993
	19	0.995	1.024	1.01	1.02	0.985	0.981	1.007	1.02	1.023	1.013	1.036
	20	0.45	0.461	0.589	0.541	0.766	0.752	0.604	0.513	0.831	0.85	0.707

(注1) 老人保健法に基づく医療給付を含む。

(注2) 受診率 = (診療件数 ÷ 被保険者数年度平均) × 100

(参考)

年度 区分	薬剤の支給		
	件数 (件)	金額 (千円)	
16	2,671,577	31,448,529	
17	2,804,574	34,585,573	
18	2,945,734	35,580,759	
19	3,097,699	38,303,067	
20	1,888,779	20,709,073	
対前年比	16	1.054	1.075
	17	1.05	1.1
	18	1.05	1.029
	19	1.052	1.077
	20	0.61	0.541

表 3-7-3 保険給付状況 (つづき)

年度	療養諸費負担区分			
	保険者負担分 (千円)	一部負担金 (千円)	他法負担分	
			他法優先 (千円)	国保優先 (千円)
16	166,196,581	35,221,297	0	1,318,120
17	171,261,871	35,738,425	121,271	1,352,758
18	168,941,358	35,289,450	172,086	1,197,267
19	174,004,048	36,176,713	161,554	1,152,033
20	79,708,278	26,608,475	0	2,988,117

年度	その他の給付						高額療養費	
	葬祭給付		出産育児一時金等		計		件数 (件)	金額 (千円)
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)		
16	9,511	287,770	1,783	544,860	11,294	832,630	198,655	8,300,935
17	10,112	302,810	1,644	503,140	11,756	805,950	206,029	8,432,635
18	10,094	304,730	1,544	504,450	11,638	809,180	217,483	8,270,990
19	10,324	310,902	1,455	506,750	11,779	817,652	227,384	8,507,517
20	2,721	82,326	1,302	460,380	4,023	542,686	131,477	8,230,619

4 国保財政

(1) 事業勘定

事業勘定における収支状況 (形式収支) は表 3-7-4 のとおりで、県全体としては、50 億 5,115 万円の黒字で、前年度に比べ、12 億 7,033 万円の増加となっている。

(2) 直診勘定 (診療所)

直診勘定による施設は 44 施設で、その収支状況は表 3-7-5 のとおりとなっている。平成 20 年度の収支差引額は 1 億 2,913 万 1 千円の黒字で、前年度より 5,671 万円増加している。

このうち、黒字施設は38施設で1億3,828万4千円の黒字、赤字施設は6施設で915万3千円の赤字となっている。

(3) 企業会計（病院）

地方公営企業法の一部適用を受ける施設は7施設で、その収支状況は表3-7-6のとおりとなっている。平成20年度の当年度損失は2億7,944万8千円で前年度より2億4,854万9千円減少している。

このうち、黒字施設は5施設で1億5,848万9千円の黒字、赤字施設は2施設で4億3,793万7千円の赤字となっている。

また、前年度以前の累計赤字額を含めた翌年度繰越損益は47億9,553万1千円の赤字となっている。なお、黒字施設は4施設で6億7,592万円の黒字、赤字施設は3施設で54億7,145万1千円の赤字となっている。

表3-7-4 国保特別会計（事業勘定）収支状況 (単位:千円)

年度	歳 入				歳 出			差 引
	保 険 税	国庫支出金	そ の 他	計	保険給付	そ の 他	計	
16	38,904,911	46,753,456	36,334,747	121,993,114	77,956,560	39,489,432	117,445,992	4,547,121
17	39,218,440	43,475,816	44,182,422	126,876,678	83,678,682	38,827,150	122,505,832	4,370,847
18	39,371,311	40,881,752	52,492,710	132,745,773	85,413,596	42,834,786	128,248,382	4,497,392
19	39,658,951	40,148,341	62,813,782	142,621,074	90,522,774	48,317,482	138,840,256	3,780,817
20	31,347,878	35,684,448	71,397,735	138,430,061	88,982,490	44,396,421	133,378,911	5,051,150

表3-7-5 国保特別会計（直診勘定）収支状況 (単位:千円)

年度	歳 入						
	診療収入	国庫支出金	県支出金	繰入金	繰越金	その他	計
16	3,452,116	1,314	4,022	1,362,037	215,980	257,583	5,293,052
17	3,361,616	1,450	1,296	1,414,724	217,223	370,996	5,367,305
18	3,143,501	50,350	0	1,644,927	183,938	456,400	5,479,116
19	3,220,269	11,388	0	1,557,121	77,316	177,806	5,043,901
20	3,278,288	6,232	0	1,454,817	72,422	359,722	5,171,481

年度	歳 出						収支差引額
	総務費	医業費	施設設備費	公債費	その他	計	
16	2,964,183	1,614,518	96,341	352,350	207,855	5,235,247	57,805
17	2,918,185	1,639,245	127,463	395,334	163,964	5,244,191	123,114
18	3,075,841	1,503,026	352,334	367,707	102,892	5,401,800	77,316
19	3,001,193	1,533,882	65,481	363,731	7,192	4,971,480	72,422
20	2,967,157	1,680,082	127,951	267,118	42	5,042,350	129,131

表3-7-6 国保特別会計（企業勘定）収支状況 (単位:千円)

年度	収 益					費 用	
	医業収益	他会計補助	国・県補助金	その他の医業外収益	計	給与費	材料費
16	9,042,491	275,874	8,400	1,104,480	10,431,245	5,992,711	2,311,457
17	8,437,242	693,586	17,946	626,690	9,775,460	5,660,792	2,034,697
18	7,494,851	1,200,484	16,524	1,341,748	10,053,611	5,160,847	1,845,189
19	7,231,110	733,864	7,353	1,441,641	9,413,969	4,951,278	1,802,535
20	6,723,712	644,053	14,001	1,562,392	8,944,158	4,706,618	1,588,253

費 用						損 純 益 (利)	累積赤字額
経費	減価償却費	資産減耗費	研究研修費	医業外費用	計		
1,452,674	626,868	10,630	35,793	434,878	10,865,011	△433,766	△4,716,574
1,535,570	604,522	17,259	33,792	434,437	10,321,069	△545,609	△4,769,127
1,400,192	615,754	21,925	30,159	1,273,694	10,347,760	△294,151	△4,844,841
1,356,356	582,852	14,946	28,165	1,205,835	9,941,967	△527,998	△4,707,665
1,282,377	490,049	11,078	27,881	1,117,350	9,223,606	△285,747	△4,795,531

5 国保診療施設運営費助成

国民健康保険診療施設のうち、当該地域の医療供給上欠くことのできない施設で、かつ、経常収支において赤字となり経営が困難な不採算診療所に対し運営費を補助していたが平成16年度から廃止した。(表3-7-7)

6 診療施設

診療施設の状況は表3-7-8のとおりである。

7 高額療養資金貸付制度

国民健康保険の被保険者で、医療費の支払いが困難な者に、高額療養費が支給されるまでの間、市町村が一時支払資金を融資する目的で「高額療養資金貸付制度」が、昭和52年7月1日から全市町村で実施されている。

平成20年度におけるこの制度の利用状況は次のとおりである。

貸付件数	513件
貸付金額	56,492千円
1件当たり平均貸付金額	110,121円

表3-7-8 診療施設の状況 (20. 3. 31現在)

年度		16	17	18	19	20	
区分							
保険者数 (一部事務組合含む)		34	22	20	20	20	
施設 (か所) 数	総 数	50	47	49	52	51	
	病 院	9	9	8	8	7	
	有床診療所	11	11	12	13	14	
	無床診療所	23	21	21	22	22	
	出張診療所	7	6	8	9	8	
病 (床 数)	総 数	937	937	891	883	789	
	病 院	790	790	725	704	607	
	診 療 所	147	147	166	179	182	
職 員 数 (人)	総 数	(27)1,189	(34)1,147	(20)1,108	(24)1,111	(48)1,074	
	医 師 数	総 数	(9)175	(15)158	(4)148	(5)149	(6)149
		一般医	(5)147	(12)133	(4)119	(5)120	(5)119
		歯科医	(4)28	(3)25	29	29	(1)30
	薬剤師数	28	28	26	25	22	
	看護師数	(1)381	(5)382	(6)380	(6)381	(6)382	
	技術職員数	(12)351	(6)334	(4)309	(5)314	(15)289	
	事務職員数	(6)155	(8)151	(7)158	(9)154	(15)160	
	そ の 他	98	94	(1)85	(1)86	(6)72	

(注) () 兼務職員(当該市町村の直診勘定によって経理を行っている他の職員)再掲休診を含まない。

第8 後期高齢者医療制度

1 概 要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者及び64歳以上74歳以下で一定の障害がある高齢者を対象にした独立した医療保険制度で、平成20年4月に施行された。

制度の運営は、保険料徴収については市町村が行い、財政については県内全市町村が加入する岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営する。

事業としては、被保険者の疾病、負傷に対する療養の給付のほか入院時食事療養費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給が行われた。

また、被保険者の健康の保持、増進のための保健事業が実施された。

表3-7-7 国保診療施設運営費助成状況

(単位：千円)

年度	保険者数	施設数	立地条件	補助額
11	10	10	第1種 4施設	25,775
			第2種 6施設	
12	9	9	第1種 5施設	25,729
			第2種 4施設	
13	8	8	第1種 4施設	20,679
			第2種 4施設	
14	3	3	第1種 2施設	7,056
			第2種 1施設	
15	5	5	第1種 3施設	11,641
			第2種 2施設	
16～	廃止			

2 適用状況

被保険者及び加入率は表3-8-1のとおりである。

表3-8-1 被保険者数及び加入率 (単位:人)

区分 年度	人口 (A)	後期高齢者 医療制度被 保険者 (B)	国民健康保 険被保険者	その他	後期高齢者 医療制度加 入率 (%) (B)/(A)

(注) 人口: 住民基本台帳登録人口

3 保険給付状況

平成20年度の保険給付の状況は表3-8-2のとおりである。

表3-8-2 保険給付状況

区分 年度	診療費(費用額)						合計 (診療費)	
	入院		入院外		歯科		件数 (件)	金額 (千円)
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)		
20	134,542	55,119,546	2,674,992	35,568,608	203,380	3,464,590	3,012,914	94,152,744

区分 年度	受診率	1件当り の費用額 (診療費) (円)	1人当り の費用額 (診療費) (円)
		20	1619.47

(注1) 20年度は20年4月～21年2月受診分(11か月分)

(注2) 受診率 = (診療件数 ÷ 被保険者数年度平均(20年度: 186,043人)) × 100

(参考)

区分 年度	調剤	
	件数 (件)	金額 (千円)
20	1,587,825	22,727,387

表3-8-2 保険給付状況(つづき)

年度	療養諸費負担区分		
	保険者負担分 (千円)	一部負担金 (千円)	他法負担分 (千円)
20	83,939,642	10,099,151	113,951

年度	その他の給付						高額療養費	
	葬祭給付		その他		計		件数 (件)	金額 (千円)
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)		
20	9,651	289,530	0	0	9,651	289,530	415,458	3,199,579

4 保険者の収支状況

岩手県後期高齢者医療広域連合の収支状況は表3-8-3のとおりで、平成20年度は35億3,038万円の黒字となっている。

表3-8-3 収支状況 (単位:千円)

年度	歳入						計
	市町村負担金		国庫支出金	県支出金	後期高齢者 交付金	その他	
	保険料 負担金	その他					
20	7,212,589	11,858,594	39,771,797	9,352,369	47,094,384	500,934	115,790,667

年度	歳出					計	収支差引額
	総務費	保険給付費	保健事業費	財政安定化 基金拠出金	その他		
20	403,969	111,570,988	172,554	105,838	6,938	112,260,287	3,530,380

第9 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

1 概要

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の各種援護法に基づいて実施している。これらの援護施策は、逐年援護対象の拡大と給付内容の改善が図られてきているが、援護対象者の高齢化が進んでいるところから、平成20年度も前年度に引き続き、申請書等の正確かつ迅速な処理と権利者の失権防止に重点をおいて事業の推進を図った。

また、中国帰国者援護については、関係機関等と連携を図りながら援護施策の充実強化に努めた。

2 遺族等の援護

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護

(援護法昭和27年法律第127号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法は、昭和27年公布施行以来逐年改正が行われ、戦没者等の遺族に対する援護の範囲を拡大するとともに遺族年金等の増額等が行われた。法施行以来の事務処理状況(申請受理及び進達)は表3-9-1のとおりである。

(2) 公務扶助料及び特例扶助料

公務扶助料等の処理状況(申請受理及び進達)は表3-9-2のとおりである。

(3) 戦没者等の妻に対する特別給付金

(支給法昭和38年法律第61号)

戦没者等の妻に対する特別給付金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。

その裁定状況は表3-9-3のとおりである。

(4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

(支給法昭和40年法律第100号)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。

その裁定状況は表3-9-4のとおりである。

(5) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

(支給法昭和41年法律第109号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。

その裁定状況は表3-9-5のとおりである。

(6) 戦没者の父母等に対する特別給付金

(支給法昭和42年法律第57号)

戦没者の父母等に対する特別給付金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。

その裁定状況は表3-9-6のとおりである。

表3-9-1 戦傷病者・戦没者遺族等援護法施行事務処理状況(申請受理及び進達) (単位:件)

給付種別	処理区分	受付数		処理数	
		昭27～19年度	20年度	昭27～19年度	20年度
軍人遺族年金	遺族弔慰金	34,165	2	34,165	2
準軍属	遺族給与金	1,281	1	1,281	1
軍人遺族	遺族一時金	168	0	168	0
軍人障害年金	障害一時金	449	0	449	0
軍属準軍属	計	36,063	3	36,063	3

表3-9-2 公務扶助料等の処理状況(単位:件)

区分		昭28～19年度	20年度	計
公務扶助料	受付	30,704	0	30,704
	処理	30,704	0	30,704
特例扶助料	受付	1,076	0	1,076
	処理	1,076	0	1,076
計	受付	31,780	0	31,780
	処理	31,780	0	31,780

表3-9-3 戦没者等の妻に対する特別給付金裁定状況

(単位:件)

年度	区分	受付	処理					
			裁定			他都道府県送付	取下げ	計
			可決	却下	計			
38～19		26,639	24,806	26	24,832	1,689	99	26,620
20		2	3	0	3	0	0	3
計		26,641	24,809	26	24,835	1,689	99	26,623

表 3-9-4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金裁定状況 (単位：件)

年度	区分	受 付	処 理					
			裁 定			他 都 道 府 県 送 付	取 下 げ	計
			可 決	却 下	計			
38～19		104,855	90,198	950	91,148	3,284	1,672	96,104
20		534	1,779	36	1,815	93	10	1,918
計		105,389	91,977	986	92,963	3,377	1,682	98,022

表 3-9-5 戦傷病者等の妻に対する特別給付金裁定状況 (単位：件)

年度	区分	受 付	処 理					
			裁 定			他 都 道 府 県 送 付	取 下 げ	計
			可 決	却 下	計			
41～19		7,911	7,247	221	7,468	459	38	7,965
20		14	14	0	14	1	0	15
計		7,925	7,261	221	7,482	460	38	7,980

表 3-9-6 戦没者の父母等に対する特別給付金裁定状況 (単位：件)

年度	区分	受 付	処 理					
			裁 定			他 都 道 府 県 送 付	取 下 げ	計
			可 決	却 下	計			
42～19		734	678	15	693	24	17	734
20		0	0	0	0	0	0	0
計		734	678	15	693	24	17	734

3 戦傷病者に対する援護

(1) 傷病恩給

傷病恩給請求書の処理状況は表 3-9-7 のとおりである。

(2) 療養の給付

戦傷病者の療養給付は表 3-9-8 及び表 3-9-9 のとおりである。

(3) 補装具の支給

戦傷病者に支給（修理）した補装具の件数及び金額は表 3-9-10 のとおりである。

(4) 戦傷病者手帳の交付

戦傷病者手帳を交付している戦傷病者は表 3-9-11 のとおりである。

(5) 戦傷病者乗車券引換証の交付

障害の区分（項症、款症、目症等）に応じて、平成 20 年度中に交付された戦傷病者乗車券引換証は表 3-9-12 のとおりである。

表 3-9-7 傷病恩給請求処理状況

(単位：件)

区分		昭和28～19年度	20年度	計
初度及び爾後	受付	2,685	2	2,687
	処理	2,685	2	2,687
再審査	受付	1,639	0	1,639
	処理	1,639	0	1,639
計	受付	4,324	2	4,326
	処理	4,324	2	4,326

表 3-9-8 療養給付者数（平成20年度末現在）

(単位：人)

病名	指定病院		その他		計	
	入院	通院	入院	通院	入院	通院
結核	0	3	0	2	0	5
精神病	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	6	0	6
計	0	3	0	8	0	11

表 3-9-9 療養の給付額

(単位：件、千円)

年度	入 院		通 院		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
13	35	13,308	411	5,796	446	19,104
14	26	11,130	462	6,167	488	17,297
15	31	16,372	364	4,945	395	21,316
16	25	12,768	332	4,214	357	16,982
17	7	4,089	306	3,961	313	8,051
18	13	5,588	221	3,486	234	9,074
19	16	6,497	205	3,000	221	9,497
20	3	994	183	2,850	186	3,844

4 旧軍人・旧軍属の恩給

(1) 普通恩給

昭和 21 年勅令第 68 号により廃止された旧軍人恩給は昭和 28 年法律第 155 号により復活され、いわゆる既裁定者として再び支給されることになった。その後、平成 20 年度までの申請処理件数は 8,874 件である。

(2) 加算普通恩給

昭和 36 年法律第 139 号から昭和 46 年法律第 81 号までの地域加算、抑留加算、戦地外戦務加算、職務加算を算入することにより、最短恩給年限に達し、普通恩給を支給されることになった者の処理状況は表 3-9-13 のとおりである。

(3) 普通扶助料

昭和 28 年法律第 155 号により復活した普通扶助料請求書の処理状況は表 3-9-14 のとおりである。

(4) 加算改定請求

昭和 48 年法律第 60 号により旧軍人等の加算年を、70 歳以上の者、妻、子、傷病者に給する普通恩給、扶助料については、その在職年が 40 年に達するまで恩給金額計算の基礎に算入することになった。その後昭和 50 年法律第 70 号により年齢 70 歳が 65 歳に引き下げられ、昭和 54 年法律第 54 号によりさらに年齢が 60 歳に引き下げられた。加算改定請求の処理状況は表 3-9-15 のとおりである。

(5) 一時恩給（一時扶助料）

ア 昭和 28 年法律第 155 号による一時恩給（引き続き実在職年 3 年以上最短恩給年限未滿）の申請処理件数は 2,437 件である。

イ 昭和 46 年法律第 81 号による一時恩給（引き続き実在職年が 3 年以上 7 年未滿で、下士官以上として 1 年以上在職した者）は、昭和 49 年法律第 93 号（下士官としての 1 年以上在職 1 回以上を 6 月以上に緩和）、昭和 50 年法律第 70 号（下士官以上として 6 月以上の在職を 6 月未滿に緩和及び兵にも支給する範囲拡大）の改正が行われ、条件の緩和が図られた。この一時恩給請求の処理状況は表 3-9-16 のとおりである。

(6) 一時金

昭和 53 年法律第 37 号により実在職年が合わせて 3 年以上ある者に、昭和 53 年 10 月 1 日から一時金が支給されることになった。

一時金請求の処理状況は表 3-9-17 のとおりである。

表 3-9-10 補装具の支給（修理）

（単位：件、千円）

年度	区分	支 給		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
13		13	2,276	7	456	20	2,732
14		7	1,063	4	190	11	1,253
15		11	1,820	7	453	18	2,273
16		7	1,350	4	104	11	1,454
17		10	2,250	1	102	11	2,352
18		2	911	4	252	6	1,163
19		1	69	4	320	5	389
20		3	867	4	426	7	1,293
年度内訳	義手	1	166	1	37	2	203
	義足	2	701	3	389	5	1,090
	その他	0	0	0	0	0	0

表 3-9-11 戦傷病者手帳交付者数

（平成 20 年度末現在）（単位：人）

障害種類	交付者数
視覚障害	34
聴覚障害	17
言語機能障害	4
し体不自由	292
中枢神経機能障害	11
その他	118
計	476

表 3-9-12 戦傷病者乗車券引換証交付者及び交付枚数（20 年度）

甲	106 人	339 枚
乙	115	476
甲・乙	21	—
計	242	815

表 3-9-13 加算普通恩給請求処理状況

（単位：件）

	昭和 36～19 年度	20 年度	計
受付	16,341	0	16,341
処理	16,341	0	16,341

表 3-9-14 普通扶助請求処理状況

（単位：件）

	昭和 36～19 年度	20 年度	計
受付	2,349	0	2,349
処理	2,349	0	2,349

表 3-9-15 加算改定請求処理状況

（単位：件）

	昭和 36～19 年度	20 年度	計
受付	13,716	0	13,716
処理	13,716	0	13,716

(7) 軍歴証明

公務員が旧軍人軍属在職期間を各共済組合等の期間に合算するための軍歴証明書の交付は、平成20年度は21件であった。

5 戦没者等の叙位叙勲の伝達

戦没者叙位及び叙勲について（昭和39年1月7日閣議決定）並びに生存者叙勲の開始について（昭和38年7月11日閣議決定）等による戦没者等の叙位叙勲の伝達状況は表3-9-18のとおりである。

6 法外援護

(1) 慰霊顕彰

1) 戦没者追悼式

① 全国戦没者追悼式

8月15日、日本武道館（東京都）で開催され、本県から遺族代表等49名が参列した。

② 岩手県戦没者追悼式

9月10日、盛岡市都南文化会館において実施し、遺族、来賓、約1,000名が参列した。

2) 戦没者慰霊巡拝

11月5日、沖縄県糸満市において沖縄「岩手の塔」慰霊祭を実施し、遺族代表等40名が参列した。

7 未帰還者及び中国帰国者の状況

(1) 未帰還者の状況

戦後62余年を迎えようとする今日、本県本籍の未帰還者は平成20年3月現在4人となっており、その内訳は表3-9-19のとおりである。

(2) 中国からの帰国者の状況

国交回復後の昭和48年以降、中国から本県への帰国者の状況は表3-9-20のとおりである。

(3) 帰国者援護

1) 日本語指導

日本語教室及び高齢者教室を表3-9-21のとおり中国帰国者通訳奉仕会に委託して実施した。

2) 通訳派遣

中国帰国者通訳奉仕会員の協力を得て、帰国者に対する通訳の派遣を行った。

表3-9-16 一時恩給請求処理状況

(単位：件)

	昭36～19年度	20年度	計
受付	16,783	8	16,791
処理	16,783	8	16,791

表3-9-17 一時金請求処理状況

(単位：件)

	昭36～19年度	20年度	計
受付	4,832	1	4,832
処理	4,832	1	4,832

表3-9-18 戦没者等の叙位叙勲の伝達状況

年度	戦没者			未伝達	
	勲記	勲章	位記	(定)勲章勲記	(未)位記
昭39～19	30,457	28,588	896	3,398 4,938	2,185
20	0	0	0	0 0	0
計	30,457	28,588	896	3,398 4,938	2,185

表3-9-19 身分別地域別未帰還者数

(単位：人)

区分	軍人	邦人	計
中国	—	3	3
ソ連(含樺太)	—	—	—
北朝鮮	—	1	1
計	—	4	4

表3-9-20 中国からの帰国者の状況

区分 年度	永住帰国		一時帰国	
	世帯数	人数	世帯数	人数
昭48～平4	67	289	97	203
5	11	51	1	1
6	3	13	0	0
7	6	20	0	0
8	2	8	1	1
9	1	5	0	0
10	1	5	0	0
11	3	17	0	0
12	0	0	2	2
13	0	0	1	1
14	0	0	1	1
15	0	0	0	0
16	0	0	0	0
17	0	0	0	0
18	0	0	0	0
19	0	0	0	0
20	0	0	0	0
計	94	408	103	209

表3-9-21 日本語指導助成状況

区分	対象世帯	同人数	委託金額
日本語指導	68世帯	191人	2,619,475円

第10 災害救助・人権啓発

1 災害救助

(1) 災害救助基金

災害救助法第37条に基づき、救助の費用の財源とするため、災害救助基金を積立てており、平成19年度における積立状況は、表3-10-1のとおりである。

表3-10-1 災害救助募金積立額状況

(単位：千円)

19年度末 積立額(A)	20年度 積立分(B)	20年度末積立 累計額(A)+(B)
504,236	3,815	508,051

(2) 災害救助法及び小災害見舞金等

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震により、県南部を中心に甚大な被害を受け、一関市、奥州市、北上市、金ヶ崎町、平泉町に災害救助法を適用し、表3-10-2の通り必要な応急救助を実施し、70,883千円の経費を要した。県の単独事業である小災害見舞金交付内規に該当する災害は発生しなかった。

(3) 災害弔慰金

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震の被災者で死亡した一関市及び滝沢村の遺族に対し、各500万円支給している。

表3-10-2 被害状況及び災害救助法による応急救助等の状況

被害状況	人的被害	死者	2人
		重傷者	9人
		軽傷者	28人
	住家の被害	全壊	2棟(2世帯6人)
		半壊	4棟(4世帯10人)
応急救助等の状況	災害救助法による応急救助		
	避難所の設置	公民館他 延6,841人	
	応急仮設住宅の供与	8戸(8世帯、26人)	
	食品の供与	延2,703食	
	飲料水の供給	総供給量 1,783,420ℓ	
	被服、生活必需品の給与	対象者 16人	
	学用品の給与	小学生5人、中学生2人 計129点	
	災害救助法以外の応急救助		
	被災高齢者受入れ	近隣市町村の特養ホーム等への受入れ体制確保	
	被災者健康管理の実施	保健師派遣による避難所・世帯訪問指導、こころのケア等	
	生活再建支援施策		
	被災者住宅再建支援事業	奥州市 1世帯(県単補助制度)	
	各種減免措置	岩手県が実施主体となっている各公費負担医療費の減免、	
相談窓口の設置	一関、奥州保健所等		

2 人権啓発

(1) 社会を明るくする運動

「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」ことを重点目標として、7月を中心に運動が展開され、広報・啓発活動やこの運動にふさわしい諸集会行事が企画された。

(2) 更生保護研究大会

犯罪と非行のない明るい岩手を目指して活動している更生保護関係者が、犯罪、非行対策等についての研究・研鑽に努めるとともに、志気の高揚と意識の統一を図る目的で、平成20年度は1,300名の更生保護関係者が参会した。

第4章 生活環境

第1 生活衛生関係営業

1 生活衛生関係営業施設

興行場営業、旅館業、公衆浴場業、理容業、美容業及びクリーニング業のいわゆる生活衛生関係営業は、県民の日常生活に極めて深い関係にあることから、衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図っている。

生活衛生関係営業施設数は、平成21年3月末現在9,441施設で平成20年3月末(9,438施設)に比べて、3施設(0.03%)増加している。

業種別では、前年同期に比べて美容所が122施設(4.0%)公衆浴場が10施設(3.8%)興行場が2施設(3.5%)増加し、旅館等が30施設(2.2%)クリーニング所が87施設(4.2%)理容所が14施設(0.5%)減少している。

2 監視及び指導

生活衛生関係営業施設における衛生水準の維持確保を図るため、各保健所に配置されている環境衛生監視員が衛生措置基準(換気、証明、防湿、清潔及び消毒等の基準)を適合させるため営業施設の監視指導を行っている。平成20年度中の監視指導施設数は延べ1,139件である。

3 経営の指導

生活衛生関係営業は、県内景気の低迷が長引き、大企業等の進出、消費者ニーズの多様化等により、その経営環境は依然として厳しい状況にある。県では、生活衛生関係営業の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者・消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された、財団法人岩手県生活衛生営業指導センターが行う経営指導等の各種事業に対し助成することにより、生活衛生関係営業の経営体質の強化、近代化を促進している。

第2 建築物衛生

1 特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によって、多数の人が使用又は利用する一定規模以上の興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の建築物の所有者(管理者)は、特定建築物としての届出及び建築物環境衛生管理基準に従い、その室内環境を維持させるため、建築物環境衛生管理技術者の選任が義務づけられている。

本県の特定建築物の届出件数は、平成20年度末で421件であり、用途別では事務所が最も多く131件(31.1%)、次いで旅館103件(24.5%)、店舗92件(21.9%)となっている。

2 監視及び指導

特定建築物については、保健所に配置されている環境衛生監視員が立入検査等により監視・指導を行っている。平成20年度の監視・指導状況は表4-1のとおりである。

なお、特定建築物以外の建物の維持管理についても必要に応じて指導を行っている。

表4-1 特定建築物監視、指導状況

(平成20年4月～21年3月)

特定建築物数	立入検査件数	検査率	改善命令件数
421	36	8.6	—

第3 水道事業

1 普及状況

平成20年度末における本県の水道普及率は、総人口1,344千人に対し給水人口1,248千人で92.8%であり、全国平均の普及率(平成20年度末97.5%)からみると低位にある(表4-2、表4-3)が、普及率は年々上昇している。市町村別普及率では最高99.9%、最低54.4%となっており、市町村間の格差は大きい。

表4-2 給水人口と普及率の推移

(単位：千人)

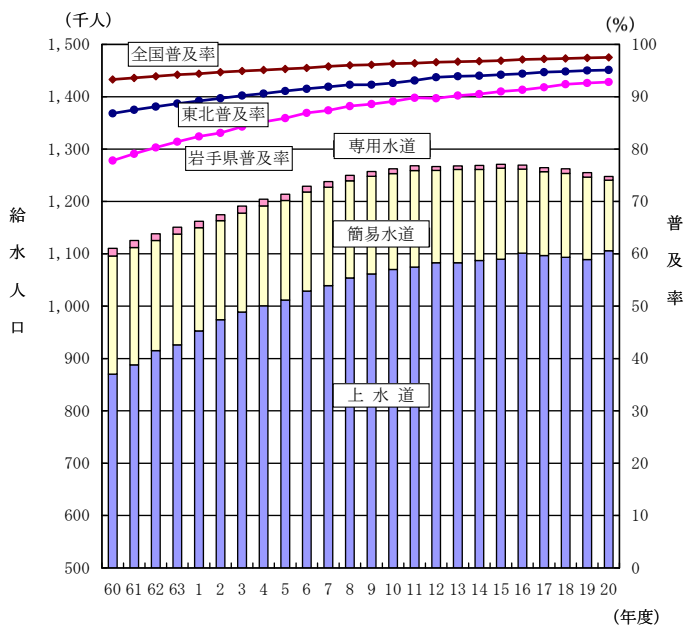
種 別		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)
総人口(A)	全 国	127,752千人	127,709千人	127,798千人	127,896千人	127,965千人
	岩手県	1,390千人	1,378千人	1,367千人	1,356千人	1,344千人
給水人口(B)	全 国	124,008千人	124,122千人	124,363千人	124,577千人	124,744千人
	岩手県	1,269千人	1,264千人	1,262千人	1,255千人	1,248千人
普及率(B/A)	全 国	97.10%	97.20%	97.30%	97.40%	97.50%
	岩手県	91.30%	91.80%	92.40%	92.60%	92.80%

(注) 飲料水供給施設に係る分は含まない。

表4-3 施設数と給水人口

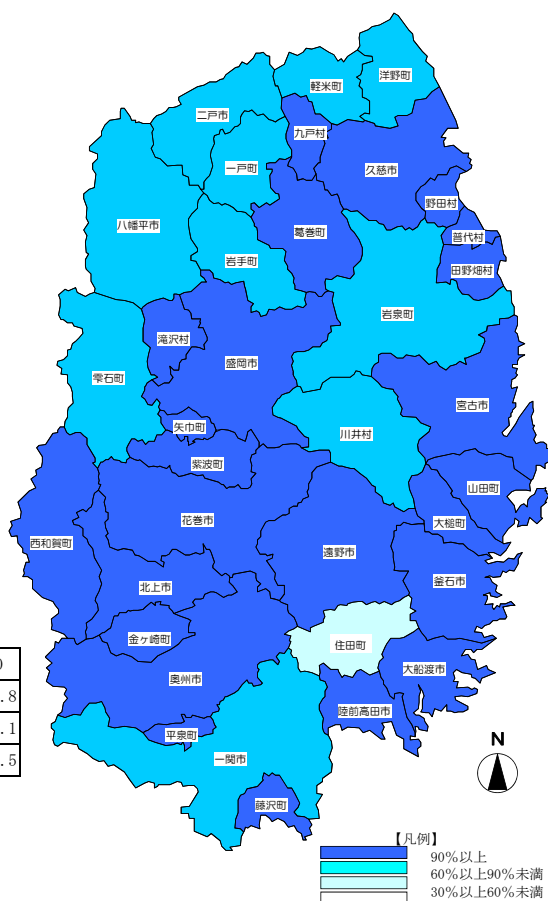
施設別	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口	施設数	給水人口
上水道	39	1,100,969人	36	1,096,537人	36	1,093,372人	36	1,088,951人	32	1,106,094人
簡易水道	178	160,920	180	160,390	179	159,977	174	157,451	149	134,681
専用水道	121	7,337	124	7,339	126	8,985	126	8,491	127	6,814
小 計	338	1,269,226	340	1,264,226	341	1,262,334	336	1,254,893	308	1,247,589
飲料水供給施設	89	4,556	87	4,484	98	4,647	74	3,529	70	3,362
合 計	427	1,273,782	427	1,268,710	439	1,266,981	410	1,258,422	378	1,250,951

図4-1 水道普及率の推移



年 度	昭50	60	平7	12	13	14	15	16	17	18	19	20
県普及率 (%)	63.4	77.8	87.4	89.7	90.2	90.5	91.0	91.3	91.8	92.4	92.6	92.8
東北普及率 (%)	77.7	86.8	91.9	93.7	93.9	94.0	94.2	94.4	94.7	94.8	95.0	95.1
全国普及率 (%)	87.6	93.3	95.8	96.6	96.7	96.8	96.9	97.1	97.2	97.3	97.4	97.5

図4-2 水道普及状況



2 水道施設の整備

平成20年度は、上水道の関係では、2市1企業団が国庫補助事業（補助金497,335千円）を実施した。なお、県では、奥州金ヶ崎行政事務組合構成市町（奥州市、金ヶ崎町）に対して24,259千円の補助（広域的水道整備促進費補助）を行った。

また、簡易水道等の関係では、一関市など13市町村（23地区）が国庫補助事業（補助金1,102,639千円）を実施した。なお、県では、洋野町（旧種市町）に対して嵩上げ補助（補助金19,696千円）を行った。

第4 廃棄物処理

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の現況

し尿、ごみなど主として住民の日常生活に伴って生ずる「一般廃棄物」については、市町村が策定した処理計画に従って処理が行われている。

この計画処理区域内のし尿の水洗化人口は、公共下水道の整備、浄化槽の普及等に伴い年々増加しており、総人口の62.5%（H20年度末）となっている。

下水道未整備地域におけるトイレの水洗化のため設置している浄化槽の数は、住民の水洗化要望の高まりに増加してきたが、下水道への接続や県人口の減少に伴う浄化槽の廃止等もあり、平成20年度末現在の設置数は46,147基となり、前年度比0.9%とわずかに減少した。

ごみ処理は、一般的に焼却により減量、安定化し、焼却残灰を埋め立てる方法が採用されている。平成20年度においては、処理量の82.9%が焼却（溶融含む）処理されている。

また、し尿、ごみの処理にあたっては、処理施設からの排水や排ガス等による二次的環境汚染の防止を図っている。

(2) 一般廃棄物処理施設の整備状況

平成20年度末におけるし尿処理施設は、16施設あり、その処理能力は1,956kl/日で、処理方式は好気性処理が15施設、嫌気性処理が1施設である。また、団地等で家庭雑排水とし尿とを併せて処理するコミュニティ・プラントが11か所あり、コミュニティ・プラント人口は、3,387人である。

平成20年度末のごみ処理施設の処理能力は、ごみ焼却処理施設2,109t/日、高速堆肥化施設40t/日、粗大ごみ処理施設372t/日である。

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の現況

産業廃棄物の排出量は、平成20年度で約567万tと推定されている。種類別では、最も多い家畜ふん尿が64.1%、次いでがれき類14.5%、汚泥13.4%等となっている。

(2) 産業廃棄物処理業者の状況

排出事業者は、自ら廃棄物を処理しない場合に、産業廃棄物処理業者にその処理を委託することができる。

本県における産業廃棄物処理業の許可業者数は、平成20年度末現在1,486で、うち、収集運搬業の許可のみをもつ業者が1,302を占めている。

また、特別管理産業廃棄物処理の許可業者数は20年度末現在220となっている。

3 廃棄物処理対策

(1) 一般廃棄物処理対策

し尿処理については、下水道の整備状況を考慮しながら、適切な施設の更新整備を促進している。また、浄化槽については、公共下水道と同等の浄化能力をもつ浄化槽の普及を市町村と連携して、促進している。

ごみ処理については、ダイオキシン類の削減対策等による環境への負荷の低減や資源化など、効率的で安全なごみ処理施設、最終処分場等の改良、更新整備を促進している。

また、「環境にやさしい買い物キャンペーン」やごみの減量化等に取り組む小売店をエコショップとして認定する「エコショップいわて認定制度」の実施など、ごみの発生抑制や循環的利用の促進に取り組んでいる。

(2) 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物は、法律により、排出事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

本県においては、平成18年3月に策定した「岩手県産業廃棄物処理計画（第二次）」に基づき、排出事業者処理責任の原則を踏まえ、適正処理の指導を努めるとともに、平成7年9月から、公共関与によるいわてクリーンセンターを稼働し、適正処理体制の整備を図った。

また、平成14年12月に「循環型地域社会の形成に関する条例」など3条例を制定し、産廃税による産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル目的以外の県外産業廃棄物の搬入の原則禁止などを条例に基づいて運用し、循環型地域社会の形成に向けた取組みを推進している。

第5 食品衛生

1 食品営業施設

食品関係営業施設数は、平成20年度末現在37,939施設で、平成19年度末に比べて10,914施設（22.3%）減少している。これら営業施設のうち、許可を要する施設は21,875施設で、平成19年度末に比べて6,206施設（22.1%）減少している。また、許可を要しない施設は16,064施設で、平成19年度末に比べて4,708施設（22.7%）減少している。

2 監視指導

食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を行った延べ施設数は、許可を要する施設では、17,872施設で、1施設当たり0.8回、許可を要しない施設では、14,667施設で、1施設当たり0.9回となっている。

また、食品衛生監視員数の年次推移は表4-4のとおりである。

表4-4 年度別食品衛生監視員・と畜検査員数

公 所 名	16	17	18	19	20
総 数	77	74	72	69	67
盛岡保健所	10	10	9	11	11
県央保健所					6
花巻保健所	4	4	4	4	4
花巻保健所遠野支所	3	3	2	1	2
北上保健所	4	4	4	4	4
奥州(水沢)保健所	4	4	5	4	4
一関保健所	4	4	3	3	4
一関保健所大東支所	2	2	2	2	2
大船渡保健所	4	3	3	3	3
釜石保健所	4	4	5	3	4
宮古保健所	4	3	4	4	4
久慈保健所	4	3	4	4	4
二戸保健所	3	3	3	3	4
岩手県(紫波)食肉衛生検査所	27	27	24	24	24

3 食中毒

平成20年の食中毒発生件数は盛岡市を含め8件、患者数は38名である。月別の発生状況は、6月が1件、7月が1件、8月が1件、9月が2件、10月が3件となっている。病因物質別では、植物性自然毒が5件、サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌、カンピロバクターが各1件となっている。原因施設別では、家庭4件、飲食店3件、原因施設不明1件となっている。(表4-5)

表4-5 食中毒事件発生状況 (平成20年次)

No.	月	発生場所	原因食品	病因物質
1	6	花巻市	不明	サルモネラ属菌
2	7	花巻市	きのこ(種別不明)	植物性自然毒
3	8	盛岡市	おにぎり	黄色ブドウ球菌
4	9	岩手町	きのこ(ツキヨタケ)	植物性自然毒
5	9	八幡平市	きのこ(ツキヨタケ)	植物性自然毒
6	10	二戸市	きのこ(ツキヨタケ)	植物性自然毒
7	10	一関市	飲食店の食事	カンピロバクター
8	10	奥州市	きのこ(カキシメジ)	植物性自然毒

4 貝毒検査

貝毒検査は、環境保健研究センターで行なっている。

貝毒には、麻痺性貝毒と下痢性貝毒の2種類があり、麻痺性貝毒では、可食部1g当たり4マウスユニット、下痢性貝毒では、可食部1g当たり0.05マウスユニットを越える毒量を含む貝類の出荷が規制される。

なお、平成19年度の海域別出荷自主規制措置は、麻痺性貝毒が4件、下痢性貝毒が8件講じられた。

5 と畜検査

平成20年度のと畜検査頭数は盛岡市を含め、310,853頭で、平成19年度に比べて766頭(2.5%)増加した。畜種別にみると、豚は296,572頭で、平成19年度に比べて1,445頭(0.49%)増加し、牛は14,059頭で561頭(3.8%)減少した。(表6)

と畜検査の結果、廃棄等処分頭数は207,827頭で、平成19年度より11,842頭(4.6%)減少した。

また、検査頭数に対する処分割合は66.9%となっており、処分頭数中全部廃棄頭数は683頭で、その主な疾病は水腫、炎症又は炎症産物による汚染、膿毒症及び敗血症であった。

表4-6 と畜検査頭数推移 (年度別)

年 度	牛・とく	豚	その他	総 数	指数(注)
16	15,334	296,435	196	311,965	100
17	15,112	272,085	179	287,376	92.1
18	14,546	287,111	198	301,855	96.8
19	14,620	295,127	330	310,077	99.4
20	14,059	296,572	222	310,853	99.6

(注) 平成16年度を100とした指数。

6 食鳥検査

食鳥検査は、盛岡市を含め、指定検査機関で実施しており、平成20年度の食鳥検査羽数は、103,627,547羽であった。

食鳥検査の結果、廃棄等処分実羽数は、禁止全部廃棄羽数が1,369,675羽で、検査羽数に対する割合は、1.32%、一部廃棄が3,282,421羽で、3.17%であった。禁止・全部廃棄の主な疾病は、大腸菌症、削瘦及び発育不良、腹水症及びマレック病であった。

第6 狂犬病予防

平成20年度における犬の登録頭数は80,735頭で、平成19年度に比べて1,731頭(2.1%)減少した。また、犬の抑留頭数は491頭で、平成19年度に比べて17頭減少した。(表4-7)

表4-7 登録及び狂犬病予防注射等実施状況推移 (年度別)

年 度	登録頭数(再掲)	予防注射実施頭数	抑留頭数	処分頭数
16	83,603 (7,305)	74,358	795	653
17	82,976 (7,178)	73,294	644	484
18	82,471 (7,307)	71,784	692	503
19	82,466 (7,443)	73,064	508	362
20	80,735 (6,266)	72,153	491	288

(注) 処分頭数には、犬の引取りは含まない。

犬の登録は生涯登録であり、()内は新規登録再掲

第5章 試験・検査・研究

環境保健研究センター事業

1 岩手県環境保健研究センターの設置

(1) 設置の目的

増大かつ複雑多様化する環境問題や保健衛生上の課題に的確に対応するため、環境保健行政推進の科学的・技術的中核機関として、衛生研究所と公害センターを再編統合し、平成13年7月に「岩手県環境保健研究センター（以下「センター」という。）」を設置した。平成17年4月に検査部を加えた6部体制となる。

(2) センターの概要

- ① 場 所 盛岡市飯岡新田 1-36-1
- ② 敷地面積 24,743.7 m²（換地見込み面積）
- ③ 施設規模 本館 鉄筋コンクリート造3階建 5,697 m²
附属棟 鉄骨造平屋建 312 m²

2 センターの組織及び主な業務

〈組織図〉

